

令和4年度第2回愛媛県地域職業能力開発促進協議会 議事次第

日時：令和5年3月2日(木)13:30～15:00

場所：松山若草合同庁舎7階共用大会議室

1 開会挨拶

2 議題

- (1) 地域の人材ニーズの把握について
- (2) 公的職業訓練の実施状況及び検証について
- (3) キャリアコンサルティングの機会確保その他職業能力開発促進の取組の共有について
- (4) 令和5年度愛媛県職業訓練実施計画（総合計画）の策定について
- (5) ワーキンググループによる検証対象とする訓練分野について

3 閉会

【説明資料】

- | | |
|------|---|
| 資料1 | 愛媛県地域職業能力開発促進協議会設置要綱 |
| 資料2 | 管内の雇用失業情勢（令和4年12月分）について |
| 資料3 | 愛媛県の職業訓練実施状況 |
| 資料4 | 愛媛職業能力開発促進センターの職業訓練実施状況 |
| 資料5 | 求職者支援訓練の実施状況 |
| 資料6 | 地域創生イノベーター育成プログラムで実施したキャリアコンサルティングの状況について（速報） |
| 資料7 | 松山東雲短期大学におけるリカレント教育の取り組み |
| 資料8 | 令和5年度愛媛県職業訓練実施計画（総合計画）（案） |
| 資料9 | 令和5年度 全国職業訓練実施計画（案） |
| 資料10 | 公的職業訓練効果検証ワーキンググループの進め方 |
| 資料11 | ハロートレーニング（離職者向け）の5年度計画 |

令和4年度第2回愛媛県地域職業能力開発促進協議会出席者名簿

令和5年3月2日(木)13:30~15:00
松山若草合同庁舎7階共用大会議室

区 分	所 属	役 職 名	氏 名	備 考
学識経験者	松山大学法学部	教 授	村田 毅之	委員
事業主団体	愛媛県商工会連合会	専務理事	飯尾 智仁	委員
	愛媛県中小企業団体中央会	専務理事	馬越 史朗	委員
労働者団体	日本労働組合総連合会愛媛県連合会	事務局長	白石 浩司	委員
福 祉	社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	常務理事	杉野 洋介	委員
訓練・教育機関等	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部	支部長	富田 祐一	委員
	一般社団法人愛媛県専修学校各種学校連合会	理 事	渡邊 秀一	委員
	愛媛県職業能力開発協会	事務局次長	川本 慎吾	代理
	国立大学法人愛媛大学 社会連携推進機構 地域専門人材育成・リカレント教育支援センター	准教授	正本 英紀	委員
	学校法人松山東雲学園 松山東雲短期大学	教 授	森本 千恵	委員
職業紹介事業者等	アビリティセンター株式会社 松山オフィス	マネージャー	古藤 友佳	委員
地方公共団体	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課	主 幹	國久保 浩二	代理
	愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課	課 長	吉高 徹	委員
労働局	厚生労働省愛媛労働局	局 長	瀧原 章夫	委員

地方公共団体	愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課	担当係長	竹内 崇恵	随行
訓練・教育機関等	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部	訓練課長	中村 美利	随行
		求職者支援課長	藤津 幸治	随行
労働局	厚生労働省愛媛労働局職業安定部 厚生労働省愛媛労働局職業安定部 訓練室	部 長	三原 理志	事務局
		室 長	山岡 裕嗣	事務局
		室長補佐	前田 啓子	事務局
		地方人材育成 対策担当官	佐野 公星	事務局
		就職支援 ナビゲーター	片岡 由美子	事務局

令和4年度第2回愛媛県地域職業能力開発促進協議会 配席図

令和5年3月2日(木)13:30～15:00
松山若草合同庁舎7階共用大会議室

出
入
口

国立大学法人 愛媛大学 社会連携推進機構 准教授 正本 英紀	愛媛県職業能力 開発協会 事務局次長 川本 慎吾	愛媛県専修学校 各種学校連合会 理事 渡邊 秀一	高齢・障害・求職者 雇用支援機構 愛媛支部 支部長 富田 祐一
--	-----------------------------------	-----------------------------------	---

学校法人 松山東雲学園 松山東雲短期大学 教授 森本 千恵
アビリティセンター 株式会社 松山オフィス マネージャー 古藤 友佳
愛媛県教育委員会 事務局指導部 高校教育課 主幹 國久保 浩二

愛媛県 社会福祉協議会 常務理事 杉野 洋介
日本労働組合 総連合会 愛媛県連合会 事務局長 白石 浩司
愛媛県中小企業 団体中央会 専務理事 馬越 史朗
愛媛県 商工会連合会 専務理事 飯尾 智仁

愛媛労働局 職業安定部 部長 三原 理志	愛媛労働局 局長 瀧原 章夫	松山大学法学部 教授 村田 毅之	愛媛県経済労働部 産業雇用局 労政雇用課 課長 吉高 徹
-------------------------------	----------------------	------------------------	--

出
入
口

(事務局)	(随行者)	(随行者)	(随行者)
訓練室 室長 山岡 裕嗣	高齢・障害・求職者 雇用支援機構 愛媛支部 訓練課長 中村 美利	高齢・障害・求職者 雇用支援機構 愛媛支部 求職者支援課長 藤津 幸治	愛媛県経済労働部 産業雇用局 労政雇用課 担当係長 竹内 崇恵

(事務局)	(事務局)	(事務局)
訓練室 室長補佐 前田 啓子	訓練室 地方人材育成 対策担当官 佐野 公星	訓練室 就職支援 ナビゲーター 片岡 由美子

愛媛県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

愛媛県及び愛媛労働局は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、愛媛県内において、地域の関係機関が参画し、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 名称

協議会の名称は、「愛媛県地域職業能力開発促進協議会」と称する。

3 構成員

(1) 協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 学識経験者
- ② 事業主団体
- ③ 労働者団体
- ④ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- ⑤ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- ⑥ その他関係機関が必要と認める者
- ⑦ 愛媛県
- ⑧ 愛媛労働局

4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

5 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の開催

年2回以上の開催とする。

7 協議事項

次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会確保その他職業能力開発促進の取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) その他必要な事項に関する事。

8 事務局

協議会の事務局は、愛媛労働局職業安定部に置く。

9 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

10 附則

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

愛媛県地域職業能力開発促進協議会委員名簿

令和5年3月2日現在

区 分	所 属	役 職 名	氏 名	備 考
学識経験者	松山大学法学部	教 授	村田 毅之	
事業主団体	愛媛県商工会議所連合会	専務理事	福井 琴樹	
	愛媛県商工会連合会	専務理事	飯尾 智仁	
	愛媛県中小企業団体中央会	専務理事	馬越 史朗	
	愛媛県経営者協会	専務理事	八塚 洋	
労働者団体	日本労働組合総連合会愛媛県連合会	事務局長	白石 浩司	
福 祉	社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	常務理事	杉野 洋介	
訓練・教育機関等	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部	支部長	富田 祐一	
	一般社団法人愛媛県専修学校各種学校連合会	理 事	渡邊 秀一	
	愛媛県職業能力開発協会	専務理事	朝山 修治	
	国立大学法人愛媛大学 社会連携推進機構 地域専門人材育成・リカレント教育支援センター	准教授	正本 英紀	
	学校法人松山東雲学園 松山東雲短期大学	教 授	森本 千恵	
職業紹介事業者等	アビリティセンター株式会社 松山オフィス	マネージャー	古藤 友佳	
地方公共団体	愛媛県教育委員会事務局指導部	部 長	島瀬 省吾	
	愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課	課 長	吉高 徹	
労働局	厚生労働省愛媛労働局	局 長	瀧原 章夫	

地域職業能力開発促進協議会実施要領

1 開催

地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、年2回以上の開催とし、次年度の公的職業訓練の訓練設定時期等を考慮して開催する。

2 構成員

「地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」（以下「設置要綱策定要領」という。）1（3）に掲げる協議会の構成員（以下「構成員」という。）について、具体的には以下の者を想定していること。

(1) 公共職業能力開発施設を設置する市町村

横浜市

(2) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体（以下「訓練・教育機関」という。）

次の①から④については必ず構成員とするが、このうち②から④については団体又は団体が推薦する者とする。

また、⑤については、社会人を対象とするコースを設置している大学等であって協議会への参画を希望する者を構成員とすること。

① 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部（以下「雇用支援機構」という。）

② 都道府県専修学校各種学校協会

③ 都道府県職業能力開発協会

④ 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会

⑤ リカレント教育を実施する大学等

(3) 労働者団体

日本労働組合総連合会都道府県連合会

(4) 事業主団体

① 都道府県経営者協会

② 都道府県中小企業団体中央会

③ 都道府県商工会議所

④ 都道府県商工会連合会

⑤ 必要に応じて、①から④の他に職業訓練コースの設定に係る業界団体等の参画を求めることができる。

(5) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体（以下「職業紹介事業者等」という。）

管内に事業所のある者

(6) 学識経験者

職業能力の開発及び向上の促進に関する分野に精通している者

(7) その他関係機関が必要と認める者

協議会の開催毎に定めることとするが、特に以下の者については積極的に構成員としての参画を求めること。

① 職業訓練を受講する求職者のニーズ等を把握するための関係者

効果的な職業訓練の実施にあたって、利用する求職者のニーズ等を踏まえることも有用であることから、協議会が取り上げるテーマに沿って、その都度、当事者又は支援団体等の参画を求めること。

(例)

- ・ 求職者のうち女性、高齢者、障害者等が受講する職業訓練について協議する場合には、その当事者やNPO等の支援団体
- ・ 求職者のうち生活困窮者が受講する職業訓練について協議する場合には、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局

② 職業訓練を積極的に設定する成長分野等の専門家

地域における今後の産業展開も踏まえた訓練コースを設定するにあたり、デジタル化、DX（デジタルトランスフォーメーション）など成長分野の職業訓練について協議する場合は、当該分野の専門家や地域において先進的取組を実施している企業等の参画を求めること。

3 具体的な進め方等

設置要綱策定要領1（7）の協議事項について、具体的な内容及び進め方は以下のとおりとする。

(1) 地域の人材ニーズの把握

協議会の構成員からの説明や構成員間の意見交換等を通じて地域の人材ニーズを把握する。

各構成員に期待する内容は以下のとおりである。

- ・ 都道府県労働局からは、管内の雇用失業情勢等の説明
- ・ 都道府県からは、産業政策、企業誘致の情報等の説明
- ・ 労働者団体からは、スキルアップ等に関する求職者・労働者の声の紹介
- ・ 事業主団体からは、人材ニーズ、スキルニーズ等に関する企業の声の紹介
- ・ 職業紹介事業者等からは、ハローワークを利用しない求職者や求人者の動向等について説明

(2) 公的職業訓練の実施状況の検証

地域職業訓練実施計画に基づき、適切に公的職業訓練が行われているか検証する。

離職者向け公的職業訓練については別途通知する様式を用いて取りまとめの上、都道府県、市町村及び雇用支援機構から所管部分について、前年度の地域職業訓練実施計画と比較しながら説明を行う。

また、当該年度の離職者向け公的職業訓練の進捗状況についても取りまとめの上、都道府県、市町村及び雇用支援機構から、当該年度の地域職業訓練実施計画

と比較しながら説明を行う。

公的職業訓練のうち在職者訓練、学卒者訓練及び障害者訓練については、地域職業訓練実施計画との比較が可能な任意の様式で取りまとめ、資料配付することとし、説明は省略して差し支えない。

(3) 訓練効果の把握・検証

地域の人材育成を効果的に実施するため、訓練コースの内容がニーズに即したものとなっているか、訓練効果等が上がっているか等の検証や、当該検証結果を踏まえた見直しを行うこととするが、具体的な検証等は、設置要綱策定要領1(4)のワーキンググループを設置して行わせることができる。その場合、ワーキンググループの名称は「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ」とし、具体的な進め方等は、別添3「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領」のとおりとする。

(4) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有

① 構成員のうちキャリアコンサルティングを実施する機関から取組状況を説明し、構成員による意見交換を行う。

- ・ 都道府県労働局から、ハローワークにおけるキャリアコンサルティング事例等の説明
- ・ 都道府県、市町村、訓練・教育機関等から、職業訓練等に関わるキャリアコンサルティングの実施状況、事例等の説明

② 都道府県内でリカレント教育を実施している大学等からその取組内容を説明し、関係者で意見交換を行う。

(5) 次年度の地域職業訓練実施計画の策定

地域の人材ニーズに即した効果的な人材育成を行っていくために、公的職業訓練全体としての総合的な計画として、地域職業訓練実施計画を策定する。地域職業訓練実施計画の策定については別途通知する。

(6) 協議会が独自に定めるテーマ

各協議会において、職業訓練関係で課題となっているテーマを必要に応じて取り上げ、意見交換を行う。

4 協議内容の公表及び国への報告

協議会資料は、原則公表する。協議会の議事録又は議事概要とともに、各都道府県労働局のHPに掲載すること。

また、協議会資料、議事録等については、協議会開催後速やかに厚生労働省に報告すること。

5 構成員の守秘義務

協議会及びワーキンググループにおいて、構成員が、個別の訓練コースに係る

効果分析等の調査や情報共有・意見交換の機会に訓練修了者等の個人情報や企業秘密等の情報を取得することが想定される。

こうした非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものについては、構成員に守秘義務が課される。

(具体例)

- ・ 採用企業における経営上の秘密に属しうる事項も含む経営戦略等の内容
- ・ 訓練修了者や訓練修了者を採用した企業等からのヒアリング内容のうち個人情報等にあたる内容

6 その他

他の会議等について、協議会と構成員が概ね同じ場合、関連する議題を取り扱う場合等であって、協議会と同一期日に開催することが効率的と考えられるときは、弾力的に運用することができる。

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

2 WGの構成員

「地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」の1（3）の構成員のうち、都道府県労働局、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とし、必要に応じて、地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）構成員の中から任意の者を追加する。

なお、協議会の構成員として委任した者と同一のものとする必要はなく、構成員の機関・団体の職員等で差し支えないが、協議会の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 検証手法

検証手法は、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングにより行うものとする。

なお、各種データの統計処理による分析については、訓練カリキュラムの改善に資する場合に限り各協議会で実施することも可能であるが、都道府県労働局職員以外の者が直接関わって分析を実施する場合は、①分析するデータの種類・範囲、②分析手法、③分析の実施者等を明らした上で、事前に、本省に協議すること。

4 WGの具体的な進め方

（1）検証対象コースの選定

ア 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとする。）以上選定する。

イ 検証対象は、アで選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の

性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

(2) ヒアリングの内容等

ア ヒアリングは直接又はweb会議のいずれでも差し支えない。

イ ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

① 訓練実施機関へのヒアリング

- ・ 訓練実施にあたって工夫している点
- ・ 訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況
- ・ 訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

② 訓練修了者へのヒアリング

※訓練機関の接遇など、受講中の満足度ではないことに留意。

- ・ 訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ・ 訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの
- ・ 就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

③ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

- ・ 訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの
- ・ 訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等
- ・ 訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

(3) ヒアリングを踏まえた効果検証等

(2)のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

(4) 効果検証結果を踏まえた検討

(3)の効果検証結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理する。

【訓練カリキュラムの改善促進策（例）】

- 委託訓練について、
 - ・ 説明会資料又は委託要綱等の内容に追加
 - ・ 公募条件又は入札の加点要素として付加
- 汎用性の高い訓練（就職支援）内容について、

- ・求職者支援訓練において、訓練実施期間中に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う実施状況の確認の際に周知
- ・申請・認定事務の際に周知
- ・求職者支援訓練の実施機関開拓の際に周知

(5) 協議会への報告

WGの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）等については協議会に報告する。

愛媛労働局発表
令和5年1月31日(火)

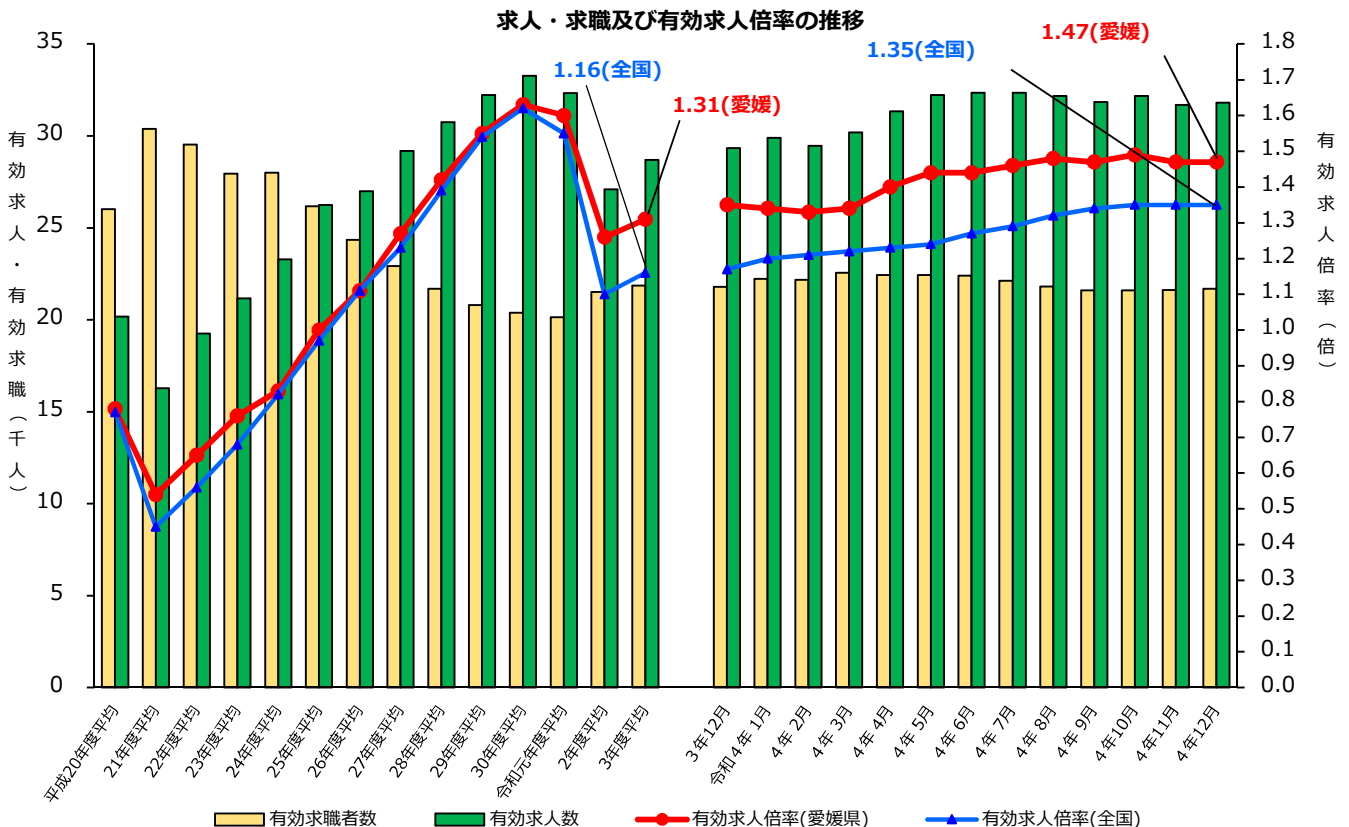
愛媛労働局職業安定部職業安定課
担当 課長 渡部 仁司
課長補佐 河野 純也
地方労働市場情報官 阿部 慎司
電話 089-943-5221

管内の雇用失業情勢（令和4年12月分）について
— 有効求人倍率は1.47倍(季節調整値) —
前月比は同水準

愛媛労働局では、公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりまとめ、求人倍率等の指標を作成し毎月公表しています。

「ポイント」

- 有効求人倍率（季節調整値）は、1.47倍で前月比は同水準とした。
正社員求人倍率（原数値）は、1.28倍で前年同月比0.11ポイント上昇した。
- 地域別の有効求人倍率（原数値）は、東・中・南予の全地域で前年同月を上回った。
東予地域は1.69倍、中予地域は1.51倍、南予地域は1.85倍となった。
- 新規求人数（原数値）は、前年同月比で19か月連続増加した。
主な産業別では、「サービス業」（24.6%増）、「医療、福祉」（13.6%増）、「建設業」（12.8%増）、「卸売業、小売業」（11.6%増）、「宿泊業、飲食サービス業」（6.4%増）、「製造業」（0.3%増）で前年同月を上回ったが、「運輸業、郵便業」（11.1%減）で前年同月を下回った。
- 新規求職者数（原数値）は、前年同月比で6か月連続減少した。



(注) 1. 月別の有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率は季節調整値。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。

2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

管内の雇用失業情勢(令和4年12月分)概要

I 主要指標

1 求人倍率 [資料 P11.13]

項目	令和4年12月	前月差	ポイント	(前月差)
有効求人倍率	1.47 倍	0.00 p	前月差は同水準	
有効求人	31,809	0.4 %	前月比で2か月ぶり増加	122
有効求職	21,695	0.3 %	前月比で2か月連続増加	72
新規求人倍率	2.77 倍	0.16 p	前月差で2か月ぶり上昇	
新規求人	11,566	1.1 %	前月比で3か月連続増加	126
新規求職	4,178	▲ 4.8 %	前月比で4か月ぶり減少	▲ 209

(注) 数値は季節調整値

【正社員求人】 [資料 P7]

項目	令和4年12月	前年同月差	ポイント
正社員有効求人倍率	1.28 倍	0.11 p	前年同月差で19か月連続上昇

【地域別】 [資料 P8.9]

項目	令和4年12月	前年同月差	ポイント
東 予	1.69 倍	0.09 p	前年同月差で17か月連続上昇
中 予	1.51 倍	0.15 p	前年同月差で19か月連続上昇
南 予	1.85 倍	0.17 p	前年同月差で19か月連続上昇

2 求人 [資料 P4.5.10]

項目	令和4年12月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
有効求人	32,452	8.5 %	前年同月比で20か月連続増加	2,550
新規求人	10,850	9.3 %	前年同月比で19か月連続増加	927
（ 主 な 産 業 ）	建設業	969	12.8 %	110
	製造業	1,206	0.3 %	4
	運輸業, 郵便業	410	▲ 11.1 %	▲ 51
	卸売業, 小売業	1,343	11.6 %	140
	宿泊業, 飲食サービス業	548	6.4 %	33
	医療, 福祉	3,215	13.6 %	384
	サービス業	1,672	24.6 %	330

【一般・パート別(有効求人)状況]

一般求人は前年同月比 8.4% 増加、パート求人は前年同月比 8.8% 増加となった。

3 求 職 [資料 P 10]

項 目	令和 4 年12月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
有 効 求 職	20,157	▲ 0.5 %	前年同月比で4か月連続減少	▲ 109
新 規 求 職	3,149	▲ 7.2 %	前年同月比で6か月連続減少	▲ 244

[態様別(常用新規求職者(パートを除く))状況] [資料 P 6]

項 目	令和 4 年12月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
在 職 者	737	▲ 2.1 %	前年同月比で2か月ぶり減少	▲ 16
離 職 者	1,126	▲ 8.8 %	前年同月比で4か月連続減少	▲ 109
事業主都合離職者	178	▲ 27.3 %	前年同月比で3か月ぶり減少	▲ 67
自己都合離職者	903	▲ 2.4 %	前年同月比で3か月連続減少	▲ 22
無 業 者	139	▲ 7.3 %	前年同月比で7か月連続減少	▲ 11

[一般・パート別(有効求職)状況]

一般求職者は前年同月比1.1%減少、パート求職者は前年同月比0.3%増加となった。

4 就 職 [資料 P 10]

項 目	令和 4 年12月	前年同月(期)比	ポイント	(前年同月差)
当 月	就 職 件 数	1,151	▲ 9.9 %	前年同月比で4か月連続減少 ▲ 127
	就 職 率	36.6 %	▲ 1.1 p	前年同月差で2か月連続低下
累 計 (4~12月)	就 職 件 数	12,875	▲ 1.0 %	前年同月比で減少 ▲ 127
	就 職 率	32.7 %	0.2 p	前年同期比で上昇

5 雇用保険関係

項 目	令和 4 年12月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
受給資格決定件数(一般)	※ 890	3.0 %	前年同月比で3か月連続増加	26
受 給 者 実 人 員	4,265	▲ 4.5 %	前年同月比で17か月連続減少	▲ 203
月末現在雇用保険被保険者数	402,304	▲ 0.3 %	前年同月比で27か月連続減少	▲ 1,237

※受給資格決定件数(一般)は、速報値のため修正があり得る。

II 雇用失業情勢判断

雇用情勢は、求人が求職を大幅に上回って推移している。今後も新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、引き続き注意する必要がある。

愛媛労働局では、人手不足感が高まっている状況を踏まえ、雇用のミスマッチの解消に取り組むとともに、高齢者、就職氷河期世代、女性、障害者等の多様な人材の活躍促進、人材育成を進め、特に、少子高齢化、若年者の県外への流出など労働力人口の減少が進む中で、生涯現役社会を実現するために再就職支援や就業機会の確保を強化する。

※ 令和 5 年 1 月分の求人倍率の公表予定日

・愛媛県内分(愛媛労働局取りまとめ) - 3月3日(金) ・全 国 分(厚生労働省取りまとめ) - 3月3日(金)

産業別新規求人動向

令和4年12月

産業分類	3年 12月	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年度合計 (対前年度比)
農 林 漁 業	82 22.4	71 4.4	133 209.3	84 ▲ 25.0	78 ▲ 17.0	77 57.1	104 ▲ 5.5	92 ▲ 1.1	97 ▲ 27.1	165 ▲ 4.1	134 ▲ 8.8	130 11.1	88 7.3	965 ▲ 3.2
鉱業、砕石業、砂利採取業	4 300.0	11 37.5	6 0.0	2 100.0	7 75.0	3 ▲ 57.1	3 0.0	6 50.0	7 —	10 100.0	6 ▲ 25.0	8 60.0	4 0.0	54 35.0
建 設 業	859 11.0	829 8.4	1,004 0.7	1,001 10.0	779 7.2	924 2.1	1,131 12.9	751 3.3	857 ▲ 2.9	1,012 ▲ 4.0	845 1.0	956 7.1	969 12.8	8,224 4.3
製 造 業	1,202 27.2	1,378 46.0	1,390 29.5	1,398 24.9	1,238 17.3	1,363 43.3	1,429 25.8	1,356 22.8	1,563 61.1	1,409 10.4	1,599 26.9	1,463 12.3	1,206 0.3	12,626 23.1
食 料 品 製 造 業	244 31.9	344 100.0	230 22.3	305 35.0	299 28.9	230 36.9	312 31.1	290 14.2	264 95.6	359 21.7	366 26.6	238 35.2	212 ▲ 13.1	2,570 26.5
織 維 工 業	108 21.3	141 22.6	151 39.8	168 69.7	146 18.7	147 32.4	155 42.2	176 114.6	138 55.1	157 37.7	174 22.5	153 36.6	100 ▲ 7.4	1,346 36.0
パルプ・紙・紙加工品製造業	151 4.1	113 ▲ 10.3	166 49.5	173 10.9	128 14.3	108 6.9	198 53.5	135 8.0	112 ▲ 21.1	165 58.7	156 9.9	106 ▲ 40.4	170 12.6	1,278 7.9
金 属 製 品 製 造 業	105 50.0	128 82.9	94 ▲ 18.3	110 1.9	89 8.5	110 44.7	114 ▲ 7.3	97 4.3	118 49.4	104 ▲ 6.3	102 8.5	125 10.6	106 1.0	965 10.2
はん用機械器具製造業	51 0.0	62 5.1	76 ▲ 1.3	58 ▲ 12.1	76 68.9	86 28.4	106 23.3	101 94.2	184 178.8	100 44.9	184 121.7	198 195.5	84 64.7	1,119 91.0
生産用機械器具製造業	113 24.2	80 35.6	89 34.8	93 ▲ 5.1	80 9.6	57 ▲ 16.2	105 26.5	90 55.2	86 10.3	92 ▲ 9.8	85 44.1	113 14.1	87 ▲ 23.0	795 8.5
電気機械器具製造業	53 60.6	44 33.3	175 573.1	69 30.2	26 30.0	181 376.3	47 14.6	34 70.0	149 547.8	38 ▲ 29.6	52 57.6	105 ▲ 34.0	29 ▲ 45.3	661 49.9
輸送用機械器具製造業	168 63.1	212 28.5	174 15.2	187 59.8	158 ▲ 14.1	167 41.5	198 22.2	163 ▲ 22.7	189 45.4	162 ▲ 8.0	217 18.6	187 19.1	149 ▲ 11.3	1,590 6.8
電気・ガス・熱供給・水道業	3 ▲ 40.0	11 ▲ 15.4	3 200.0	6 100.0	12 ▲ 36.8	3 ▲ 40.0	5 400.0	10 42.9	2 ▲ 33.3	1 ▲ 66.7	2 ▲ 60.0	11 175.0	2 ▲ 33.3	48 ▲ 4.0
情 報 通 信 業	181 16.0	106 ▲ 28.9	83 27.7	98 ▲ 32.9	155 3.3	74 ▲ 32.7	97 ▲ 31.2	128 8.5	75 ▲ 13.8	93 ▲ 35.0	117 7.3	99 12.5	168 ▲ 7.2	1,006 ▲ 10.7
運 輸 業 ， 郵 便 業	461 13.5	539 ▲ 2.7	517 ▲ 3.7	486 0.2	549 16.8	499 20.8	489 ▲ 4.5	542 19.9	526 ▲ 12.9	611 19.3	675 26.6	553 ▲ 4.5	410 ▲ 11.1	4,854 7.0
卸 売 業 ， 小 売 業	1,203 ▲ 0.5	1,457 4.6	1,467 ▲ 4.6	1,283 4.3	1,485 20.8	1,539 14.4	1,349 ▲ 4.9	1,479 11.7	1,579 14.0	1,585 8.9	1,580 18.4	1,534 18.9	1,343 11.6	13,473 12.4
金 融 業 ， 保 険 業	99 ▲ 13.9	112 5.7	85 21.4	117 7.3	98 14.0	81 12.5	82 ▲ 21.9	89 ▲ 5.3	73 35.2	85 ▲ 23.4	93 ▲ 7.9	69 ▲ 22.5	75 ▲ 24.2	745 ▲ 8.1
不 動 産 業 ， 物 品 賃 借 業	64 ▲ 15.8	68 ▲ 23.6	130 36.8	86 11.7	70 ▲ 44.4	87 2.4	79 43.6	73 10.6	104 22.4	55 ▲ 30.4	99 ▲ 16.8	104 ▲ 31.6	64 0.0	735 ▲ 11.6
学術研究、専門・技術サービス業	181 ▲ 31.4	285 ▲ 8.1	243 ▲ 13.5	203 ▲ 34.5	241 ▲ 27.2	261 16.5	192 ▲ 36.0	216 ▲ 42.1	295 24.5	156 ▲ 44.9	292 ▲ 18.0	302 16.6	144 ▲ 20.4	2,099 ▲ 17.5
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	515 34.1	536 13.1	549 44.9	530 ▲ 23.5	619 46.7	642 110.5	620 53.1	584 5.6	712 67.9	680 63.9	676 13.2	703 ▲ 1.0	548 6.4	5,784 33.1
宿 泊 業	134 54.0	123 105.0	132 51.7	168 ▲ 0.6	203 113.7	176 144.4	236 162.2	176 57.1	228 100.0	249 109.2	207 66.9	214 13.2	179 33.6	1,868 78.1
飲 食 サ ー ビ ス 業	381 28.3	413 ▲ 0.2	417 42.8	362 ▲ 30.9	416 27.2	466 100.0	384 21.9	408 ▲ 7.5	484 56.1	431 45.6	469 ▲ 0.8	489 ▲ 6.1	369 ▲ 3.1	3,916 18.8
生活関連サービス業、娯楽業	293 9.3	485 46.1	308 ▲ 12.7	312 2.3	492 41.0	280 ▲ 12.5	393 36.5	404 7.7	329 33.2	387 16.6	454 10.5	252 ▲ 9.4	355 21.2	3,346 15.7
教 育 ， 学 習 支 援 業	165 36.4	109 ▲ 28.8	132 17.9	186 24.8	104 13.0	89 4.7	128 ▲ 0.8	138 74.7	99 65.0	123 23.0	115 ▲ 1.7	113 41.3	84 ▲ 49.1	993 9.5
医 療 ， 福 祉	2,831 ▲ 0.5	3,204 5.2	3,040 ▲ 2.2	3,197 4.6	2,997 4.4	2,956 0.4	3,062 3.1	2,949 1.9	3,093 ▲ 0.7	2,959 1.4	3,116 4.3	3,442 6.7	3,215 13.6	27,789 3.9
医 療 業	930 10.8	1,113 10.0	992 13.2	1,083 4.4	1,056 6.2	949 8.1	976 0.0	1,071 13.8	993 7.5	963 ▲ 3.2	1,086 6.8	1,300 33.6	1,049 12.8	9,443 9.4
社会保険・社会福祉・介護事業	1,888 ▲ 5.2	2,031 3.0	2,022 ▲ 9.0	2,096 5.2	1,867 1.3	1,997 ▲ 2.8	2,078 4.8	1,844 ▲ 3.6	2,059 ▲ 5.0	1,981 3.5	1,989 2.1	2,123 ▲ 5.1	2,120 12.3	18,058 0.6
複 合 サ ー ビ ス 専 業	33 ▲ 23.3	89 ▲ 2.2	69 11.3	55 ▲ 5.2	103 ▲ 36.0	139 58.0	81 65.3	104 62.5	95 ▲ 12.0	134 148.1	202 5.2	73 25.9	59 78.8	990 22.7
サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	1,342 21.9	1,680 35.9	1,554 33.6	1,636 54.9	1,489 25.4	1,543 30.4	1,950 37.1	1,646 29.0	1,501 36.2	1,784 42.3	1,647 ▲ 9.4	1,426 ▲ 11.2	1,672 24.6	14,658 20.3
職業紹介・労働者派遣業	638 53.0	659 39.3	676 54.7	818 136.4	595 19.2	669 51.7	830 67.7	728 42.2	689 34.0	763 24.7	729 ▲ 6.8	632 ▲ 16.6	775 21.5	6,410 22.1
公務(他に分類されるものを除く)・その他	405 24.6	418 2.0	379 ▲ 17.8	275 9.1	258 44.9	189 19.6	193 22.2	142 30.3	171 27.6	169 39.7	278 71.6	494 55.8	444 9.6	2,338 34.2
合 計	9,923 9.0	11,388 12.3	11,092 7.3	10,955 8.8	10,774 12.8	10,749 16.2	11,387 11.6	10,709 10.3	11,178 16.1	11,418 11.0	11,930 7.5	11,732 6.1	10,850 9.3	100,727 11.1

(注) 1 上段：新規求人数(原数値、パートを含む。)、下段：新規求人の対前年度比。
2 産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」によるものである。

安定所別・主要産業別新規求人動向

(令和4年12月 対前年増減数)

	松山			今治			新居浜			西条			四国中央			八幡浜			宇和島			大洲			県計		
	4年 12月	3年 12月	増減	4年 12月	3年 12月	増減	4年 12月	3年 12月	増減	4年 12月	3年 12月	増減	4年 12月	3年 12月	増減	4年 12月	3年 12月	増減	4年 12月	3年 12月	増減	4年 12月	3年 12月	増減	4年 12月	3年 12月	増減
農, 林, 漁業	11	11	0	5	2	3	3	4	▲1	23	5	18	1	1	0	11	12	▲1	34	43	▲9	0	4	▲4	88	82	6
鉱業, 砕石業, 砂利採取業	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0
建設業	476	368	108	71	86	▲15	210	137	73	60	37	23	43	67	▲24	23	29	▲6	42	72	▲30	44	63	▲19	969	859	110
製造業	275	264	11	260	288	▲28	124	81	43	138	176	▲38	223	235	▲12	60	70	▲10	65	28	37	61	60	1	1,206	1,202	4
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	▲3	0	0	0	2	3	▲1
情報通信業	149	156	▲7	2	4	▲2	7	4	3	4	0	4	6	1	5	0	2	▲2	0	14	▲14	0	0	0	168	181	▲13
運輸業, 郵便業	129	185	▲56	73	55	18	72	41	31	29	44	▲15	37	50	▲13	16	17	▲1	34	42	▲8	20	27	▲7	410	461	▲51
卸売業, 小売業	814	737	77	80	68	12	104	79	25	66	60	6	45	62	▲17	41	62	▲21	149	102	47	44	33	11	1,343	1,203	140
金融業, 保険業	37	52	▲15	24	45	▲21	9	2	7	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4	0	4	0	0	0	75	99	▲24
不動産業, 物品賃借業	43	35	8	0	13	▲13	3	9	▲6	1	2	▲1	15	2	13	0	0	0	2	3	▲1	0	0	0	64	64	0
学術研究, 専門・ 技術サービス業	100	119	▲19	16	20	▲4	18	24	▲6	2	7	▲5	1	2	▲1	2	0	2	4	4	0	1	5	▲4	144	181	▲37
宿泊業, 飲食サービス業	342	302	40	60	61	▲1	12	13	▲1	24	29	▲5	28	37	▲9	32	19	13	39	36	3	11	18	▲7	548	515	33
生活関連サービス 業, 娯楽業	219	157	62	19	11	8	24	20	4	35	42	▲7	10	10	0	11	15	▲4	20	4	16	17	34	▲17	355	293	62
教育, 学習支援業	61	106	▲45	14	21	▲7	4	2	2	1	20	▲19	0	3	▲3	2	4	▲2	2	8	▲6	0	1	▲1	84	165	▲81
医療, 福祉	1,980	1,614	366	285	295	▲10	275	279	▲4	166	149	17	93	88	5	84	116	▲32	253	210	43	79	80	▲1	3,215	2,831	384
医療業	642	480	162	108	114	▲6	41	52	▲11	69	86	▲17	40	35	5	41	59	▲18	75	78	▲3	33	26	7	1,049	930	119
社会保険・社会 福祉・介護事業	1,295	1,126	169	177	181	▲4	233	222	11	97	63	34	51	53	▲2	43	57	▲14	178	132	46	46	54	▲8	2,120	1,888	232
複合サービス事業	13	7	6	12	2	10	5	2	3	4	0	4	1	8	▲7	4	6	▲2	9	1	8	11	7	4	59	33	26
サービス業 (他に分類されないもの)	1,128	849	279	100	68	32	293	218	75	43	102	▲59	46	51	▲5	8	17	▲9	37	20	17	17	17	0	1,672	1,342	330
公善(他に分類される ものを除く)・その他	167	262	▲95	12	0	12	19	28	▲9	15	14	1	52	36	16	157	41	116	22	4	18	0	20	▲20	444	405	39
合計	5,949	5,228	721	1,033	1,039	▲6	1,182	943	239	612	687	▲75	602	653	▲51	451	410	41	716	594	122	305	369	▲64	10,850	9,923	927

(注) パートを含む。

常用新規求職者離職理由別の推移

(パートを除く)

令和4年12月

愛媛労働局

	求職者計	①		②				③		
		在職者	離職者	定年	事業主 都合離職者	自己都合 離職者	自営	無業者	家事	その他
【月平均】	【3,321】	【1,083】	【1,924】	【55】	【421】	【1,410】	【36】	【314】	【46】	【268】
平成29年度	39,847	12,990	23,092	655	5,052	16,915	428	3,765	549	3,216
	▲ 7.6	▲ 5.5	▲ 9.0	3.8	▲ 10.4	▲ 8.6	▲ 22.9	▲ 5.8	2.8	▲ 7.1
【月平均】	【3,180】	【1,004】	【1,907】	【60】	【414】	【1,395】	【36】	【269】	【37】	【232】
平成30年度	38,158	12,045	22,888	724	4,967	16,738	435	3,225	441	2,784
	▲ 4.2	▲ 7.3	▲ 0.9	10.5	▲ 1.7	▲ 1.0	1.6	▲ 14.3	▲ 19.7	▲ 13.4
【月平均】	【2,966】	【910】	【1,807】	【56】	【374】	【1,344】	【31】	【228】	【32】	【196】
令和元年度	35,591	10,923	21,688	673	4,484	16,133	368	2,737	380	2,357
	▲ 6.7	▲ 9.3	▲ 5.2	▲ 7.0	▲ 9.7	▲ 3.6	▲ 15.4	▲ 15.1	▲ 13.8	▲ 15.3
【月平均】	【2,761】	【804】	【1,748】	【50】	【449】	【1,219】	【27】	【197】	【33】	【165】
令和2年度	33,136	9,644	20,972	605	5,383	14,627	327	2,368	392	1,976
	▲ 6.9	▲ 11.7	▲ 3.3	▲ 10.1	20.0	▲ 9.3	▲ 11.1	▲ 13.5	3.2	▲ 16.2
【月平均】	【2,776】	【868】	【1,678】	【45】	【334】	【1,258】	【38】	【231】	【33】	【198】
令和3年度	33,314	10,413	20,131	541	4,008	15,091	452	2,770	400	2,370
	0.5	8.0	▲ 4.0	▲ 10.6	▲ 25.5	3.2	38.2	17.0	2.0	19.9
令和2年12月	2,072	729	1,187	35	278	847	27	156	34	122
	▲ 7.5	▲ 13.8	▲ 4.4	▲ 12.5	20.3	▲ 10.6	17.4	2.0	36.0	▲ 4.7
令和3年1月	2,876	892	1,828	48	408	1,334	34	156	36	120
	▲ 8.7	▲ 12.5	▲ 1.6	17.1	24.8	▲ 7.6	▲ 17.1	▲ 20.0	24.1	▲ 27.7
2月	2,760	986	1,588	36	345	1,186	18	186	37	149
	▲ 4.2	▲ 1.3	▲ 0.2	▲ 7.7	12.7	▲ 2.6	▲ 33.3	▲ 17.0	0.0	▲ 20.3
3月	3,104	1,070	1,750	35	389	1,286	37	284	33	251
	2.2	5.2	6.9	▲ 14.6	25.5	3.4	▲ 5.1	▲ 1.0	13.8	▲ 2.7
令和3年4月	3,478	728	2,482	119	674	1,656	31	288	47	221
	▲ 5.9	4.6	▲ 8.2	▲ 27.0	▲ 21.9	0.6	10.7	10.7	9.3	11.1
5月	2,485	659	1,620	46	342	1,201	28	206	44	162
	▲ 3.7	11.3	▲ 8.0	▲ 13.2	▲ 26.0	▲ 0.7	▲ 17.6	12.0	83.3	1.3
6月	2,699	855	1,618	41	339	1,197	39	226	25	201
	▲ 3.8	8.9	▲ 8.1	0.0	▲ 27.1	▲ 2.3	44.4	8.1	▲ 16.7	12.3
7月	2,733	889	1,618	34	341	1,197	43	226	30	196
	▲ 2.1	13.0	▲ 11.4	▲ 37.0	▲ 29.8	▲ 4.6	48.3	25.6	7.1	28.9
8月	2,754	911	1,639	40	308	1,256	32	204	33	171
	7.7	13.3	3.0	2.6	▲ 6.9	4.8	60.0	26.7	37.5	24.8
9月	2,662	837	1,587	33	277	1,216	55	238	31	207
	▲ 4.1	2.1	▲ 9.8	▲ 17.5	▲ 48.1	4.7	150.0	20.8	▲ 6.1	26.2
10月	2,734	811	1,694	53	320	1,286	32	229	30	199
	▲ 5.0	2.7	▲ 8.2	35.9	▲ 36.9	1.4	6.7	▲ 5.8	▲ 33.3	0.5
11月	2,450	760	1,463	23	246	1,150	40	227	32	195
	9.6	9.7	6.6	4.5	▲ 21.9	13.6	90.5	33.5	28.0	34.5
12月	2,138	753	1,235	30	245	925	33	150	25	125
	3.2	3.3	4.0	▲ 14.3	▲ 11.9	9.2	22.2	▲ 3.8	▲ 26.5	2.5
令和4年1月	3,189	1,071	1,865	46	338	1,426	52	253	35	218
	10.9	20.1	2.0	▲ 4.2	▲ 17.2	6.9	52.9	62.2	▲ 2.8	81.7
2月	2,838	1,048	1,569	38	272	1,223	34	221	27	194
	2.8	6.3	▲ 1.2	5.6	▲ 21.2	3.1	88.9	18.8	▲ 27.0	30.2
3月	3,154	1,091	1,741	38	306	1,358	33	322	41	281
	1.6	2.0	▲ 0.5	8.6	▲ 21.3	5.6	▲ 10.8	13.4	24.2	12.0
令和4年4月	3,466	740	2,423	135	560	1,687	32	303	42	261
	▲ 0.3	1.6	▲ 2.4	13.4	▲ 16.9	1.9	3.2	13.1	▲ 10.6	18.1
5月	2,708	796	1,677	56	314	1,277	29	235	39	196
	9.0	20.8	3.5	21.7	▲ 8.2	6.3	3.6	14.1	▲ 11.4	21.0
6月	2,744	870	1,660	50	290	1,287	29	214	26	188
	1.7	1.8	2.6	22.0	▲ 14.5	7.5	▲ 25.6	▲ 5.3	4.0	▲ 6.5
7月	2,574	784	1,609	37	304	1,237	29	181	19	162
	▲ 5.8	▲ 11.8	▲ 0.6	8.8	▲ 10.9	3.3	▲ 32.6	▲ 19.9	▲ 36.7	▲ 17.3
8月	2,716	858	1,663	42	275	1,308	32	195	30	165
	▲ 1.4	▲ 5.8	1.5	5.0	▲ 10.7	4.1	0.0	▲ 4.4	▲ 9.1	▲ 3.5
9月	2,625	825	1,581	38	249	1,263	31	219	27	192
	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 0.4	15.2	▲ 10.1	3.9	▲ 43.6	▲ 8.0	▲ 12.9	▲ 7.2
10月	2,630	758	1,676	44	331	1,275	24	196	27	169
	▲ 3.8	▲ 6.5	▲ 1.1	▲ 17.0	3.4	▲ 0.9	▲ 25.0	▲ 14.4	▲ 10.0	▲ 15.1
11月	2,343	770	1,387	23	278	1,049	37	186	36	150
	▲ 4.4	1.3	▲ 5.2	0.0	13.0	▲ 8.8	▲ 7.5	▲ 18.1	12.5	▲ 23.1
12月	2,002	737	1,126	20	178	903	24	139	27	112
	▲ 6.4	▲ 2.1	▲ 8.8	▲ 33.3	▲ 27.3	▲ 2.4	▲ 27.3	▲ 7.3	8.0	▲ 10.4
【月平均】	【2,645】	【793】	【1,645】	【49】	【309】	【1,254】	【30】	【208】	【30】	【177】
当年度累計	23,808	7,138	14,802	445	2,779	11,286	267	1,868	273	1,595
前年同期	24,133	7,203	14,956	419	3,092	11,084	333	1,974	297	1,677
前年同期比	▲ 1.3	▲ 0.9	▲ 1.0	6.2	▲ 10.1	1.8	▲ 19.8	▲ 5.4	▲ 8.1	▲ 4.9

(注) 網掛け部分は、前年同期比及び前年同月比を示す。
【資料出所】 愛媛労働局「職業安定業務統計」

正社員職業紹介状況(原数値)

愛媛労働局

項 目	令和4年 12月	令和3年 12月	前年同月比 (差)
① 月間有効求職者数 (人) (パートタイムを除く常用)	11,888	12,017	▲ 1.1%
正社員			
② 月間有効求人数 (人)	15,273	14,073	8.5%
③ 新規求人数 (人)	4,971	4,632	7.3%
④ 就職件数 (件)	574	587	▲ 2.2%
⑤ 有効求人倍率 (倍) (②/④) (原数値)	1.28	1.17	0.11 p

(注) 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

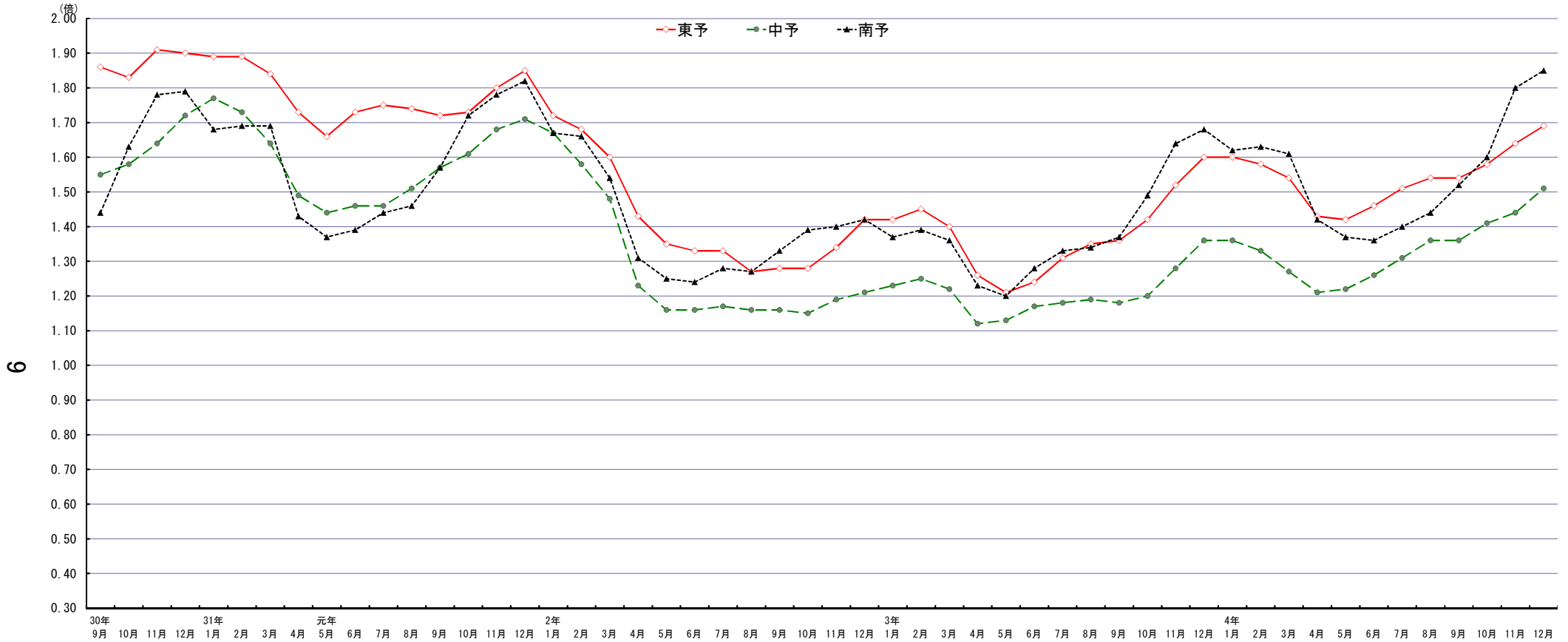
月間有効求人倍率の推移（原数値）

愛媛労働局職業安定課

区分	地域別	令和4年12月	令和3年12月	増減率（差）
① 月間有効 求人倍率 (③/②)	東予	1.69	1.60	0.09p
	中予	1.51	1.36	0.15p
	南予	1.85	1.68	0.17p
	県計	1.61	1.48	0.13p
② 月間有効 求職者数 (人)	東予	5,981	6,044	▲ 1.0%
	中予	11,577	11,504	0.6%
	南予	2,599	2,718	▲ 4.4%
	県計	20,157	20,266	▲ 0.5%
③ 月間有効 求人数 (人)	東予	10,127	9,670	4.7%
	中予	17,527	15,677	11.8%
	南予	4,798	4,555	5.3%
	県計	32,452	29,902	8.5%

(注) 学卒を除き、パートタイムを含む。

地域別有効求人倍率の推移（原数値）



	30年 9月	10月	11月	12月	31年 1月	2月	3月	4月	元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
東予	1.86	1.83	1.91	1.90	1.89	1.89	1.84	1.73	1.66	1.73	1.75	1.74	1.72	1.73	1.80	1.85	1.72	1.68	1.60	1.43	1.35	1.33	1.33	1.27	1.28	1.28	1.34	1.42	1.42	1.45	1.40	1.26	1.21	1.24	1.31	1.35	1.36	1.42	1.52	1.60	1.60	1.58	1.54	1.43	1.42	1.46	1.51	1.54	1.54	1.58	1.64	1.69
中予	1.55	1.58	1.64	1.72	1.77	1.73	1.64	1.49	1.44	1.46	1.46	1.51	1.57	1.61	1.68	1.71	1.67	1.58	1.48	1.23	1.16	1.16	1.17	1.16	1.16	1.15	1.19	1.21	1.23	1.25	1.22	1.12	1.13	1.17	1.18	1.19	1.18	1.20	1.28	1.36	1.36	1.33	1.27	1.21	1.22	1.26	1.31	1.36	1.36	1.41	1.44	1.51
南予	1.44	1.63	1.78	1.79	1.68	1.69	1.69	1.43	1.37	1.39	1.44	1.46	1.57	1.72	1.78	1.82	1.67	1.66	1.54	1.31	1.25	1.24	1.28	1.27	1.33	1.39	1.40	1.42	1.37	1.39	1.36	1.23	1.20	1.28	1.34	1.37	1.49	1.64	1.68	1.62	1.63	1.61	1.42	1.37	1.36	1.40	1.44	1.52	1.60	1.80	1.85	

一 般 職 業 紹 介 状 況

令和4年12月

愛媛労働局職業安定部職業安定課

項目 年度・月	A 新規求職申込件数				B 月間有効求職者数				C 新規求人数		D 月間有効求人数		E 就職件数				F 充足数		求人倍率 (原数値)		求人倍率 (季節調整値)		就職率 E/A(%)	充足率 F/C(%)
	常用	うち 保	うち 中高年		常用	うち 保	うち 中高年		常用		常用	うち 保	うち 中高年	常用		新規 C/A	有効 D/B	新規	有効					
令和3年度	54,788	54,422	13,945	28,212	262,564	261,206	93,365	141,198	124,138	108,610	344,903	305,198	17,544	16,097	5,068	8,506	17,302	15,958	2.27	1.31	*	*	32.0	13.9
月平均	4,566	4,535	1,162	2,351	21,880	21,767	7,780	11,767	10,345	9,051	28,742	25,433	1,462	1,341	422	709	1,442	1,330	—	—	*	*	—	—
令和3年12月	3,393	3,377	860	1,735	20,266	20,175	7,014	10,801	9,923	8,442	29,902	25,841	1,278	1,110	376	623	1,271	1,113	2.92	1.48	2.37	1.35	37.7	12.8
令和4年1月	5,097	5,073	1,241	2,734	20,996	20,907	6,992	11,294	11,388	9,539	30,749	26,374	1,267	1,126	372	649	1,235	1,097	2.23	1.46	2.18	1.34	24.9	10.8
2月	4,567	4,552	1,039	2,337	21,335	21,257	6,871	11,491	11,092	9,454	30,777	26,233	1,401	1,274	337	695	1,407	1,292	2.43	1.44	2.28	1.33	30.7	12.7
3月	5,092	5,071	1,170	2,527	22,525	22,443	7,022	12,028	10,955	9,412	31,395	26,804	1,874	1,730	516	928	1,828	1,689	2.15	1.39	2.28	1.34	36.8	16.7
令和4年4月	6,163	6,135	1,789	3,492	23,490	23,403	7,279	12,838	10,774	9,681	30,657	26,842	1,652	1,535	428	804	1,620	1,510	1.75	1.31	2.45	1.40	26.8	15.0
5月	4,705	4,648	1,203	2,452	23,486	23,361	7,462	12,818	10,749	9,443	30,540	27,036	1,580	1,463	457	790	1,561	1,451	2.28	1.30	2.44	1.44	33.6	14.5
6月	4,562	4,511	1,169	2,282	23,213	23,052	7,933	12,550	11,387	9,975	30,996	27,525	1,617	1,509	480	809	1,596	1,498	2.50	1.34	2.51	1.44	35.4	14.0
7月	4,084	4,042	1,139	2,042	22,211	22,025	7,996	11,836	10,709	9,454	30,737	27,249	1,354	1,266	370	647	1,307	1,229	2.62	1.38	2.66	1.46	33.2	12.2
8月	4,203	4,187	1,140	2,089	22,064	21,929	8,063	11,645	11,178	10,049	31,418	27,963	1,301	1,233	408	642	1,278	1,216	2.66	1.42	2.72	1.48	31.0	11.4
9月	4,294	4,271	1,092	2,166	22,060	21,972	7,877	11,671	11,418	9,991	31,616	28,101	1,434	1,362	434	701	1,418	1,353	2.66	1.43	2.59	1.47	33.4	12.4
10月	4,279	4,248	1,213	2,225	21,940	21,852	7,717	11,709	11,930	10,439	32,674	28,887	1,420	1,321	466	750	1,385	1,291	2.79	1.49	2.61	1.49	33.2	11.6
11月	3,877	3,847	970	1,951	21,402	21,307	7,302	11,382	11,732	10,275	33,097	29,110	1,366	1,265	431	700	1,346	1,256	3.03	1.55	2.61	1.47	35.2	11.5
12月	3,149	3,128	830	1,570	20,157	20,071	6,808	10,707	10,850	9,055	32,452	28,195	1,151	1,017	342	566	1,131	1,005	3.45	1.61	2.77	1.47	36.6	10.4
前年同月比	▲ 7.2	▲ 7.4	▲ 3.5	▲ 9.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 2.9	▲ 0.9	9.3	7.3	8.5	9.1	▲ 9.9	▲ 8.4	▲ 9.0	▲ 9.1	▲ 11.0	▲ 9.7	0.53p	0.13p	0.16	0.00	▲ 1.1p	▲ 2.4p

(注) ・求人倍率(季節調整値)の前年同月比の数値は、前月比の数値である。

(公共職業安定所別)

中予	松山	▲ 5.7	▲ 5.9	1.5	▲ 7.5	0.6	0.7	4.0	▲ 0.6	13.8	11.4	11.8	11.5	▲ 4.9	▲ 2.8	▲ 8.1	▲ 10.0	▲ 7.7	▲ 8.0	0.61p	0.15p	*	0.2p	▲ 2.0p
		1,670	1,660	482	791	11,577	11,540	3,918	5,919	5,949	4,869	17,527	14,894	485	419	147	224	518	446	3.56	1.51		29.0	8.7
東予	今治	▲ 3.9	▲ 3.4	▲ 7.1	▲ 20.3	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 10.5	▲ 1.2	▲ 0.6	▲ 4.1	2.3	3.4	▲ 7.6	▲ 7.5	▲ 4.5	▲ 7.5	▲ 9.0	▲ 5.6	0.10p	0.03p	*	▲ 1.7p	▲ 1.3p
		343	343	91	165	2,094	2,083	709	1,156	1,033	917	3,190	2,906	146	136	42	74	141	136	3.01	1.52		42.6	13.6
	新居浜	▲ 16.4	▲ 17.3	▲ 1.6	▲ 13.9	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 6.7	5.0	25.3	14.1	17.5	10.0	▲ 3.3	▲ 2.8	13.8	5.7	▲ 10.3	▲ 6.1	1.43p	0.33p	*	5.9p	▲ 3.5p
		275	272	61	149	1,544	1,536	473	860	1,182	800	3,223	2,440	119	104	33	56	104	93	4.30	2.09		43.3	8.8
	西条	▲ 5.4	▲ 6.2	▲ 8.3	22.0	▲ 3.0	▲ 3.3	▲ 12.8	▲ 3.3	▲ 10.9	▲ 0.4	▲ 6.2	3.0	▲ 16.7	▲ 20.4	▲ 15.8	▲ 18.8	▲ 12.8	▲ 15.7	▲ 0.17p	▲ 0.05p	*	▲ 5.0p	▲ 0.3p
		228	226	55	122	1,216	1,207	471	652	612	555	1,832	1,634	85	74	32	39	68	59	2.68	1.51		37.3	11.1
四国中央	▲ 6.9	▲ 7.4	▲ 13.5	▲ 14.1	▲ 0.6	▲ 0.4	▲ 7.2	6.1	▲ 7.8	▲ 8.7	1.4	2.4	▲ 27.1	▲ 25.2	▲ 43.2	▲ 21.3	▲ 21.2	▲ 18.0	▲ 0.03p	0.03p	*	▲ 15.3p	▲ 2.9p	
	175	174	32	85	1,127	1,124	346	629	602	558	1,882	1,788	97	92	21	48	104	100	3.44	1.67		55.4	17.3	
南予	八幡浜	▲ 6.1	▲ 6.2	0.0	▲ 17.2	▲ 11.0	▲ 11.3	▲ 12.3	▲ 12.6	10.0	8.9	▲ 8.0	▲ 2.6	▲ 37.3	▲ 25.0	6.3	▲ 39.0	▲ 47.4	▲ 39.7	0.47p	0.06p	*	▲ 16.9p	▲ 9.9p
		139	137	35	82	781	774	278	486	451	390	1,325	1,211	47	42	17	25	41	35	3.24	1.70		33.8	9.1
	宇和島	▲ 5.7	▲ 5.4	▲ 18.6	▲ 14.0	1.7	1.9	▲ 10.3	▲ 3.1	20.5	22.4	23.4	27.3	10.0	20.3	18.8	26.0	4.4	9.3	0.79p	0.36p	*	8.0p	▲ 2.1p
		197	194	48	111	1,133	1,128	400	633	716	671	2,348	2,251	110	95	38	63	94	82	3.63	2.07		55.8	13.1
大洲	▲ 18.7	▲ 17.6	▲ 23.5	▲ 11.0	▲ 5.6	▲ 5.7	▲ 21.7	▲ 2.4	▲ 17.3	▲ 13.5	▲ 7.1	▲ 3.3	▲ 19.5	▲ 25.7	▲ 40.0	▲ 9.8	0.0	▲ 10.0	0.04p	▲ 0.03p	*	▲ 0.5p	3.5p	
	122	122	26	65	685	679	213	372	305	295	1,125	1,071	62	55	12	37	61	54	2.50	1.64		50.8	20.0	

(注) ・公共職業安定所別上段は対前年同月比、下段は原数値である。 ・新規学卒を除きパートタイムを含む。

一般職業紹介状況(全数)前年比

令和4年12月

愛媛労働局

年 月	月間有効求職者		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職者数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数
	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季節 調整値	原数値	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季節 調整値	原数値	原数値 対前年 同月比
	%	%	%	%	倍	倍	%	%	%	%	倍	倍	%
平成27年度	-	▲ 5.9	-	8.1	-	1.27	-	▲ 5.5	-	6.9	-	1.90	▲ 4.7
平成28年度	-	▲ 5.4	-	5.3	-	1.42	-	▲ 6.6	-	3.5	-	2.10	▲ 6.3
平成29年度	-	▲ 4.1	-	4.8	-	1.55	-	▲ 5.7	-	3.3	-	2.30	▲ 5.8
平成30年度	-	▲ 2.0	-	3.2	-	1.63	-	▲ 2.7	-	3.0	-	2.44	▲ 4.6
令和元年度	-	▲ 1.2	-	▲ 2.8	-	1.60	-	▲ 4.7	-	▲ 4.4	-	2.45	▲ 9.1
令和2年度	-	6.8	-	▲ 16.2	-	1.26	-	▲ 6.3	-	▲ 14.7	-	2.23	▲ 15.0
令和3年度	-	1.7	-	6.0	-	1.31	-	4.4	-	6.2	-	2.27	2.7
令和2年度													
令和2年4月	▲ 1.1	▲ 2.4	▲ 6.0	▲ 18.1	1.39	1.30	▲ 2.3	▲ 11.2	▲ 11.6	▲ 27.1	2.04	1.48	▲ 22.7
5月	▲ 0.1	▲ 4.7	▲ 2.7	▲ 21.8	1.35	1.23	▲ 0.4	▲ 19.8	15.3	▲ 19.8	2.37	2.30	▲ 37.6
6月	2.5	0.2	0.7	▲ 19.9	1.33	1.22	7.1	2.6	▲ 1.5	▲ 10.9	2.18	2.07	▲ 14.6
7月	3.3	1.4	0.5	▲ 19.1	1.29	1.23	▲ 4.8	▲ 10.1	▲ 3.9	▲ 21.4	2.20	2.17	▲ 20.3
8月	2.8	5.8	▲ 0.7	▲ 18.8	1.25	1.21	▲ 1.2	▲ 7.9	3.6	▲ 18.0	2.31	2.41	▲ 17.8
9月	1.9	10.1	1.5	▲ 17.0	1.24	1.22	1.7	▲ 3.8	1.0	▲ 11.1	2.29	2.31	▲ 19.7
10月	2.8	14.8	0.5	▲ 15.7	1.22	1.22	1.5	▲ 0.3	▲ 4.2	▲ 17.6	2.16	2.31	▲ 14.4
11月	1.8	16.4	▲ 1.2	▲ 15.3	1.18	1.26	▲ 2.7	▲ 8.2	2.2	▲ 14.5	2.27	2.73	▲ 8.1
12月	▲ 2.0	15.0	▲ 1.4	▲ 15.4	1.19	1.30	▲ 3.1	▲ 7.7	▲ 0.8	▲ 11.8	2.33	2.85	▲ 7.1
令和3年1月	▲ 1.7	10.9	▲ 0.7	▲ 14.3	1.20	1.30	2.9	▲ 8.7	▲ 2.7	▲ 14.9	2.20	2.25	▲ 7.1
2月	▲ 1.4	8.8	0.8	▲ 11.0	1.23	1.33	0.7	▲ 2.3	3.3	▲ 7.7	2.26	2.38	▲ 12.0
3月	▲ 0.3	9.4	0.9	▲ 7.1	1.24	1.30	0.9	5.7	1.0	4.1	2.26	2.05	5.1
令和3年度													
令和3年4月	▲ 0.1	9.4	1.9	▲ 0.7	1.27	1.18	2.0	4.5	▲ 2.2	8.0	2.17	1.53	5.8
5月	▲ 0.6	8.8	0.7	3.4	1.28	1.16	▲ 2.9	2.1	1.5	▲ 2.6	2.27	2.20	28.1
6月	▲ 1.2	4.5	1.0	3.1	1.31	1.21	1.3	▲ 5.6	6.7	5.6	2.39	2.32	2.0
7月	1.3	2.7	0.9	3.5	1.31	1.24	5.0	4.1	▲ 3.1	3.6	2.20	2.16	▲ 2.4
8月	1.1	2.2	0.9	6.3	1.30	1.26	1.0	12.0	▲ 1.0	2.7	2.16	2.21	1.5
9月	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 1.3	2.7	1.29	1.26	▲ 6.0	▲ 0.3	0.8	1.3	2.32	2.35	11.7
10月	▲ 0.1	▲ 4.0	1.0	2.8	1.31	1.31	3.7	▲ 1.1	3.7	5.4	2.32	2.46	▲ 1.6
11月	0.0	▲ 4.0	1.3	6.9	1.32	1.40	▲ 0.3	11.7	1.1	12.2	2.35	2.74	▲ 0.2
12月	0.0	▲ 3.1	1.8	10.1	1.35	1.48	▲ 1.2	6.3	▲ 0.3	9.0	2.37	2.92	2.7
令和4年1月	2.0	0.4	1.9	12.8	1.34	1.46	9.2	12.9	0.6	12.3	2.18	2.23	4.5
2月	▲ 0.2	1.8	▲ 1.5	10.3	1.33	1.44	▲ 6.4	5.3	▲ 2.5	7.3	2.28	2.43	4.2
3月	1.7	2.9	2.5	10.7	1.34	1.39	5.5	3.6	5.6	8.8	2.28	2.15	▲ 11.3
令和4年度													
令和4年4月	▲ 0.5	2.4	3.8	13.1	1.40	1.31	▲ 6.1	▲ 1.2	1.2	12.8	2.45	1.75	▲ 1.0
5月	0.0	4.1	2.9	16.2	1.44	1.30	2.5	11.8	2.0	16.2	2.44	2.28	5.9
6月	▲ 0.1	4.5	0.4	15.7	1.44	1.34	▲ 1.1	3.6	1.5	11.6	2.51	2.50	7.3
7月	▲ 1.2	1.9	0.0	13.8	1.46	1.38	▲ 5.5	▲ 9.3	0.1	10.3	2.66	2.62	▲ 0.1
8月	▲ 1.5	0.3	▲ 0.6	13.7	1.48	1.42	▲ 3.2	▲ 3.6	▲ 0.9	16.1	2.72	2.66	4.2
9月	▲ 0.9	▲ 0.6	▲ 1.0	12.9	1.47	1.43	2.9	▲ 1.9	▲ 2.0	11.0	2.59	2.66	▲ 4.9
10月	0.0	▲ 1.0	1.0	12.7	1.49	1.49	0.8	▲ 5.2	1.5	7.5	2.61	2.79	▲ 4.6
11月	0.1	▲ 0.7	▲ 1.5	9.4	1.47	1.55	0.6	▲ 3.8	0.7	6.1	2.61	3.03	▲ 6.1
12月	0.3	▲ 0.5	0.4	8.5	1.47	1.61	▲ 4.8	▲ 7.2	1.1	9.3	2.77	3.45	▲ 9.9
令和5年1月													
2月													
3月													

(注) 1 新規学卒者を除きパートタイムを含む。
 2 令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

令和4年度 マッチング機能に関する業務実績(安定所別)

令和4年12月

愛媛労働局

主要 安定所	就職件数 (一般)		充足件数 (一般、受理地ベース)		雇用保険受給者の 早期再就職件数	
	12月実績	年間目標	12月実績	年間目標	10月実績	年間目標
	令和4年度実績累計	進捗率	令和4年度実績累計	進捗率	令和4年度実績累計	進捗率
松 山	485	7,347	518	7,963	199	2,451
	5,237	71.3%	5,630	70.7%	1,551	63.3%
今 治	146	2,358	141	2,137	45	616
	1,697	72.0%	1,521	71.2%	391	63.5%
八幡浜	47	1,092	41	952	17	250
	755	69.1%	676	71.0%	149	59.6%
宇和島	110	1,448	94	1,278	24	365
	1,130	78.0%	1,019	79.7%	220	60.3%
新居浜	119	1,642	104	1,593	44	461
	1,259	76.7%	1,201	75.4%	283	61.4%
西 条	85	1,481	68	1,212	39	443
	1,020	68.9%	862	71.1%	283	63.9%
四国中央	97	1,506	104	1,522	39	391
	990	65.7%	1,026	67.4%	234	59.8%
大 洲	62	1,052	61	887	21	215
	783	74.4%	707	79.7%	151	70.2%
合 計	1,151	17,926	1,131	17,544	428	5,192
	12,871	71.8%	12,642	72.1%	3,262	62.8%

※雇用保険受給者の早期再就職件数は集計の関係で2か月遅れになります。

また、令和3年度の実績値を踏まえて改めて年間目標を設定するため年間目標参考値としています。

有効求人倍率の推移（季節調整値）

（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

愛媛労働局

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計
昭和 38年	0.19	0.28	0.29	0.31	0.31	0.31	0.35	0.31	0.29	0.34	0.33	0.32	0.31	0.32
39年	0.33	0.33	0.31	0.36	0.37	0.36	0.35	0.35	0.33	0.34	0.33	0.34	0.34	0.34
40年	0.32	0.32	0.30	0.28	0.28	0.28	0.28	0.29	0.28	0.29	0.30	0.28	0.29	0.29
41年	0.29	0.29	0.30	0.32	0.33	0.33	0.35	0.37	0.38	0.38	0.36	0.38	0.34	0.37
42年	0.41	0.41	0.45	0.45	0.47	0.49	0.50	0.51	0.47	0.51	0.53	0.55	0.48	0.51
43年	0.59	0.56	0.53	0.53	0.55	0.59	0.58	0.58	0.58	0.58	0.60	0.58	0.58	0.59
44年	0.59	0.63	0.67	0.66	0.67	0.67	0.63	0.67	0.68	0.66	0.69	0.67	0.66	0.69
45年	0.74	0.78	0.78	0.84	0.76	0.75	0.84	0.79	0.88	0.92	0.92	0.91	0.83	0.85
46年	0.88	0.84	0.81	0.77	0.80	0.77	0.76	0.73	0.73	0.73	0.72	0.72	0.77	0.73
47年	0.66	0.66	0.67	0.68	0.70	0.70	0.72	0.77	0.74	0.83	0.87	0.97	0.76	0.84
48年	0.95	1.02	1.10	1.13	1.12	1.19	1.14	1.18	1.20	1.24	1.20	1.16	1.15	1.17
49年	1.16	1.10	1.05	1.03	1.00	0.96	0.92	0.85	0.78	0.76	0.69	0.65	0.90	0.77
50年	0.63	0.61	0.57	0.57	0.55	0.52	0.54	0.54	0.55	0.55	0.55	0.56	0.56	0.56
51年	0.59	0.60	0.61	0.62	0.63	0.57	0.58	0.59	0.56	0.54	0.51	0.50	0.57	0.55
52年	0.51	0.50	0.51	0.50	0.48	0.49	0.48	0.46	0.51	0.47	0.46	0.42	0.49	0.47
53年	0.43	0.44	0.43	0.44	0.45	0.46	0.48	0.46	0.48	0.48	0.50	0.48	0.46	0.49
54年	0.53	0.54	0.54	0.56	0.57	0.57	0.57	0.60	0.62	0.64	0.67	0.67	0.59	0.62
55年	0.66	0.66	0.70	0.72	0.69	0.69	0.66	0.66	0.63	0.63	0.61	0.62	0.66	0.65
56年	0.62	0.63	0.62	0.62	0.61	0.62	0.64	0.62	0.60	0.60	0.58	0.60	0.61	0.60
57年	0.58	0.58	0.54	0.55	0.57	0.56	0.57	0.56	0.57	0.56	0.56	0.55	0.56	0.56
58年	0.56	0.55	0.57	0.58	0.58	0.57	0.58	0.59	0.59	0.60	0.63	0.59	0.58	0.60
59年	0.61	0.62	0.62	0.60	0.61	0.62	0.60	0.63	0.65	0.64	0.65	0.66	0.63	0.64
60年	0.67	0.68	0.68	0.68	0.66	0.67	0.66	0.65	0.66	0.64	0.61	0.63	0.66	0.65
61年	0.64	0.64	0.64	0.62	0.62	0.65	0.62	0.62	0.60	0.63	0.61	0.59	0.62	0.61
62年	0.58	0.59	0.59	0.60	0.60	0.63	0.68	0.68	0.74	0.77	0.79	0.82	0.67	0.73
63年	0.84	0.86	0.87	0.94	0.96	0.96	0.95	0.98	0.96	0.98	1.01	1.02	0.95	0.99
平成 元年	1.04	1.03	1.08	1.07	1.11	1.11	1.07	1.10	1.11	1.13	1.13	1.17	1.09	1.14
2年	1.23	1.26	1.26	1.23	1.22	1.23	1.26	1.24	1.25	1.25	1.29	1.28	1.25	1.26
3年	1.29	1.31	1.34	1.34	1.35	1.38	1.36	1.30	1.30	1.29	1.30	1.27	1.32	1.31
4年	1.27	1.26	1.28	1.23	1.21	1.16	1.15	1.14	1.15	1.13	1.09	1.05	1.18	1.12
5年	1.05	1.04	1.02	0.98	0.96	0.95	0.93	0.94	0.89	0.87	0.84	0.84	0.94	0.89
6年	0.84	0.84	0.84	0.85	0.87	0.86	0.87	0.91	0.90	0.87	0.85	0.88	0.86	0.87
7年	0.87	0.87	0.85	0.84	0.82	0.83	0.82	0.84	0.84	0.85	0.85	0.86	0.84	0.84
8年	0.84	0.83	0.84	0.87	0.89	0.91	0.92	0.89	0.88	0.88	0.89	0.89	0.88	0.89
9年	0.91	0.90	0.90	0.89	0.92	0.93	0.93	0.91	0.92	0.91	0.91	0.87	0.91	0.88
10年	0.84	0.82	0.77	0.76	0.73	0.71	0.70	0.70	0.70	0.70	0.69	0.69	0.73	0.70
11年	0.68	0.67	0.67	0.65	0.65	0.64	0.63	0.62	0.62	0.63	0.64	0.64	0.64	0.64
12年	0.64	0.64	0.65	0.67	0.67	0.66	0.68	0.68	0.67	0.66	0.66	0.66	0.66	0.67
13年	0.67	0.67	0.68	0.68	0.68	0.69	0.67	0.67	0.66	0.64	0.62	0.59	0.66	0.65
14年	0.61	0.63	0.65	0.63	0.62	0.62	0.62	0.62	0.63	0.63	0.64	0.63	0.63	0.63
15年	0.62	0.61	0.61	0.62	0.62	0.62	0.63	0.65	0.67	0.71	0.70	0.71	0.65	0.68
16年	0.74	0.73	0.73	0.72	0.74	0.77	0.77	0.76	0.76	0.77	0.79	0.79	0.75	0.77
17年	0.80	0.81	0.83	0.81	0.81	0.81	0.83	0.85	0.87	0.86	0.86	0.88	0.83	0.86
18年	0.90	0.89	0.89	0.90	0.90	0.90	0.89	0.87	0.87	0.88	0.87	0.88	0.89	0.88
19年	0.88	0.89	0.89	0.89	0.90	0.88	0.87	0.87	0.85	0.84	0.85	0.86	0.87	0.87
20年	0.89	0.86	0.89	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.81	0.79	0.78	0.76	0.85	0.78
21年	0.67	0.62	0.58	0.54	0.52	0.53	0.52	0.52	0.53	0.53	0.54	0.53	0.55	0.54
22年	0.54	0.55	0.56	0.59	0.57	0.57	0.61	0.61	0.65	0.67	0.68	0.71	0.61	0.65
23年	0.72	0.73	0.73	0.75	0.75	0.74	0.75	0.76	0.76	0.76	0.76	0.75	0.75	0.76
24年	0.76	0.76	0.78	0.77	0.78	0.79	0.80	0.82	0.82	0.83	0.85	0.87	0.80	0.83
25年	0.88	0.90	0.90	0.91	0.93	0.95	0.97	0.97	0.98	1.02	1.04	1.08	0.96	1.00
26年	1.07	1.07	1.08	1.08	1.11	1.11	1.12	1.11	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.11
27年	1.11	1.14	1.17	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.26	1.28	1.31	1.31	1.22	1.27
28年	1.35	1.35	1.38	1.41	1.45	1.42	1.41	1.42	1.42	1.41	1.40	1.41	1.40	1.42
29年	1.40	1.41	1.45	1.50	1.53	1.52	1.53	1.56	1.56	1.58	1.54	1.56	1.51	1.55
30年	1.57	1.58	1.59	1.58	1.59	1.63	1.63	1.64	1.65	1.64	1.63	1.64	1.61	1.63
令和 元年	1.67	1.66	1.65	1.66	1.64	1.65	1.62	1.63	1.64	1.65	1.64	1.62	1.64	1.60
2年	1.56	1.51	1.46	1.39	1.35	1.33	1.29	1.25	1.24	1.22	1.18	1.19	1.33	1.26
3年	1.20	1.23	1.24	1.27	1.28	1.31	1.31	1.30	1.29	1.31	1.32	1.35	1.28	1.31
4年	1.34	1.33	1.34	1.40	1.44	1.44	1.46	1.48	1.47	1.49	1.47	1.47	1.42	

※ 1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。
 なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。
 2 年計及び年度計は原数値。

用 語	解 説
季節調整値	<p>求人数や求職者数は経済状況だけではなく、季節的な理由により、一定の規則性をもって変化するため、数字(原数値)をみるだけでは、その変化が経済状況によるものか、季節的な理由によるものかわからないため、「季節的な変化を取り除いた数値」で比較する必要があり、これを「季節調整」といい、季節調整を行った数値を「季節調整値」という。</p> <p>(季節調整値＝原数値÷季節指数×100)</p>
新規求人数	<p>期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)。</p>
月間有効求人数	<p>前月から繰越された有効求人(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。)と当月の「新規求人数」の合計数。</p>
新規求職申込件数	<p>期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数。</p>
月間有効求職者数	<p>前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。)と当月の「新規求職申込件数」の合計数。</p>
新規求人倍率	<p>新規求職者に対する新規求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得た数値。</p>
有効求人倍率	<p>有効求職者に対する有効求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た数値。</p>
正社員	<p>雇用期間の定めのないフルタイムのうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者。</p>



愛媛県の職業訓練実施状況



令和4年度 産業技術専門校施設内訓練入校状況 (R5.2.13時点)

課程	校名	訓練科目	開講	期間	定員	応募者			入校者			定員に対する過不足	入校率	(参考) R3年度の状況		
						新卒者	離職者		新卒者	45歳以上				定員	入校者	入校率
普通課程	新居浜	メカトロニクス科	4月	2年	10	11	8	3	10	8	0		100.0	10	9	90.0
		自動車整備科	4月	2年	15	17	11	6	15	11	0		100.0	15	12	80.0
		メタル技術科	4月	2年	15	12	10	2	11	8	2	△4	73.3	15	5	33.3
	愛媛中央	今治タオルものづくり科	4月	2年	10	4	2	2	4	2	1	△6	40.0	10	7	70.0
		服飾モード科	4月	2年	10	11	3	8	10	3	2		100.0	10	10	100.0
		ビジネスデザイン科	4月	1年	15	18	3	15	15	3	1		100.0	15	15	100.0
		設備エンジニア科	4月	2年	10	11	5	6	6	3	1	△4	60.0	10	9	90.0
小計					85	84	42	42	71	38	7	△14	83.5	85	67	78.8
短期課程	宇和島	住まいづくり木工科	5月	10か月	15	15	1	14	14	1	8	△1	93.3	15	15	100.0
		アパレルビジネス科	5月	10か月	10	11	1	10	10	0	7		100.0	10	7	70.0
		介護ヘルパー科[1回目]	7月	2か月	20	10	0	10	9	0	7	△11	45.0	20	16	80.0
		介護ヘルパー科[2回目]	10月	2か月	20	9	0	9	8	0	7	△12	40.0	20	14	70.0
		介護ヘルパー科[3回目]	1月	2か月	20	12	0	12	11	0	9	△9	55.0	20	9	45.0
	小計					85	57	2	55	52	1	38	△33	61.2	85	61
合計					170	141	44	97	123	39	45	△47	72.4	170	128	75.3

※応募者は第一希望科目で計上

※令和4年度入校率については、開講済定員(普通課程85名、短期課程85名)に基づき算出

令和4年度 離職者等委託訓練実施状況(令和5年1月31日現在)

地域	実施校	コース名	訓練期間	募集開始	募集締切	開講予定	修了予定	定員	応募者数	応募倍率	入校者数	定員充足率	実施地域	委託先	
新居浜	知識	OAビジネスレベルアップコース①	3か月	4/14	5/27	6/3	9/2	15名	15名	1.00	9名	60.0%	西条市	有限会社 ミートハウスフジタ	
		OAビジネスレベルアップコース②		9/15	11/30	12/14	3/13	15名	13名	0.87	13名	86.7%	西条市	有限会社 ミートハウスフジタ	
		OA事務・経理コース	4か月	訓練中止				7/12	11/11	15名	5名	0.33		西条市	今治コンピュータビジネススクール
		介護職員初任者研修コース①	2か月	5/2	6/14	6/28	8/26	10名	7名	0.70	6名	60.0%	西条市	株式会社 ジェイコム	
		介護職員初任者研修コース②	2か月	8/3	10/11	10/27	12/23	10名	8名	0.80	8名	80.0%	西条市	株式会社 ジェイコム	
		IT活用力習得コース(単独実施)	2か月	未定				未定	未定	15名				未定	
デュール	PCスキル実践コース	4か月	6/9	8/17	9/2	12/27	15名	8名	0.53	7名	46.7%	西条市	有限会社 ミートハウスフジタ		
									95名	56名	0.70	43名	53.8%		
東予	長期	栄養士養成コース	2年間	2/2	3/1	4/6	R6.3	3名	2名	0.67	2名	66.7%	今治市	学校法人 今治明徳学園 今治明徳短期大学	
		准看護師養成コース(R3からの繰越)	2年間					繰越	繰越	繰越	繰越	繰越	繰越	今治市	一般社団法人 今治市医師会 今治看護専門学校
		看護師養成コース	2年間	2/24	2/28	4/7	R6.3	3名	1名	0.33	1名	33.3%	今治市	一般社団法人 今治市医師会 今治看護専門学校	
		介護福祉士養成コース(R3からの繰越)	2年間					繰越	繰越	繰越	繰越	繰越	繰越	今治市	学校法人 今治明徳学園 今治明徳短期大学
		介護福祉士養成コース	2年間	2/2	3/1	4/6	R6.3	4名	3名	0.75	3名	75.0%	今治市	学校法人 今治明徳学園 今治明徳短期大学	
		保育士養成コース(R3からの繰越)	2年間					繰越	繰越	繰越	繰越	繰越	繰越	今治市	学校法人 今治明徳学園 今治明徳短期大学
	保育士養成コース	2年間	2/2	3/1	4/6	R6.3	4名	4名	1.00	4名	100.0%	今治市	学校法人 今治明徳学園 今治明徳短期大学		
	知識	OAビジネス初級コース①	3か月	4/11	5/19	6/7	9/6	15名	15名	1.00	15名	100.0%	今治市	今治コンピュータビジネススクール	
		OAビジネス初級コース②		7/19	8/26	9/15	12/14	15名	14名	0.93	13名	86.7%	今治市	今治コンピュータビジネススクール	
		OAビジネス初級コース(IT活用力習得対応)(R3からの繰越)	5か月							繰越	繰越	繰越	繰越	今治市	今治コンピュータビジネススクール
		OAビジネス初級コース(IT活用力習得対応)	5か月	11月中旬	12月下旬	1/12	6/9	15名	21名	1.40	15名	100.0%	今治市	今治コンピュータビジネススクール	
		OAビジネスレベルアップコース①	4か月	4/5	5/2	5/19	9/16	15名	13名	0.87	10名	66.7%	今治市	学校法人 白光学園 今治商業専門学校	
		OAビジネスレベルアップコース②	4か月	8/1	9/15	10/7	2/6	15名	9名	0.60	8名	53.3%	今治市	学校法人 白光学園 今治商業専門学校	
		OA事務・経理レベルアップコース(R3からの繰越)	4か月							繰越	繰越	繰越	繰越	今治市	学校法人 白光学園 今治商業専門学校
		OA事務・経理レベルアップコース	4か月	12/19	2/2	2/28	6/27	15名						今治市	学校法人 白光学園 今治商業専門学校
		医療事務コース(R3からの繰越)	3か月							繰越	繰越	繰越	繰越	今治市	学校法人 白光学園 今治商業専門学校
		医療事務コース①	3か月	5/23	6/17	7/8	10/7	10名	12名	1.20	10名	100.0%	今治市	学校法人 白光学園 今治商業専門学校	
		医療事務コース②	3か月	11/14	12/26	1/20	4/19	10名	9名	0.90	8名	80.0%	今治市	学校法人 白光学園 今治商業専門学校	
介護職員初任者研修コース		3か月	8/1	9/21	10/12	1/11	10名	8名	0.80	7名	70.0%	今治市	株式会社 ニチイ学館		
デュール	OA総務実践コース①	4か月	訓練中止				未定	未定	15名				今治市	今治コンピュータビジネススクール	
	OA総務実践コース②	4か月	10/3	11/2	11/25	3/24	15名	10名	0.67	9名	60.0%	今治市	今治コンピュータビジネススクール		
東予計									164名	121名	0.90	105名	78.4%		
									259名	177名	0.83	148名	69.2%		
中予	長期	IT技術者養成コース(R3からの繰越)	2年間							繰越	繰越	繰越	繰越	松山市	学校法人 河原学園 河原電子ビジネス専門学校
		IT技術者養成コース	2年間	2/2	2/28	4/4	R6.3	8名	4名	0.50	1名	12.5%	松山市	学校法人 河原学園 河原電子ビジネス専門学校	
		ITビジネスコース	2年間	2/2	2/28	4/4	R6.3	3名	2名	0.67	0名	0.0%	松山市	学校法人 河原学園 河原電子ビジネス専門学校	
		二級建築士受験資格取得コース(R3からの繰越)	2年間							繰越	繰越	繰越	繰越	松山市	学校法人 河原学園 河原デザイン・アート専門学校
		二級建築士受験資格取得コース	2年間	2/2	2/28	4/4	R6.3	4名	6名	1.50	4名	100.0%	松山市	学校法人 河原学園 河原デザイン・アート専門学校	
		栄養士養成コース(R3からの繰越)	2年間							繰越	繰越	繰越	繰越	松山市	学校法人 松山東雲学園 松山東雲短期大学
		栄養士養成コース	2年間	2/2	3/14	4/2	R6.3	5名	8名	1.60	4名	80.0%	松山市	学校法人 松山東雲学園 松山東雲短期大学	
		歯科技工士養成コース	2年間	2/2	2/28	4/4	R6.3	1名	1名	1.00	1名	100.0%	松山市	学校法人 河原学園 河原歯科大学	
		自動車整備士養成コース	2年間	2/2	3/9	4/6	R6.3	3名	4名	1.33	3名	100.0%	松山市	学校法人 愛自学園 専門学校 日産愛媛自動車大学校	
		介護福祉士養成コース(R3からの繰越)	2年間							繰越	繰越	繰越	繰越	松山市	学校法人 河原学園 河原医療福祉専門学校
		介護福祉士養成コース	2年間	2/2	3/14	4/4	R6.3	5名	5名	1.00	5名	100.0%	松山市	学校法人 河原学園 河原医療福祉専門学校	
		保育士養成コース①(R3からの繰越)	2年間							繰越	繰越	繰越	繰越	松山市	学校法人 松山東雲学園 松山東雲短期大学
	保育士養成コース①	2年間	2/2	3/14	4/2	R6.3	4名	6名	1.50	4名	100.0%	松山市	学校法人 松山東雲学園 松山東雲短期大学		
	保育士養成コース②(R3からの繰越)	2年間							繰越	繰越	繰越	繰越	松山市	学校法人 聖カトリナ学園 聖カトリナ大学短期大学部	
	保育士養成コース②	2年間	2/2	3/8	4/3	R6.3	3名	1名	0.33	1名	33.3%	松山市	学校法人 聖カトリナ学園 聖カトリナ大学短期大学部		
	保育士養成コース③(R3からの繰越)	2年間							繰越	繰越	繰越	繰越	松山市	学校法人 河原学園 河原医療福祉専門学校	
	保育士養成コース③	2年間	2/2	3/14	4/4	R6.3	4名	4名	1.00	3名	75.0%	松山市	学校法人 河原学園 河原医療福祉専門学校		
	知識	OAビジネス初級コース①	3か月	4/4	4/28	5/19	8/18	15名	25名	1.67	15名	100.0%	松山市	学校法人 河原学園 大原簿記公務員専門学校愛媛校	
		OAビジネス初級コース②		7/1	7/29	8/19	11/18	15名	18名	1.20	11名	73.3%	松山市	学校法人 河原学園 大原簿記公務員専門学校愛媛校	
		OAビジネス初級コース③	3か月	訓練中止				9/2	12/1	15名	8名	0.53		松山市	学校法人 河原学園 大原簿記公務員専門学校愛媛校
		OAビジネス初級コース④	3か月	10/18	11/17	12/2	3/1	15名	18名	1.20	12名	80.0%	松山市	学校法人 河原学園 大原簿記公務員専門学校愛媛校	
		OAビジネスレベルアップコース①	3か月	5/2	5/31	6/15	9/14	15名	15名	1.00	12名	80.0%	松山市	学校法人 河原学園 大原簿記公務員専門学校愛媛校	
		OAビジネスレベルアップコース②	3か月	8/1	8/31	9/15	12/14	15名	9名	0.60	8名	53.3%	松山市	学校法人 河原学園 大原簿記公務員専門学校愛媛校	
		OAビジネスレベルアップコース③	3か月	11/1	11/30	12/16	3/15	15名	16名	1.07	10名	66.7%	松山市	学校法人 河原学園 大原簿記公務員専門学校愛媛校	
介護職員初任者研修コース①		3か月	6/6	7/6	7/21	10/20	20名	13名	0.65	12名	60.0%	松山市	特定非営利活動法人 アクティブボランティア二十一		
介護職員初任者研修コース②		3か月	9/6	10/5	10/26	1/25	20名	13名	0.65	12名	60.0%	松山市	特定非営利活動法人 アクティブボランティア二十一		
宅地建物取引士コース		4か月	5/16	6/13	6/29	10/28	15名	21名	1.40	15名	100.0%	松山市	株式会社 東京リーガルマインド松山支社		
オフィスワーク習得コース		3か月	9/5	10/3	10/21	1/20	15名	12名	0.80	9名	60.0%	松山市	有限会社 ナカノジョイントカンパニー		
育児等に配慮した再就職支援コース(OAビジネス初級)		2か月	訓練中止				1/18	3/17	15名					松山市及び周辺地域	-
IT技術者養成コース(短期)	6か月	訓練中止				※基礎から始めるIT・会計人材育成コースへ紹換え(定員15名)								松山市及び周辺地域	-
基礎から始めるIT・会計人材育成コース	4か月	11/2	3/1	15名	7名	0.47				0.0%			株式会社 東京リーガルマインド松山支社		
ITプログラミングコース①	4か月	5/9	6/7	6/28	10/27	15名	16名	1.07	11名	73.3%	松山市	学校法人 河原学園 大原簿記公務員専門学校愛媛校			
ITプログラミングコース②	4か月	9/20	10/19	11/9	3/8	15名	14名	0.93	10名	66.7%	松山市	学校法人 河原学園 大原簿記公務員専門学校愛媛校			
OAビジネス初級コース(短期間・短時間)	2か月	12/1	1/10	1/26	3/16	15名	17名	1.13	13名	86.7%	松山市及び周辺地域	有限会社 ナカノジョイントカンパニー			
OA総務コース①	3か月	5/17	6/16	7/5	10/4	15名	14名	0.93	13名	86.7%	松山市周辺	有限会社 ナカノジョイントカンパニー			
OA総務コース②		9/14	10/13	11/8	2/7	15名	16名	1.07	14名	93.3%	松山市周辺	有限会社 ナカノジョイントカンパニー			
事務スキルアップ(簿記・労務)コース	3か月	8/8	9/5	9/21	12/20	15名	12名	0.80	11名	73.3%	松山市	株式会社 東京リーガルマインド松山支社			
インテリアーディーター実践コース	5か月	訓練中止				6/17	11/16	15名	4名	0.27			松山市及び周辺地域	有限会社 ナカノジョイントカンパニー	
デュール	医療事務実践コース①	4か月	6/7	7/6	7/15	11/14	15名	17名	1.13	15名	100.0%	松山市	株式会社 東京リーガルマインド松山支社		
	医療事務実践コース②	4か月	10/3	10/31	11/15	3/14	15名	16名	1.07	15名	100.0%	松山市	株式会社 東京リーガルマインド松山支社		
中予計									380名	342名	0.94	244名	66.8%		
南予	知識	OAビジネス初級コース①	2か月	2/15	4/8	5/10	7/8	10名	14名	1.40	10名	100.0%	八幡浜市	株式会社 コモダ	
		OAビジネス初級コース②		5/24	7/15	8/16	10/14	14名	21名	1.50	14名	100.0%	宇和島市	株式会社 コモダ	
		OAビジネス初級コース③	2か月	7/29	9/20	10/21	12/20	14名	15名	1.07	13名	92.9%	宇和島市	株式会社 コモダ	
		OAビジネス初級コース④	2か月	10/25	12/16	1/25	3/24	10名	11名	1.10	9名	90.0%	八幡浜市	株式会社 コモダ	
		OAビジネス初級コース(IT活用力習得対応)	4か月	5/26	7/19	8/18	12/16	12名	12名	1.00	9名	75.0%	大洲市	有限会社 藤崎書店	
		OAビジネスレベルアップコース①	2か月	2/17	4/11	5/12	8/10	14名	13名	0.93	11名	78.6%	宇和島市	株式会社 コモダ	
		OAビジネスレベルアップコース②	2か月	2/18	4/12	5/13	8/12	10名	9名	0.90	7名	70.0%	大洲市	有限会社 藤崎書店	
		OAビジネスレベルアップコース③	3か月	4/21	6/13	7/14	10/13	10名	12名	1.20	10名	100.0%	八幡浜市	株式会社 コモダ	
		OAビジネスレベルアップコース④	3か月	7/28	9/20	10/20	1/19	10名	13名	1.30	10名	100.0%	八幡浜市	株式会社 コモダ	
		OAビジネスレベルアップコース⑤	3か月	9/28	11/21	12/21	3/20	10名	6名	0.60	5名	50.0%	大洲市	有限会社 藤崎書店	
		OAビジネスレベルアップコース⑥	3か月	9/30	11/21	12/23	3/22	14名	17名	1.21	14名	100.0%	宇和島市	株式会社 コモダ	
		医療事務コース①	3か月	5/13	7/4	8/5	11/4	10名	5名	0.50	5名	50.0%	宇和島市	株式会社 ニチイ学館	
医療事務コース②	訓練中止				未定	未定	10名								
OAビジネス初級コース(短期間・短時間)	2か月	10/25	12/5	1/13	3/10	10名	7名	0.70	7名	70.0%	宇和島市	株式会社 コモダ			
南予計									158名	155名	1.05	124名	83.8%		
共通	知識	求人セッティング訓練	標準3か月	随時	随時	随時	随時	5名							
委託訓練計									802名	674名	0.93	516名	71.0%		

令和4年度 障がい者訓練 実施状況

令和5年1月31日現在

[精神・発達障がい者委託訓練]

単位:名

コース名	実施校	訓練期間	開講	修了	定員	実施定員 A	応募者	入校者 B	前年度 繰越	障害種別				入校率 B/A	
										身体	知的	精神	その他		
OA総務コース (精神障がい者対象)	愛媛中央校 (今治)	6ヶ月	R4.9.22	R5.3.20	5	5	5	5	0			5		100.0%	
	愛媛中央校 (松山)	6ヶ月	R4.9.14	R5.3.13	10	10	12	10	0			10		100.0%	
OA総務コース (発達障がい者対象)			11ヶ月	R4.4.15	R5.3.14	10	10	8	8	0			8	80.0%	
計						25	25	25	23	0	0	0	15	8	92.0%

(注) 入校率は開講済訓練の定員に対する数値。

[障がい者の態様に応じた委託訓練]

単位:名

コース名	実施校	訓練期間	開講	修了	定員	実施定員 A	応募者	入校者 B	前年度 繰越	障害種別				入校率 B/A	
										身体	知的	精神	その他		
知識・技能 習得科	販売実務コース (知的障がい者対象)	愛媛中央校 (松山)	[前期] 6ヶ月	(開講中止)		10		4	-						-
			[後期] 6ヶ月	R4.9.22	R5.3.20	10	10	9	7	0	1	7			70.0%
	OA関係コース	新居浜校	3ヶ月	R4.6.17	R4.9.16	10	10	9	9	0	5		4		90.0%
		愛媛中央校 (今治)	3ヶ月	R4.8.2	R4.11.1	10	10	9	9	0	2	1	6		90.0%
		愛媛中央校 (松山)	3ヶ月	R4.10.28	R5.1.27	10	10	10	9	0	5	1	3	1	90.0%
	宇和島校	3ヶ月	随時	随時	10	5	5	5	0	3		2		100.0%	
計						60	45	46	39	0	16	9	15	1	86.7%
実践能力習得科 (受講者と企業等とのマッチング を図り訓練コースを設定)	新居浜校	1~ 3ヶ月	随時	随時	80	4	4	4	0		1	3		-	
	愛媛中央校 (今治)					1	1	1	0		1				
	愛媛中央校 (松山)					6	6	6	0		4	2			
	宇和島校					5	5	5	0	1	2		2		
計						80	16	16	16	0	1	8	5	2	100.0%
合 計						140	61	62	55	0	17	17	20	3	90.2%

全体合計						165	86	87	78	0	17	17	35	11	90.7%
------	--	--	--	--	--	-----	----	----	----	---	----	----	----	----	-------

(注) 入校率は開講済訓練の定員に対する数値。

令和4年度 スキルアップコース実施状況 (R5.1.31現在)

校名	番号	担当科名	実施(予定)日	訓練コース	座学 実技	定員	日数	訓練時間数			受講者数	平日昼、 平日夜、 休日の別	
								座学	実技	計			
新 居 浜	1	メカトロニクス科	5/11(水),5/12(木)	機械製図入門	座	10	2	16	0	16	14	平日昼	
	2	メカトロニクス科	5/18(水),5/19(木)	CAD入門(AutoCAD)A	実	10	2	0	16	16	10	平日昼	
	3	メカトロニクス科	5/25(水),5/26(木) 【追加実施】※1	CAD入門(AutoCAD)B	実	10	2	0	16	16	10	平日昼	
	4	メカトロニクス科	6/30(木),7/1(金) 【追加実施】※1	CAD入門(AutoCAD)C	実	10	2	0	16	16	10	平日昼	
	5	メカトロニクス科	8/17(水),8/18(木) 【追加実施】※1	CAD入門(AutoCAD)D	実	10	2	0	16	16	10	平日昼	
	6	メカトロニクス科	6/7(火)~7/12(火) 【開講中止】	1~3級機械加工技能士試験 学科試験対策講習	座	10	6	24	0	24	0	平日昼	
	7	メカトロニクス科	6/6(月)~7/28(木)	1~3級機械加工技能士試験 実技試験対策講習	実	10	20	0	80	80	6	平日昼	
	8	メカトロニクス科	6/1(水)~7/13(水)	メカトロニクス(プラントメンテナンス技術者・技能者育成講習)	実	10	7	14	42	56	8	平日昼	
	9	メカトロニクス科	7/26(火)~9/7(水)	機械保全入門コースA	座	18	7	40	16	56	20	平日昼	
	10	メカトロニクス科	7/26(火)~9/7(水) 【追加実施】※1	機械保全入門コースB	座	18	7	40	16	56	18	平日昼	
	11	メカトロニクス科	9/21(水),9/22(木)	電気保全実技予備講習1(リレーシーケンス入門)	実	10	2	4	12	16	9	平日昼	
	12	メカトロニクス科	9/27(火),9/28(水)	電気保全実技予備講習2(PLC入門)	実	10	2	4	12	16	9	平日昼	
	13	メカトロニクス科	9/15(木),9/16(金)	機械保全2級学科講習(前半)	座	40	2	16	0	16	48	平日昼	
	14	メカトロニクス科	9/29(水),9/30(金)	機械保全1級学科講習(前半)	座	10	2	16	0	16	15	平日昼	
	15	メカトロニクス科	10/6(木),10/7(金)	機械保全2級実技講習(前半)	実	40	2	0	16	16	50	平日昼	
	16	メカトロニクス科	11/1(火),11/2(水)	電気保全1・2級実技練習会(前半)	実	10	2	0	16	16	16	平日昼	
	17	メカトロニクス科	10/26(水),10/27(木)	機械保全1級実技講習(前半)	実	10	2	0	16	16	15	平日昼	
	18	メカトロニクス科	10/19(水),10/20(木)	機械保全2級学科講習(後半)	座	40	2	16	0	16	50	平日昼	
	19	メカトロニクス科	11/16(水),11/17(木)	機械保全1級学科講習(後半)	座	10	2	16	0	16	16	平日昼	
	20	メカトロニクス科	11/29(火),11/30(水)	電気保全1・2級実技練習会(後半)	実	10	2	0	16	16	15	平日昼	
	21	メカトロニクス科	11/24(木),11/25(金),12/1(木)	機械保全2級実技講習(後半)	実	40	3	0	24	24	50	平日昼	
	22	メカトロニクス科	12/7(水),12/14(水),12/21(水)	機械保全1級実技講習(後半)	実	10	3	0	24	24	17	平日昼	
	23	メカトロニクス科	10/12(水),10/13(木) 【追加実施】	電気保全1・2級学科講習(前半)	座	10	2	16	0	16	10	平日昼	
	24	メカトロニクス科	11/9(水),11/10(木) 【追加実施】	電気保全1・2級学科講習(後半)	座	10	2	16	0	16	10	平日昼	
			小計			376	87	238	354	592	436		
愛 媛 中 央	1	今治タオルものづくり科	4/12(火)~3/29(水)	タオル製造技能初級コース(実践型)	—	3	216	493	641	1,134		平日昼	
	2	今治タオルものづくり科		タオル製造技能初級コース(短期型)	—	5	140	385	385	770		平日昼	
	3	今治タオルものづくり科		【開講中止】	職業訓練指導員試験講習	実	5	20	70	140	210	0	平日昼
	4	今治タオルものづくり科	8/1(月)~8/5(金) 【追加実施】	タオル製造技能初級コース(タオル縫製コース)	実	10	5	0	35	35	10	平日昼	
	5	服飾モード科	6/5(日),6/12(日)	注文服技能講習基礎編I	実	10	2	0	12	12	10	休日	
	6	服飾モード科	6/26(日),7/2(土)	注文服技能講習応用編I	実	10	2	0	12	12	10	休日	
	7	服飾モード科	1/29(日),2/5(日)	注文服技能講習基礎編II	実	10	2	0	12	12		休日	
	8	服飾モード科	2/19(日),2/26(日)	注文服技能講習応用編II	実	10	2	0	12	12		休日	
	9	ビジネスデザイン科	12/3(土),12/10(土),12/17(土),12/24(土) 【開講中止】	グラフィックソフトウェア技能講習I	実	10	4	6	6	12	0	休日	
	10	ビジネスデザイン科	2/18(土),2/25(土),3/4(土),3/11(土)	グラフィックソフトウェア技能講習II	実	10	4	6	6	12		休日	
	11	設備エンジニア科	4/20(水)~4/22(金)	電気基礎講習1	実	10	3	0	21	21	12	平日昼	
	12	設備エンジニア科	4/28(木),5/9(月)	電気基礎講習2	実	10	2	0	12	12	16	平日昼	
	13	設備エンジニア科	5/7(土),5/14(土),5/21(土)	第二種電気工事士筆記試験講習	座	10	3	18	0	18	12	休日	
	14	設備エンジニア科	7/4(月)~7/15(金)	第二種電気工事士実技試験講習	実	10	3	0	18	18	11	平日夜	
			小計			123	408	978	1,312	2,290	81		
宇 和 島	1	住まいづくり木工科	6/19(日),7/3(日)	手加工作業技能検定受検準備講習(建具製作・家具製作)	実	5	2	0	12	12	5	休日	
	2	アパレルビジネス科		アパレル基礎コース	実	10	5	6	9	15		平日昼	
	3	アパレルビジネス科		婦人子供服製造コース	実	10	8	0	48	48		休日	
			小計			25	15	6	69	75	5		
			計			524	510	1,222	1,735	2,957	522		

※1…新型コロナウイルス感染症対策のため、開催時期や開催方法を見直したものの。

令和4年度産業別オンライン職業訓練事業の概要

○事業目的

コロナ禍により、県内企業の稼働状況が低下し、事業縮小・倒産等により、非正規雇用を中心に事業主都合の離職者や休業者が増加している。

未だコロナ感染症の収束には至っておらず、今度の見通しも不透明である中で、雇用への影響の長期化・離職者等の増加のリスクが継続している。

他方で、昨今の県下の雇用情勢においては、求人数が求職者数を上回る状況が続いており、企業では、従前からの人手不足を背景とした従業員のスキルアップやスキルを持った人材の確保が重要となっており、離職者においても、企業の求める即戦力となりうるスキル獲得がより必要となっている。

このため、時間・場所等の制約なく、多様なニーズにも対応できるオンライン訓練の実施により、失業リスクの高い休業者や非正規雇用労働者及び離職者のスキルアップを支援し、安定就労や再就職を促進することで、ウイズコロナ・ポストコロナにおける労働移動の円滑化を図る。

○事業内容

失業リスクの高い休業者や非正規雇用労働者及び離職者のスキルアップを図るため、民間事業者が提供するeラーニングコースの中から、県内ニーズを踏まえたコースを業界別にパッケージ化して提供、併せて受講者のキャリア診断を実施する。

(1) eラーニングコースの提供

- 内 容：受講者をサポートしながら、業界別にパッケージ化したeラーニングコースを提供
- 対 象 者：県内在住離職者
県内所在事業所（大企業除く）の休業者
県内所在事業所（大企業除く）の非正規雇用労働者
- 受講者数：400人
- コース数：5～10業界毎に30コース程度

(2) 受講者向けキャリア診断の実施

- 内 容：適性診断及びキャリアコンサルティングの実施
- 対 象 者：適性診断は受講者全員、キャリアコンサルティングは受講者のうち希望する者
- 実施方法：Webによる診断及びキャリアコンサルタントによる対面診断

(3) 効果測定

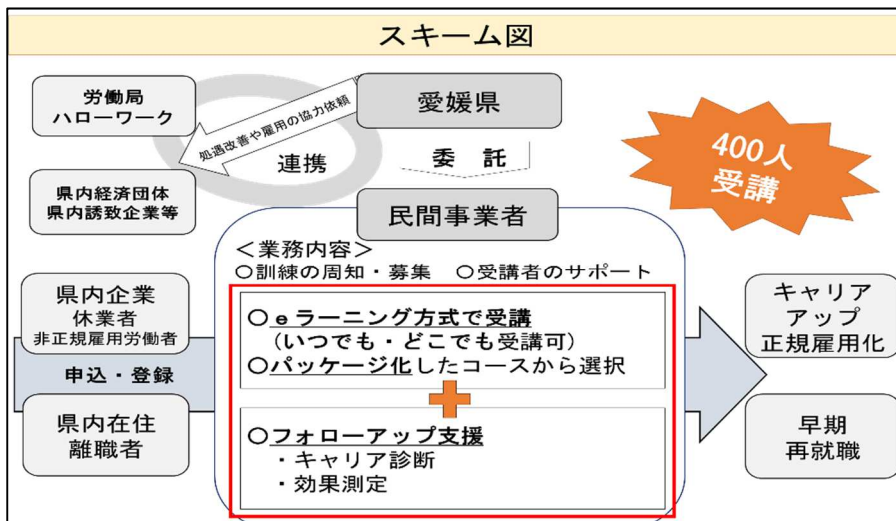
- 内 容：訓練受講後の効果を測るためのアンケート調査の実施
- 対 象 者：受講修了者全員
- 実施方法：Webによるアンケート調査

○実施方法

職業紹介事業者に委託して実施

○予算額

総額 20,608 千円（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当）



訓練科目の再編計画（R4年度～R5年度）

校名	訓練科目	令和4年度					令和5年度				
		課程	定員	期間	開始月	形態	課程	定員	期間	開始月	形態
新 居 浜	メカトロニクス科	普通	10	2年	4月	施設内	普通	10	2年	4月	施設内
	自動車整備科	普通	15	2年	4月	施設内	普通	15	2年	4月	施設内
	メタル技術科	普通	15	2年	4月	施設内	普通	15	2年	4月	施設内
	計	定員	40			(80)	定員	40			(80)
愛 媛 中 央	今治タオルものづくり科	普通	10	2年	4月	施設内	普通	10	2年	4月	施設内
	服飾モード科	普通	10	2年	4月	施設内	普通	10	2年	4月	施設内
	ビジネスデザイン科	普通	15	1年	4月	施設内	普通	15	1年	4月	施設内
	設備エンジニア科	普通	10	2年	4月	施設内	普通	10	2年	4月	施設内
計	定員	45			(75)	定員	45			(75)	
宇 和 島	住まいづくり木工科	短期	15	10ヵ月	5月	施設内	短期	15	10ヵ月	5月	施設内
	アパレルビジネス科	短期	10	10ヵ月	5月	施設内	短期	10	10ヵ月	5月	施設内
	介護ヘルパー科	短期	60	2ヵ月	年3回	施設内	短期	60	2ヵ月	年3回	施設内
	計	定員	85			(85)	定員	85			(85)
合 計	定員	170			(240)	定員	170			(240)	

変更なし

(注) カッコ内の定員は繰越者（2年課程の2年生の定員）を含んだ数である。

令和5年度離職者等委託訓練比較（R4年度→R5年度）

離職者訓練

R4年度実施計画						
実施校	コース名	訓練期間	コース数	定員	備考	
新居浜	OAビジネスレベルアップコース	3か月	2	30		
	OA事務・経理コース	4か月	1	15		
	介護職員初任者研修コース	2か月	2	20		
	IT活用力習得コース(単独実施)	2か月	1	15	→ コース廃止	
愛媛中央	OAビジネス初級コース	3か月	2	30		
	OAビジネス初級コース (IT活用力習得対応)	5か月	1	15		
	OAビジネスレベルアップコース	4か月	2	30	→ 1コース・15名減	
	OA事務・経理レベルアップコース	4か月	1	15		
	医療事務コース	3か月	2	20		
						→ コース廃止
	介護職員初任者研修コース	3か月	1	10		
	栄養士養成コース	2年間	1	3	→ コース休止	
						→ コース再開
						→ コース再開
						→ コース再開
愛媛中央 (松山駐在)	OAビジネス初級コース	3か月	4	60		
	OAビジネスレベルアップコース	3か月	3	45		
	介護職員初任者研修コース	3か月	2	40		
	宅地建物取引士コース	4か月	1	15		
	オフィスワーク習得コース	3か月	1	15		
	育児等に配慮した再就職支援コース (OAビジネス初級)	2か月	1	15	→ コース廃止	
	IT技術者養成コース(短期)	6か月	1	15		
	ITプログラミングコース	4か月	2	30		
	OAビジネス初級コース (短期間・短時間)	2か月	1	15		
						デュアルから変更
	eラーニングコース (事務スキルアップ(簿記・労務))	3か月	1	15		
	IT技術者養成コース	2年間	1	8		
	ITビジネスコース	2年間	1	3	→ コース廃止	
	二級建築士受験資格取得コース	2年間	1	4		
	栄養士養成コース	2年間	1	5		
	歯科技工士養成コース	2年間	1	1	→ 1名増	
	自動車整備士養成コース	2年間	1	3	→ 1名増	
介護福祉士養成コース	2年間	1	5	→ 1名増		
保育士養成コース	2年間	3	11	→ 2名減		
宇和島	OAビジネス初級コース	2か月	4	48	14名×2コース 10名×2コース	
	OAビジネス初級コース (IT活用力習得対応)	4か月	1	12		
	OAビジネスレベルアップコース	3か月	6	68	14名×2コース 10名×4コース	
	医療事務コース	3か月	2	20		
	OAビジネス初級コース (短期間・短時間)	2か月	1	10		
共通	求人セット訓練※求人内容に応じて個別にコース設定	標準3か月		5		
離職者訓練計			60	682		

離職者訓練

R5年度実施計画						
実施校	コース名	訓練期間	コース数	定員	備考	
新居浜	OAビジネスレベルアップコース	3か月	2	30		
	OA事務・経理コース	4か月	1	15		
	介護職員初任者研修コース	2か月	2	20		
						→ コース廃止
愛媛中央	OAビジネス初級コース	3か月	2	30		
	OAビジネス初級コース (IT活用力習得対応)	5か月	1	15		
	OAビジネスレベルアップコース	4か月	1	15		
	OA事務・経理レベルアップコース	4か月	1	15		
	医療事務コース	3か月	2	20		
	WEB・OA事務コース	4か月	1	15		
	介護職員初任者研修コース	3か月	1	10		
						→ コース廃止
	調理師養成コース	2年間	1	4		
	准看護師養成コース	2年間	1	5		
	看護師養成コース	2年間	1	3		
介護福祉士養成コース	2年間	1	4			
保育士養成コース	2年間	1	4			
愛媛中央 (松山駐在)	OAビジネス初級コース	3か月	4	60		
	OAビジネスレベルアップコース	3か月	3	45		
	介護職員初任者研修コース	3か月	2	40		
	宅地建物取引士コース	4か月	1	15		
	オフィスワーク習得コース	3か月	1	15		
						→ コース廃止
	IT技術者養成コース(短期)	6か月	1	15		
	ITプログラミングコース	4か月	2	30		
	OAビジネス初級コース (短期間・短時間)	2か月	1	15		
	OA総務コース	3か月	2	30		
	eラーニングコース (事務スキルアップ(簿記・労務))	3か月	1	15		
	IT技術者養成コース	2年間	1	8		
						→ コース廃止
	二級建築士受験資格取得コース	2年間	1	4		
	栄養士養成コース	2年間	1	5		
	歯科技工士養成コース	2年間	1	2		
	自動車整備士養成コース	2年間	1	4		
介護福祉士養成コース	2年間	1	6			
保育士養成コース	2年間	3	9	4名×1コース 2名×1コース 3名×1コース		
宇和島	OAビジネス初級コース	2か月	4	48	14名×2コース 10名×2コース	
	OAビジネス初級コース (IT活用力習得対応)	4か月	1	12		
	OAビジネスレベルアップコース	3か月	6	68	14名×2コース 10名×4コース	
	医療事務コース	3か月	2	20		
	OAビジネス初級コース (短期間・短時間)	2か月	1	10		
共通	求人セット訓練※求人内容に応じて個別にコース設定	標準3か月		5		
離職者訓練計			60	686		

委託デュアル訓練

R4年度実施計画					
実施校	コース名	訓練期間	コース数	総定員	備考
新居浜	PCスキル実践コース	4か月	1	15	
愛媛中央	OA総務実践コース	4か月	2	30	→ 1コース・15名減
愛媛中央 (松山駐在)	OA総務実践コース	4か月	2	30	知識習得へ変更
	インテリアコーディネーター 実践コース	5か月	1	15	コース名・カリキュラム変更
	医療事務実践コース	4か月	2	30	
委託デュアル訓練計			8	120	

委託デュアル訓練

R5年度実施計画					
実施校	コース名	訓練期間	コース数	総定員	備考
新居浜	PCスキル実践コース	4か月	1	15	
愛媛中央	OA総務実践コース	4か月	1	15	
愛媛中央 (松山駐在)					→ コース廃止
	建築CADオペレーター実践コース	5か月	1	15	
	医療事務実践コース	4か月	2	30	
委託デュアル訓練計			5	75	

母子家庭の母等訓練

※知識習得訓練(訓練期間6か月以内)において、母子家庭の母等を対象にした優先枠を1コースにつき1名設定。

離職者等訓練総計(繰越分含まず)	68	802	
------------------	----	-----	--

母子家庭の母等訓練

※知識習得訓練(訓練期間6か月以内)において、母子家庭の母等を対象にした優先枠を1コースにつき1名設定。

離職者等訓練総計(繰越分含まず)	65	761	
------------------	----	-----	--

令和5年度 障がい者就労促進事業の概要

1 精神・発達障がい者委託訓練（H24～）

(1) 実施方法 交付金事業として実施。

(2) 事業内容

- ① 実施校 愛媛中央産業技術専門学校（今治・松山）
- ② 訓練対象者 精神・発達障がい者で、公共職業安定所長の受講斡旋を受けた者
- ③ 訓練内容等

訓練科名	OA総務コース	
対象者	精神障がい者	発達障がい者
実施形態	愛媛中央校から委託	愛媛中央校から委託
訓練内容	ワードやエクセルなどのOA関係スキルの習得とともに、実務で必要となる経理や簿記等のスキルの習得。日常生活、社会生活で必要となる他人とのコミュニケーション能力などの「ソーシャルスキル」を習得する。	
訓練期間	6ヶ月	1年
定員	15名（今治5名、松山10名）	松山10名
委託先	企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等	
訓練手当	支給する	現行制度上、受講指示の対象外のため、支給しない

2 障がい者の態様に応じた委託訓練事業（知・技：H16～、実践：H17～）

(1) 実施方法 国からの委託を受け、県立産業技術専門学校がNPO法人や企業等に委託して実施。

(2) 事業内容

- ① 訓練対象者 障がい者で、公共職業安定所長の受講斡旋を受けた者
- ② 訓練内容等

訓練科名	知識・技能習得科		実践能力習得科
訓練コース	販売実務コース （デュアルシステム訓練）	OA関係コース	（委託先の業務内容により設定）
対象者	知的障がい者	身体、知的又は精神障がい者等対象	
実施形態	愛媛中央校から委託	各専門学校から委託	
訓練内容	スーパーマーケット等の後方支援業務等 ※委託先機関での集合訓練と、企業での職場実習を組み合わせ実施	パソコンを用いた文書作成、表計算実技等 （東予20名、中予10名、南予10名）	店舗販売、ビル清掃、食料品製造等、企業等での業務に関する実習中心の実践的訓練
訓練期間	6ヶ月	3ヶ月	1～3ヶ月
定員	松山20名 （10名×2回）	40名（10名×4回）	80名（1名でも訓練可）
委託先	企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等		
訓練手当	支給する	訓練期間が短く、支給の必要性が低いため、支給しない	

③ スタッフの配置

- ・ 障がい者職業訓練コーディネーター〔各1名：新居浜校、愛媛中央校（松山）、宇和島校〕
訓練希望者と委託先企業等との訓練のマッチングや、訓練カリキュラムのコーディネート
- ・ 障がい者職業訓練コーチ〔各1名：愛媛中央校（今治・松山）〕
訓練開始前の受講準備支援や、訓練受講中の委託先、実習先でのきめ細やかな適応支援など、訓練生への専門的・総合的援助を実施

(3) 実施体制の強化

精神保健福祉士等（精神科医、看護師も可）による訓練生、職員に対する相談支援を実施。

開訓発 0125 第 13 号
令和 5 年 1 月 25 日

各都道府県等人材開発主管部（局）長 殿

厚生労働省人材開発統括官付
参事官（人材開発政策担当）付訓練企画室長
（ 公 印 省 略 ）

地域職業能力開発促進協議会を活用した地域におけるリス
キングの推進に関する事業の取扱いについて

地域職業能力開発促進協議会（以下「地域協議会」といいます。）につきました
ては、令和 4 年 10 月から都道府県及び都道府県労働局により開催いただき感謝
申し上げます。

先般、総務省から「令和 5 年度地方財政対策の概要」において、「地域におけ
るリスキングの推進に関する地方財政措置の創設」が公表されるとともに、令
和 5 年 1 月 23 日付け「令和 5 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項
について」（【別紙 1】参照）により、各地方公共団体の財政担当部局等あてに事
務連絡が送付されたところです。

これを踏まえ、地域におけるリスキングの推進に関する事業については、下
記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適
切に対処されるようお願いいたします。

また、本事業は、市町村も対象となりますので、都道府県におかれましては、
管内の市町村に対して周知いただくとともに、必要に応じて、事業を実施する管
内の市町村とも連携の上、地域協議会の運営等をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1
項の規定に基づく技術的助言であり、総務省自治財政局と事前に協議済みであ
ることを申し添えます。

記

1 地域におけるリスキングの推進に関する地方財政措置について

（1）対象事業

地域職業訓練実施計画に位置付けられる地方単独事業として実施される、
地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・
グリーン等成長分野に関するリスキングの推進に資する「①経営者等の

意識改革・理解促進」、「②リスクリングの推進サポート等」及び「③従業員の理解促進・リスクリング支援等」の事業が対象（【別紙2】参照）となっている。

地域職業訓練実施計画に位置付ける事業については、各地方公共団体の財政担当部局と十分調整すること。

(2) 対象事業例

①経営者等の意識改革・理解促進

経営者向けセミナー開催、産学官のリスクリング協議会の設置・運営、経済団体等のリスクリング支援に関する理解促進等

②リスクリングの推進サポート等

専門家・アドバイザー派遣による企業のリスクリング計画策定支援、相談窓口によるワンストップ支援、地域の支援人材不足解消のためのリスクリング推進人材育成等

③従業員（在職者）の理解促進・リスクリング支援

従業員向けセミナー開催、従業員向け短期講座開催、資格試験経費助成等

2 地域職業訓練実施計画に関する留意事項について

(1) 地域職業訓練実施計画への記載内容

地域職業訓練実施計画を策定する際に、地域におけるリスクリングの推進に関する事業（以下「地域リスクリング推進事業」という。）を当該計画に位置付ける場合には、令和5年1月25日付け開訓発0125第11号「地域職業訓練実施計画の策定について」の別添1で示した様式の「5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等」において、地域リスクリング推進事業について記載するとともに、地域リスクリング推進事業の一覧（下記【参考】参照。以下「事業一覧」という。）を作成すること。

なお、地域職業訓練実施計画の策定時点では、当該計画本文において、例えば、地域リスクリング推進事業の全体方針、主要事業等を記載した上で、別途、事業一覧を地域協議会に報告することについて記載するなど、事業一覧が地域職業訓練実施計画に位置付けられているものであることを明確にすることも差し支えないこと。

その場合は、地域職業訓練実施計画策定の後に開催する地域協議会において、都道府県が事業一覧として、市町村分も含めて別紙で取りまとめ、別途地域協議会（※）に報告すること（※事業実施年度に入って開催する地域協議会での報告でも差し支えないこと。）。

また、市町村が実施する事業については、都道府県が各市町村（指定都市

を含む。)と連絡調整を行い、地域職業訓練実施計画に位置付ける事業をとりまとめ、地域協議会へ報告すること。

【参考】地域リスキリング推進事業一覧の記載項目例

- ①事業実施地方公共団体名
- ②事業名
- ③事業概要（事業費、実施主体、対象者等を含む。）
- ④その他

(2) 地域協議会での協議

地域職業訓練実施計画に地域リスキリング推進事業を位置付ける場合は、地域協議会の協議を経る必要があることに留意し、都道府県労働局と連携して地域協議会の運営に当たること。

また、地域リスキリング推進事業に位置付けた事業の実績等については、定期的に地域協議会に報告することが望ましいこと。

(3) 地域職業訓練実施計画の変更について

地域職業訓練実施計画策定後に地域リスキリング推進事業に関する記載内容の変更が必要な場合には、地域協議会における協議を経て、地域職業訓練実施計画の変更を行うこと。変更した場合は、各都道府県労働局経由で、速やかに厚生労働省（計画指導係）まで報告の必要があること。

【本件に関する問い合わせ】

(地域協議会及び地域職業訓練実施計画に関すること)

厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室 計画指導係
(代 表) 03-5253-1111 (内線5393)

(地方財政措置に関すること)

総務省自治財政局調整課
(直 通) 03-5253-5618
(メール) chousei01@soumu.go.jp

■ 令和 5 年 1 月 23 日付け総務省自治財政局財政課事務連絡

「令和 5 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（抜粋）

(別 紙)

第 3 予算編成上の留意事項

第 1、第 2 を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

10 地域の人への投資（リスクリング）の推進のため、次のとおり特別交付税措置を講ずることとしている。

- (1) 地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する経営者等の意識改革・理解促進、リスクリングの推進サポート等及び従業員の理解促進・リスクリング支援に要する経費について、地方公共団体が「地域職業訓練実施計画」（「職業能力開発促進法」（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条第 1 項の協議会で策定する計画）に基づき地方単独事業として実施する場合に、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

概要

【対象事業】地域に必要な人材確保(中小企業、農林水産、介護等)のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する、

- ①経営者等の意識改革・理解促進
- ②リスキリングの推進サポート等
- ③従業員(在職者)の理解促進・リスキリング支援

※ 地域職業訓練実施計画(職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画)に位置付けられる地方単独事業を対象(地方単独事業が対象であることから、運営費に国の交付金が交付されている職業能力開発校等が実施する事業を含め、国又は都道府県から補助金等が交付されている事業は対象外となります)

※ 事業の対象者を離職者等とする事業については、本地方財政措置の対象として想定していないこと

【事業期間】令和8年度まで

【地方財政措置】特別交付税措置(措置率0.5)

【対象事業例】

①経営者等の意識改革・理解促進

▶ 経営者向けセミナー開催、産学官のリスキリング協議会の設置・運営、経済団体等のリスキリング支援に関する理解促進等

②リスキリングの推進サポート等

専門家・アドバイザー派遣による企業のリスキリング計画策定支援、相談窓口によるワンストップ支援、地域の支援人材不足解消のためのリスキリング推進人材育成等

③従業員(在職者)の理解促進・リスキリング支援

従業員向けセミナー開催、従業員向け短期講座開催、資格試験経費助成等

(参考) 地域職業能力開発促進協議会

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証、その他の職業能力の開発・向上の促進のための関係機関の取組の協議等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

①都道府県労働局 ②都道府県 ③公共職業能力開発施設を設置する市町村

④職業訓練・教育訓練実施機関(専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等)

⑤労働者団体 ⑥事業主団体 ⑦職業紹介事業者(団体)又は特定募集情報等提供事業者(団体) ⑧学識経験者

⑨その他協議会が必要と認める者(例:デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等)

.....主催

地域リスキリング推進事業一覧

〔 自治体名 〕

愛媛県

部課所名	事業名	事業概要				備考
		事業費	実施主体	対象者	内容	
松山市 産業経済部 地域経済課	人材育成等補助事業	4,000,000円	松山市	市内中小企業等	市内の中小企業等が従事者の資質の向上を図るため実施する研修等に参加させた際に係る費用を一部補助(国家資格・公的資格に係るものまたは法的根拠のある研修等に限り)	制度概要(松山市H.P) 交付要綱
今治市 市民環境部 環境政策課	GX(グリーントランスフォーメーション)推進事業	2,000,000円	今治市	市内企業及び経済団体並びに農林水産業団体等	市内企業及び経済団体並びに農林水産業団体等に向けて、脱炭素社会と経済成長の両立を図るためのGXスタートアップシンポジウムを開催(年1回 参加者 約200人)	R5年度実施予定 事業チラシ等未調整
西条市 産業経済部 産業振興課	地域産業競争力強化事業費補助金	454,000円	西条市	中小企業者のうち、製造業に属する事業を営むもの	研修受講料、資格等の取得に要した経費に対して、補助金を交付する	公募要領 事業チラシ(R4)



松山市人材育成事業補助金制度とは

この制度は、松山市内における中小企業者、又は中小企業団体が従事者（ただし、松山市内の事業所で業務に従事するもの）の資質の向上を図るため研修等を受講する際に、必要経費の一部を補助する制度です。

※予算が上限に達した時点で受付終了とさせていただきますので、ご了承ください。

補助対象者

松山市内に事業所がある中小企業者（※1）又は中小企業団体（※2）

※1 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する企業をいいます。

（一般社団・財団法人や特定非営利活動法人等は対象外です。）

[参考：中小企業庁HP『FAQ「中小企業の定義について」』（外部サイト）](#)

※2 中小企業団体とは、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合などの組合等をいいます。

補助の対象となる研修等

令和4年4月より、人材育成事業補助金の対象となる研修等の内容が変更になりました。

- ・国家資格（※1）、公的資格（※2）の取得に必要な研修
- ・県や市の入札要件になっている研修や、法律等で施設ごとに配置が義務付けられている専門家になるための研修

（※1）国家資格 国の法令に基づき実施する試験により、国や愛媛県が認定する資格

（※2）公的資格 愛媛県の定める条例に基づき実施・認定している資格又は、商工会議所が実施・認定している資格

※資格については合格（取得）したものが対象となります。

※研修等の開催から修了証等の発行・資格取得までが2年度にわたらないものが対象となります。

※修了証が発行されない等、研修を修了したと主催者から認められない場合は、補助金の交付を受けることができません。

（例：4日間の研修を受講予定だったが、最終日を欠席したため修了証が発行されなかった。）

※市内事業所に勤務する従業員が受講するものに限ります。（普通運転免許を除く）

補助金の額

補助対象経費：受講料

（ただし、資格試験等の受験料やスクールに入学するための入学料は対象外です）

補助対象経費の2分の1以内で、1中小企業等につき、1年度に合計で20万円（個人事業主の場合は15万円）までの補助金を受けることができます。

※1回の申請につき交付額5万円を上限とします。

※千円未満切捨て

申請の時期

補助金申請等関係書類一式をダウンロードし、研修が始まる**14日前までに**提出してください。

※現在受け付けているのは、R4年度（R4年4月1日～R5年3月31日まで）中に開催と修了証・合格証が発行される研修のみです。

必要書類（ダウンロードしてご提出ください）

松山市人材育成事業補助金の交付申請を行う方は必要書類を添えて下記の窓口へご提出ください。

申請の際にご提出いただくもの

- [人材育成事業補助金交付申請書（様式第1号）（ワード：18KB）](#)
- [人材育成事業補助金交付申請書（様式第1号）（PDF：90KB）](#)
- [【記載例：法人用】人材育成事業補助金交付申請書（様式第1号）（PDF：383KB）](#)
- [【記載例：個人事業主用】人材育成事業補助金交付申請書（様式第1号）（PDF：382KB）](#)
- [別紙（銀行等口座番号確認書）（ワード：21KB）](#)
- [別紙（銀行等口座番号確認書）（PDF：58KB）](#)

- ・研修等の募集要領又はパンフレット等
- ・国の法令や愛媛県の条例など、根拠法令の該当部分の写し等
（国または地方公共団体の業務委託等に係る入札等の要件となっている講習については、その仕様書の写し）
- ・受講票又は名簿、研修申込書の写し等
- ・松山市役所納税課発行の完納証明書（3カ月以内に取得したもの）

※2回目以降の申請について、完納証明書は3カ月以内に取得したものであればコピー可

個人事業主の方はこちらも併せてご提出ください

- [確認書（個人事業主用）（ワード：15KB）](#)
- [確認書（個人事業主用）（PDF：43KB）](#)

変更の際にご提出いただくもの

- [人材育成事業補助金変更交付申請書（様式第3号）（ワード：17KB）](#)
- [人材育成事業補助金変更交付申請書（様式第3号）（PDF：63KB）](#)

研修の開催中止、受講の辞退等の場合にご提出いただくもの

- [人材育成事業補助金取下げ申請書（様式第4号）（ワード：18KB）](#)
- [人材育成事業補助金取下げ申請書（様式第4号）（PDF：63KB）](#)

請求の際にご提出いただくもの

申請期間 令和4年度（R4年4月1日～R5年3月31日まで）

- [請求書（第37号様式）（ワード：29KB）](#)
- [請求書（第37号様式）（PDF：76KB）](#)
- [請求書（第37号様式）記入例（PDF：69KB）](#)

- ・受講料等の支払を証する書類の写し、研修等の修了を証する書類の写し、資格の取得を証する書類の写し

申請先

窓口又は郵送にて、松山市地域経済課へご提出ください

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

地域経済課 中小企業支援担当
〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 本館8階
電話：089-948-6783
FAX：089-934-1844
E-mail：chiikikeizai@city.matsuyama.ehime.jp

松山市人材育成事業補助金交付要綱

制定 平成7年4月13日要綱第19号

(目的)

第1条 この要綱は、松山市内における中小企業者又は中小企業団体（以下「中小企業等」という。）が従事者の資質の向上を図るため実施する研修等に対し、予算の範囲内において松山市人材育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって企業等の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で市内に事務所等を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 次のいずれかに該当する者で市内に事務所等を有するものをいう。
 - ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、共同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会
 - イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - ウ 内航海運組合法（昭和32年法律第162号）に規定する内航海運組合及び内航海運組合連合会
 - エ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に規定する生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会
 - オ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）に規定する酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会又は酒販組合連合会
- (3) 研修等 中小企業等の従事者の資質の向上を図るために受講する国家資格又は公的資格を取得するための研修その他市長が従事者の資質の向上につながると認める研修をいう。
- (4) 国家資格 国の法令に基づき実施する試験により国又は愛媛県が認定する資格をいう。
- (5) 公的資格 愛媛県の定める条例に基づき実施若しくは認定をしている資格又は商工会議所が実施若しくは認定をしている資格をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、納期までの市税を滞納していない中小企業等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中小企業等が従事者を法人が実施する研修等で市長が適当と認めるものに参加させる事業で、2年度以上にわたらないものとする。ただし、当該補助事業が国家資格又は公的資格の取得に係るものである場合にあっては、当該補助事業に係る従業者が研修等を受講した年度内に当該国家資格又は公的資格を取得したものに限る。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、研修等を受講するために必要な経費とする。ただし、国家資格又は公的資格の取得のための受験費用、受講又

は受験に係る旅費及び他の補助制度等により補填される額を除く。

2 補助対象経費には、更新に要する手数料は含まれないものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以下の額とする。

2 1 中小企業等において1年度につき20万円(個人事業主である中小企業等にあつては、1 中小企業等において1年度につき15万円)を、1回の研修等につき5万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする中小企業等(以下「申請者」という。)は、受講する研修等の受講の開始の日の14日前までに、松山市人材育成事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 研修等の募集要領、実施計画書等
- (2) 市税を滞納していないことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適性と認めたときは、松山市人材育成事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において必要があるときは、条件を付することができる。

(変更及び取下げ手続)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請内容を変更しようとするときは松山市人材育成事業補助金変更申請書(第3号様式)により、補助金の交付の申請を取り下げるときは、松山市人材育成事業補助金交付申請取下げ申請書(第4号様式)により、市長の承認を受けなければならない。ただし、申請内容の軽微な変更で市長が適当と認めるものは、この限りでない。

(支払)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、松山市財務会計規則(昭和39年規則第11号)第37号様式(その1)に定める請求書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとし、市長は、当該請求を適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。

- (1) 研修等の受講料等の支払を証するに足りる書類の写し
- (2) 研修等の修了を証する書類の写し
- (3) 資格の取得を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(返還等)

第11条 市長は、補助事業者が、虚偽その他不正な申請により補助金の交付を受けたときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 24 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に実施された研修等について適用し、同日前に実施された研修等については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第 2 号、様式第 6 号及び様式第 8 号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に実施された研修等について適用し、同日前に実施された研修等については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第 1 号、様式第 4 号及び様式第 5 号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。


(経過措置)

2 この要綱による改正後の松山市人材育成事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施された研修等について適用し、同日前に実施された研修等については、なお従前の例による。

【地域産業競争力強化事業費補助金】事業者の皆さまの積極的な取り組みを5つの分野で応援します！

ページID：0076384
更新日：2022年4月1日更新

この補助制度は、5つの分野における市内中小企業者等の取組みに要する経費の一部を補助するものです。積極的にご利用ください。

チラシのダウンロードはこちら  [\[PDFファイル/1.1MB\]](#)

補助対象者

西条市内に本社もしくは事業所を有する中小企業者等、農林漁業者等のうち、次の各号のいずれにも該当することが必要です。

1. 引き続き1年以上事業を営んでいること
2. 市税を滞納していないこと
3. 他に同種の補助を受けていないこと

※補助対象者は、補助事業により異なります。

補助事業概要

	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	限度額	
(1)	成長産業等参入事業	中小企業者等（製造業・情報サービス業・機械設計業）	設備費、試作費、技術指導費、委託費、外注費、専門家謝金、国際規格等認証取得費その他成長産業等参入事業に係る経費として認められるもの	【成長産業参入型】 次に掲げる成長産業分野に該当する事業（1）環境およびエネルギー（2）新素材（3）健康、医療および医薬品（4）航空および宇宙（5）6次産業化（6）その他成長産業と認められる分野	200万円
				【高付加価値型】 上記成長産業型に該当する成長産業分野以外で、事業の高度化または高付加価値化に取り組む事業	100万円
				【海外市場展開型】 海外市場への開拓または展開に取り組む事業	30万円
(2)	販路開拓事業	中小企業者等（製造業）	会場借上料、輸送費、旅費、委託費、広告宣伝費その他販路開拓事業に係る経費として認められるもの	国内展示会 30万円	
				国外展示会 50万円	
(3)	人材育成事業	中小企業者等（製造業）	研修受講料、資格等の取得に要した経費（業務に必要な資格（運転免許を除く。）であり、合格した場合に限る。）、講師旅費、謝金その他人材育成事業に係る経費として認められるもの	20万円 備考 1企業当たりの年間総額とする。	
(4)	知的財産権取得事業	農林漁業者、中小企業者等	出願料、弁理士費用（外国出願における現地代理人等に支払う経費を含む。）、図面作成費、翻訳料、外国通信費その他知的財産権取得事業に係る経費として認められるもの	国内出願 10万円 外国出願 30万円	
(5)	商店街空き店舗活用事業	中小企業者、特定非営利活動法人、創業者および商店街団体等	設備費（設備購入、備品購入、リース等）	30万円	

補助率

全ての事業について、補助対象経費の2分の1以内



申請手続き

西条市地域産業競争力強化事業費補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（実施する事業区分に応じたもの）に次の書類を添えて提出してください。

法人の場合

1. 定款
2. 直近1期分の決算書類
3. 市税納税証明書
4. 実施事業の概要がわかる資料
5. その他市長が必要と認める資料

個人の場合

1. 履歴書
2. 市税納税証明書
3. 直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書または所得税青色申告決算書）
4. その他市長が必要と認める資料

補助事業の流れ

1. 交付申請後、その内容を審査します。
2. 適当と認めるときは補助金の交付を決定します。
3. 交付決定後、事業を実施していただきます。
4. 補助事業の内容等を変更（補助金の額の増減を伴わない軽微な変更を除く。）、中止または廃止をしようとするときは、変更承認の申請手続きが必要です。
5. 補助事業の完了後、実績報告書を提出していただきます。
6. 検査等を行い、補助金の額の確定通知を行います。
7. 補助金の請求をしていただきます。
8. 最後に補助金の交付を行います。

公募要領

-  [成長産業等公募要領 \(PDFファイル/269KB\)](#)
-  [商店街空店舗等公募要領 \(PDFファイル/220KB\)](#)

申請書等様式

申請書等の様式については下記のリンクをご確認ください。

- [申請書ダウンロードへ](#)

申請・お問い合わせ先

●補助事業(1)～(4)について

産業振興課 企業立地・経営支援係
〒793-8601 西条市明屋敷164番地（西条市役所新館2階）
TEL : (0897)52-1407 FAX : (0897)52-1386
E-mail : shien@saijo-city.jp

●補助事業(5)について

産業振興課 産業政策係
〒793-8601 西条市明屋敷164番地（西条市役所新館2階）
TEL : (0897)52-1482 FAX : (0897)52-1386
E-mail : sangyoshinko@saijo-city.jp

このページに関するお問い合わせ

産業振興課 企業立地・経営支援係
〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市庁舎新館2階
Tel : 0897-52-1407 Fax : 0897-52-1386
[メールでのお問い合わせはこちら](#)



事業者の皆さまの積極的な取り組みを、5つの分野で応援します！

西条市地域産業競争力強化事業 補助金のご案内

補助メニュー

	事業名	具体例
①	成長産業等参入事業	航空機産業への参入を目指すため、JISQ9100の認証を取得したい。
②	販路開拓事業	自社製品の販路開拓を強化するため、県外で開催される展示会に出展したい。
③	人材育成事業	自社の社員に外部機関が実施する研修を受講させたい。
④	知的財産権取得事業	開発した自社ブランドを保護するために商標権を取得した。
⑤	商店街空き店舗活用事業	商店街の空き店舗を改修してカフェや雑貨店を開業したい。

募集期間

令和4年4月1日（金）～
随時募集

①成長産業等参入 ②販路開拓 ③人材育成
④知的財産権取得 ⑤商店街空き店舗活用

申請・お問い合わせ先

西条市 産業経済部 産業振興課

【事業①～④】 企業立地・経営支援係 【事業⑤】 産業政策係

〒793-8601 西条市明屋敷164番地（西条市役所新館2階）

【事業①～④】 TEL：(0897)52-1407 【事業⑤】 TEL：(0897)52-1482

FAX：(0897)52-1386 E-mail：sangyoshinko@saijo-city.jp

※各補助メニューの概要については、裏面をご参照ください。

制度の詳細、申請書類等は、西条市ホームページをご覧ください。

URL：<http://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/sangyoshinko/kigyoukyousouryoku.html>

補助内容

補助率は全て2分の1以内

① 成長産業等参入事業

対象事業	【成長産業等参入型・高付加価値型】 成長産業分野への参入または事業の高度化・高付加価値化など新たな事業展開に係る取組 【海外市場展開型】 海外市場への開拓又は展開に係る取組		
対象者	中小企業者等 (製造業・情報サービス業・機械設計業)	限度額	成長産業型 : 200万円 高付加価値型 : 100万円 海外市場展開型 : 30万円
対象経費	【成長産業参入型・高付加価値型】 調査費、設備費、試作費、技術指導費、委託費、専門家謝金、国際規格等認証取得費等 【海外市場展開型】 報償費、費用弁償費、委託費、旅費等		

② 販路開拓事業

対象事業	製品、技術等の販路開拓を目的とした、愛媛県外の展示商談会等への出展		
対象者	中小企業者等 (製造業)	限度額	国内展示会 : 30万円 国外展示会 : 50万円
対象経費	会場借上料、輸送費、旅費、委託費、広告宣伝費等		

③ 人材育成事業

対象事業	(1) 公的団体や研修機関等が主催する研修の受講及び試験、検定等の受験 (2) 従業員等を受講の対象とした、第1号に規定する団体等の講師が務める研修の開催		
対象者	中小企業者等 (製造業)	限度額	20万円
対象経費	研修受講料、資格等の取得に要した経費、講師旅費、謝金等		

④ 知的財産権取得事業

対象事業	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成権の国内出願及び外国出願		
対象者	農林漁業者、中小企業者等	限度額	国内出願 : 10万円 外国出願 : 30万円
対象経費	出願料、弁理士費用、図面作成費、翻訳料、外国通信費等		

⑤ 商店街空き店舗活用事業

対象事業	空き店舗を活用し、来店者向け小売り又はサービス機能を有する事業		
対象者	中小企業者、商店街団体等、創業者、NPO法人	限度額	30万円
対象経費	設備費、備品購入費、リース等		

西条市地域産業競争力強化事業

(成長産業等参入事業・販路開拓事業・人材育成事業・知的財産権取得事業)

【公募要領】

[受付期間]

随時募集

[申請書送付先]

〒793-8061 愛媛県西条市明屋敷 164 番地

西条市 産業経済部 産業振興課 企業立地・経営支援係

令和4年4月

西条市

1. 事業の目的

成長産業等参入事業・販路開拓事業・人材育成事業・知的財産権取得事業の実施に要する経費の一部を補助することにより、競争力強化を支援し、地域産業基盤の強化及び雇用の安定の確保を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

農林漁業者、中小企業者等で、次の各号のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 引き続き1年以上事業を営んでいること
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 他に同種の補助を受けていないこと

なお、本補助事業における「中小企業者等」とは、以下に該当する者をいいます。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者(製造業に属する事業を主たる事業として営むものに限る。)で、市内に住所を有する個人又は市内に本社若しくは事業所を有する法人
- (2) 前号に掲げる者が構成する団体

ただし、次の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者(以下、「みなし大企業」という。)は、補助対象者から除きます。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※ 大企業とは、上記「中小企業者等」で規定する以外の者であって、事業を営む者をいいます。

3. 補助対象事業等

中小企業者等が自主的に取り組む、企業競争力の強化に資するものであって、以下の（１）から（５）に該当する事業を対象とします。

（１）成長産業等参入事業

①成長産業型

以下に定める成長産業分野のテーマに合致する事業

○環境・エネルギー

○新素材

○健康・医療・医薬品

○航空・宇宙

○6次産業

○その他成長産業と認められる分野

②高付加価値型

①の成長産業型以外で、事業の高度化または高付加価値化に取り組む事業

③海外市場展開型

海外市場への開拓又は展開に取り組む事業

（２）販路開拓事業

製品、技術等のPRや市場拡大を目的とした、愛媛県外で開催される展示会や見本市等への出展

（３）人材育成事業

①法人が主催する従業員の業務上必要な能力の向上又は技術、知識等の習得に資する研修の受講及び資格試験や技能検定など、業務に関連する資格等を取得するための受験（資格試験については、合格となる必要があります。）

②自社の社員等を受講の対象とし、①に規定する法人から派遣される者が、講師を務める研修の開催

（４）知的財産権取得事業

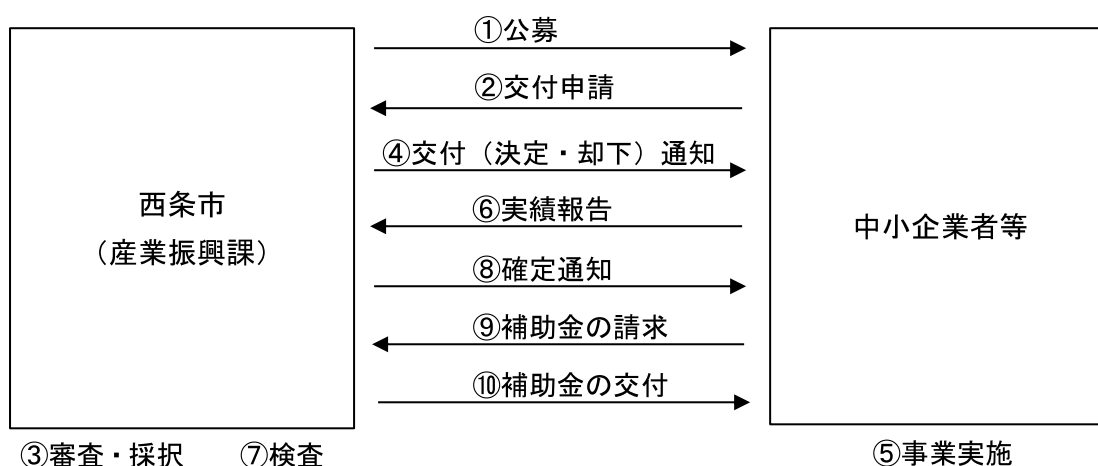
特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成権の国内出願及び外国出願

※ 補助対象外事業

次に掲げる事業は補助対象となりません。補助金交付決定での審査において、以下に該当すると認められた場合は不採択となります。

- 事業の実施（技術的課題の解決方法等）そのものを外注又は委託する事業
- 原材料や商品の仕入等、単なる営利活動とみなされる事業
- 公序良俗に反する事業

3. 事業のスキーム



4. 補助率及び補助対象経費、限度額等

(1) 補助率及び補助金の額

補助対象経費の2分の1以内の額とし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とします。

(2) 補助対象経費・限度額等

補助事業名	補助対象経費	補助対象者	限度額
成長産業等参入事業	【成長産業等参入型・高付加価値型】 調査費、設備費、試作費、技術指導費、委託費、専門家謝金、認証取得費、その他必要と認められる経費	中小企業者等 ・ 製造業 ・ 情報サービス業 ・ 機械設計業	【成長産業参入型】 200万円 【高付加価値型】 100万円
	【海外市場展開型】 報償費、費用弁償費、委託費、旅費 その他成長産業等参入事業に係る経費として認められるもの	中小企業者	30万円

販路開拓支援事業	会場借上料、輸送費、旅費、委託費、広告宣伝費（展示会等出展に係るものに限る）、その他必要と認められる経費	中小企業者等 ・ 製造業のみ	【国内展示会】 30万円 【国外展示会】 50万円
人材育成支援事業	研修受講料、資格取得費（業務に必要な資格（運転免許を除く。）であり、合格したとき）、講師旅費、謝礼、その他必要と認められる経費	中小企業者等 ・ 製造業のみ	20万円
知的財産権取得事業	出願料、弁理士費用、図面作成費、翻訳料、外国通信費、その他必要と認められる経費	農林漁業者 中小企業者等	【国内】 10万円 【外国】 30万円

※ 次のいずれかに該当する経費については、補助対象になりません。

- 申請事業者の人件費
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 商品券等の金券
- 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 本市主催の展示会出展事業等に係る費用
- ガソリン代、軽油代等の燃料費
- 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- 通常の生産活動のための設備投資の費用
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 振込等手数料
- 公租公課（消費税及び地方消費税額（以下、「消費税等」という。）等）
- 各種保険料（旅費に係る航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。）
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 補助金計画書、交付申請書等の書類作成・送付に係る費用
- 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、パソコン、プリンタなど）の購入費
- 原則、中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

5. 応募・申請手続き等補助事業の流れ

(1) 募集について

随時募集を行い、先着順での受付となりますが、予算の状況により年度内であっても募集を終了する場合があります。

(2) 応募件数等

- 以下の場合を除き、1企業当たり、原則1回の申請を限度とします。
- 成長産業等参入事業については、成長産業参入型または高付加価値型において1回までの申請とし、それとは別に海外市場展開型は1回までの申請とします。
- 人材育成支援事業については、1企業当たりの年間補助総額を20万円までとします。

(2) 提出書類

西条市地域産業競争力強化事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて提出してください。

- ① 定款及び直近1期分の決算書類
- ② 市税納税証明書
- ③ 事業計画書（実施する事業区分に応じたもの）
- ④ 実施事業の概要がわかる資料
- ⑤ その他市長が必要と認める資料

※申請書、事業計画書等の様式は、西条市のホームページからダウンロードで出来ます。

(3) 審査・決定、変更、補助金の交付等について

- 申請受理後、書面により、その内容を審査します。また必要に応じて、ヒアリングを行うことがあります。
- 審査後、応募者全員に対して、速やかに「決定・却下」についての結果を文書にて通知します。
- 交付決定後、補助事業の内容等を変更（補助金の額の増減を伴わない軽微な変更を除く。）、中止又は廃止をしようとするときは、事前に変更承認の申請手続きが必要です。
- 交付決定後であっても、虚偽の申請であることが判明する等の不正があった場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- 補助事業の完了後、実績報告書を提出していただき、書面及び必要に応じてヒアリングにより、検査等を行い、補助事業が完了したことを確認した上で、補助金を交付します。

(4) 申請書類の提出先（問合せ先）

〒793-8601

西条市明屋敷164番地

西条市産業経済部 産業振興課 企業立地・経営支援係

TEL (0897) 52-1407 FAX (0897) 52-1386

E-mail shien@saijo-city.jp

●ハートトレーニング（離職者訓練）令和4年度実施状況（1月末現在）

訓練科名	令和4年度実施状況										
	前年度 繰越	年間 定員	1月末 定員	応募者	入所者	うち女性	入所率	修了者	早期 退所	うち就職	就職率
テクニカルオペレーション科 （機械CAD/NC科）	11	72	72	38	38	11	52.8%	32	2	1	85.0%
テクニカルメタルワーク科 （溶接ものづくり科）	7	48	48	31	29	7	60.4%	17	3	2	84.6%
電気設備技術科	15	72	72	52	49	4	68.1%	33	15	15	76.7%
住宅リフォーム技術科 （住宅・福祉リフォーム科）	14	72	72	40	38	25	52.8%	24	6	5	91.3%
ビル管理技術科 （ビルメンテナンス科）	14	24	12	19	13	0	108.3%	14	13	12	100%
組込みプログラミング科	15	36	18	19	17	1	94.4%	14	4	4	80.0%
スマート生産サポート科 （ICT生産サポート科）	14	28	28	43	28	9	100.0%	22	6	6	92.9%
一般コース 計	90	352	322	242	212	57	65.8%	156	49	45	85.9%
機械加工技術科（DS） （テクニカルエンジニア科）	—	12	12	6	5	1	41.7%	5	0	0	—
住宅リフォーム技術科（DS） （住環境コーディネーター科）	7	30	30	23	23	17	76.7%	14	7	3	80.0%
短期デュアルコース（DS） 計	7	42	42	29	28	18	66.7%	19	7	3	80.0%
橋渡し 計	—	65	57	87	64	29	112.3%	—	—	—	—
総 計	97	459	421	358	304	104	72.2%	175	56	48	85.7%

※1 離職者訓練計は、それぞれの訓練実績の合計であるが、「橋渡し訓練」は「短期デュアルコース（DS）」および「一般コース（機械CAD/NC科・溶接ものづくり科・ICT生産サポート科）」と組み合わせて実施していること。

※2 修了者の実績は、令和5年1月末までに修了した者の実績であり前年度繰越者を含む。

※3 就職率は、訓練終了後3ヶ月以内に就職した者の実績であり、訓練終了後3か月を経過したコースの確定値（前年度繰越者の就職実績を含む）であること。

※4 早期退所者・うち就職者の実績は、令和5年1月末までに終了したコースの確定値であること。

※5 テクニカルエンジニア科の就職率の実績について、訓練終了（11月終了）から3ヶ月を経過していないが、就職率が確定していることから、計上していること。

●参考：令和3年度、令和4年度応募状況同期比

訓練科名	令和3年度実施状況					令和4年度実施状況				
	年間定員	1月末定員	応募者	入所者	入所率	年間定員	1月末定員	応募者	入所者	入所率
テクニカルオペレーション科 （機械CAD／NC科）	72	72	52	49	68.1%	72	72	38	38	52.8%
テクニカルメタルワーク科 （溶接ものづくり科）	48	48	28	28	58.3%	48	48	31	29	60.4%
電気設備技術科	72	72	55	54	75.0%	72	72	52	49	68.1%
住宅リフォーム技術科 （住宅・福祉リフォーム科）	72	72	62	55	76.4%	72	72	40	38	52.8%
ビル管理技術科 （ビルメンテナンス科）	24	12	18	12	100.0%	24	12	19	13	108.3%
組込みプログラミング科	36	18	21	18	100.0%	36	18	19	17	94.4%
スマート生産サポート科 （ICT生産サポート科）	28	28	46	28	100.0%	28	28	43	28	100.0%
一般コース 計	352	322	282	244	75.8%	352	322	242	212	65.8%
機械加工技術科（DS） （テクニカルエンジニア科）	12	12	8	7	58.3%	12	12	6	5	41.7%
住宅リフォーム技術科（DS） （住環境コーディネート科）	30	30	17	16	53.3%	30	30	23	23	76.7%
短期デュアルコース（DS）計	42	42	25	23	54.8%	42	42	29	28	66.7%
橋渡し 計	65	57	98	64	112.3%	65	57	87	64	112.3%
総 計	459	421	405	331	78.6%	459	421	358	304	72.2%

●ハロートレーニング（在職者訓練）令和4年度実施状況 （1月末現在）

訓練系	コース数	受講者数 合計
機械・金属系	39	203
電気・電子系	26	110
居住系	14	72
合 計	79	385

訓練分類	コース数	受講者数 合計
設計・開発	39	178
加工・組立	21	90
工事・施工	6	29
検査	6	35
保全・管理	7	53
教育・安全	0	0
合 計	79	385

●生産性向上支援訓練 令和4年度実施状況（1月末現在）

計 画	実 績		
670名	784名	オーダーコース	459名（42コース）
		オープンコース	325名（34コース）
		事業取組団体方式	0名（0コース）

●うち生産性向上支援訓練（DX対応コース） 令和4年度実施状況（1月末現在）

計 画	実 績		
120名	120名	オーダーコース	46名（4コース）
		オープンコース	74名（9コース）

●うち生産性向上支援訓練（シニアミドルコース） 令和4年度実施状況（1月末現在）

計 画	実 績		
※シニアミドル対象コース受講者のうち45歳以上の受講者数			
40名	38名	オーダーコース	28名（7コース）
		オープンコース	10名（3コース）

●ハートレーニング（離職者訓練）令和5年度実施計画

離職者訓練 計法定員 459人(前年度比 ±0)

アビリティコース（訓練期間：6ヶ月） 定員394名

募集科名	入所月	年間定員	令和4年									令和5年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
機械CAD/NC科		72	18			18			18			18		
溶接ものづくり科		48	12			12			12			12		
電気設備技術科		72	18			18			18			18		
住宅・福祉リフォーム科		72	18			18			18			18		
ビルメンテナンス科		24						12					12	
組込みプログラミング科		36							18					18
ICT生産サポート科		28			14						14			
テクニカルエンジニア科（DS）		12			12									
住環境コーディネート科（DS）		30				15						15		
計		394	66	—	26	81	12	18	66	—	14	81	12	18

※DS：短期デュアル（企業実習付き）コース

橋渡し訓練（導入訓練）（訓練期間：1ヶ月） 定員65名

募集科名	入所月	年間定員	令和4年									令和5年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
機械CAD/NC科		16			4			4			4			4
溶接ものづくり科		16			4			4			4			4
ICT生産サポート科		20		10						10				
テクニカルエンジニア科（DS）		5		5										
住環境コーディネート科（DS）		8			4						4			
計		65	—	15	12	—	—	8	—	10	12	—	—	8

※DS：短期デュアル（企業実習付き）コース

●ハロートレーニング（在職者訓練）令和5年度実施計画

訓練系	コース数	計画定員 合計
機械・金属系	39	347
電気・電子系	25	250
居住系	21	210
合 計	85	807

訓練分類 (大分類)	コース数	計画定員 合計
設計・開発	44	440
加工・組立	24	205
工事・施工	8	80
検査	7	62
保全・管理	2	20
教育・安全	0	0
計	85	807

● 令和5年度 生産性向上支援訓練実施計画

	生産性向上支援訓練		目標数 (設定コース人数)	720名 (1,099名)
		(うち DX支援コース)	目標数 (設定コース人数)	170名 (247名)
		(うち シニアミドルコース)	目標数 (設定コース人数)	40名 (148名)

※実施方式（オーダーコース・オープンコース・事業取組団体方式）

中小企業等におけるDX人材の育成

を支援しています！

現在、社会環境・ビジネス環境の変化に対応すべく、企業・組織を中心に社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）が進んでいます。これに対応するためには、年代・職種を問わず、働き手一人ひとりがDXに参画し、デジタル技術を活用したプロセスの改善や、デジタルを活用しやすい組織づくりに取り組むことが重要となります。

生産性向上人材育成支援センターでは、生産性向上支援訓練カリキュラムモデルの中から「DX対応コース」を選定し、中小企業・事業主団体等の“DX人材の育成”を支援しています。



DX対応コースの概要

生産性向上支援訓練カリキュラムモデルの中から、訓練目的・分野による分類とは別に、DX推進に向けたスタートコース、ネットワーク・セキュリティに関するコースを選定し、**共通領域**として設定しました。また、DXに向けた**3つの課題**を設定し、それぞれの課題解決に対応したコースを選定・分類しています。

共通領域

- DX推進に向けたスタートコース**
⇒DXの推進に必要な知識や導入事例を知りたい
- ネットワーク・セキュリティに関するコース**
⇒社内ネットワークのセキュリティ対策を進めたい

3つの課題

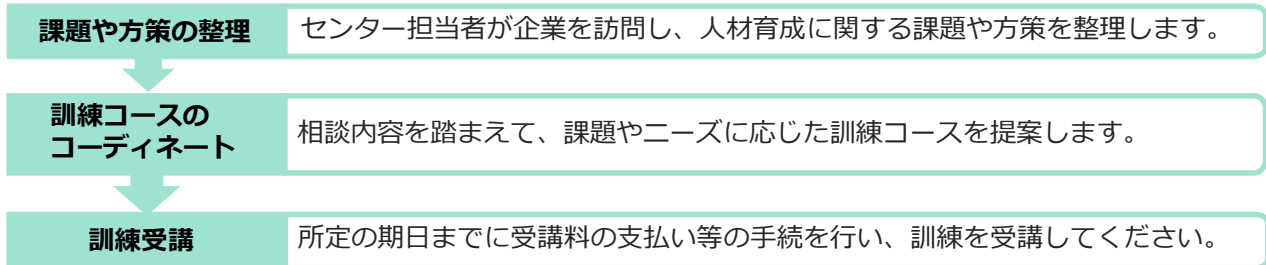
- デジタル化と新たな生活様式の課題への対応**
⇒自社業務に適切なITツールを選定したい
⇒POSシステムを活用して売上げを伸ばしたい
- 業務プロセスの課題への対応**
⇒システム化に伴うコストの考え方を知りたい
⇒物流全体の最適化・効率化を実現したい
- ビジネスモデルの課題への対応**
⇒IoTによるビジネス環境の変化や動向を知りたい
⇒システム開発に必要な発注者の役割を理解したい

- 受講対象者
事業主の指示を受けた在職者の方
- 訓練日数・時間
おおむね1～5日
(4～30時間)
- 受講料(1人あたり・税込)
2,200円～6,600円
- 訓練会場
自社会議室等を訓練会場とすることが可能です(講師を派遣します)



※DX対応コースの一覧は、裏面をご覧ください。

訓練受講までの流れ



※相談内容によっては、少人数からでも受講できるオープンコースのご利用を提案する場合があります。



独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

～生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)は、事業主の皆様への生産性向上に向けた人材育成を支援しています～



生産性センターHP

DX対応コース一覧 全58コース (2023年4月現在)

DX推進に向けたスタートコース 3コース

119 DXの推進 117 DXの導入 126 DX人材育成の進め方

ネットワーク・セキュリティに関するコース 8コース

021 IoT導入に係る情報セキュリティ
057 ネット炎上時のトラブル対応
099 社内ネットワークに役立つ管理手法
116 情報漏えいの原因と対応・対策
040 eビジネスにおけるリーガルリスク
098 ワイヤレス環境に必要な無線LANセキュリティ
115 脅威情報とセキュリティ対策
125 テレワークに対応したセキュリティ対策

デジタル化と新しい生活様式の課題への対応 18コース

業務プロセスの課題への対応 22コース

ビジネスモデルの課題への対応 7コース

生産・業務プロセスの改善

009 POSシステムの活用技術
056 ITツールを活用した業務改善
091 企業内でIT活用を推進するために必要な技術理解
092 企業内でIT活用を推進するために必要なマネジメント
095 ビッグデータ活用
055 RPAを活用した業務効率化・コスト削減
096 RPA活用
083 テレワークを活用した業務効率化
088 テレワーク活用
120 データサイエンス入門

007 在庫管理システムの導入
016 物流のIT化
013 流通システム設計
014 物流システム設計
012 卸売業・サービス業の販売戦略
018 クラウド活用入門
020 クラウドを活用したシステム導入
054 クラウドを活用した情報共有能力の拡充
093 IT新技術による業務改善
094 AI(人工知能)活用
090 失敗しない社内システム導入
087 導入コストを抑えるクラウド会計・モバイルPOSレジ活用

015 3PLとSCM
017 SCMの現状と将来展望
019 IoT活用によるビジネス展開
089 データ活用で進める業務連携
118 ベンダーマネジメント力の向上

横断的課題

122 テレワーク業務における労務管理

022 IoTを活用したビジネスモデル
121 ビジネスとSDGs(持続可能な開発目標)の融合

売上げ増加

123 オンライン営業技術

027 マーケティング志向の営業活動の分析と改善
028 統計データ解析とコンセプトメイキング
046 インターネットマーケティングの活用
036 プロモーションとチャネル戦略
047 チャンスをつかむインターネットビジネス
029 顧客分析手法
045 顧客満足度向上のためのCS調査とデータ分析

IT業務改善

103 効率よく分析するためのデータ集計
104 ピボットテーブルを活用したデータ分析
105 品質管理に役立つグラフ活用
106 表計算ソフトを活用した統計データ解析
114 SNSを活用した情報発信
124 オンラインプレゼンテーション技術

108 データベースを活用したデータ処理(基本編)
109 データベースを活用したデータ処理(応用編)
110 データベースを活用した高度なデータ処理

求職者支援訓練の実施状況

- 求職者支援訓練の受講者数は、平成24年度の762人をピークに減少を続けていたが、令和2年度以降は対前年度比で増加傾向となっている。（令和3年度 対前年同期比 149.8%）
- 就職率（訓練修了3か月後までの就職状況）は、平成27年度から令和2年度まで実践コースで事業目標を上回っている。

※令和4年度：令和4年11月開講コースまでの数値。

年 度		訓練計画数	認定定員	受講者数	認定率 (認定定員/ 訓練計画数)	開講コースの 充足率	就職率
平成23年度	下期	1,400	530	304	37.9%	57.4%	基礎: 76.6% 実践: 72.5%
平成24年度	計	2,400	1,270	762	52.9%	60.0%	基礎: 94.6% 実践: 80.1%
平成25年度	計	1,700	1,164	679	68.5%	58.3%	基礎: 95.2% 実践: 80.7%
平成26年度	計	1,200	994	571	82.8%	57.4%	基礎: 52.1% 実践: 58.0%
平成27年度	計	840	736	424	87.6%	57.6%	基礎: 61.8% 実践: 63.9%
平成28年度	計	770	689	366	89.5%	53.1%	基礎: 58.9% 実践: 73.6%
平成29年度	計	630	495	290	78.6%	58.6%	基礎: 52.7% 実践: 69.3%
平成30年度	計	630	440	251	69.8%	57.0%	基礎: 54.9% 実践: 78.7%
令和元年度	計	600	377	210	62.8%	55.7%	基礎: 51.5% 実践: 67.8%
令和2年度	計	809	402	231	49.7%	57.5%	基礎: 44.1% 実践: 69.9%
令和3年度	計	698	542	346	77.7%	63.8%	基礎: 47.6% 実践: 60.1%
令和4年度	計	693	323	222	46.6%	68.7%	基礎: 31.3% 実践: 72.4%

※平成25年度の就職率：平成25年度中に開講し、平成26年9月までに終了したコースの訓練修了3か月後までの就職状況（平成27年11月30日現在）

平成26年度の就職率：平成26年度中に開講し、平成27年3月までに終了したコースの訓練修了3か月後までの就職状況（平成28年12月27日現在）

平成27年度の就職率：平成27年度中に終了したコースの訓練修了3か月後までの就職状況（平成28年12月27日現在）

平成28年度の就職率：平成28年度中に終了したコースの訓練修了3か月後までの就職状況（平成29年11月27日現在）

平成29年度の就職率：平成29年度中に開講し、平成30年3月までに終了したコースの訓練修了3か月後までの就職状況（平成30年11月28日現在）

平成30年度の就職率：平成30年度中に開講し、平成31年3月までに終了したコースの訓練修了3か月後までの就職状況（令和元年12月24日現在）

令和元年度の就職率：令和元年度中に終了したコースのうち、令和2年3月までに終了したコースの訓練修了3か月後までの就職状況（令和2年12月3日現在）

令和2年度の就職率：令和2年度中に終了したコースのうち、令和2年12月までに終了したコースの訓練修了3か月後までの就職状況（令和3年8月25日現在）

令和3年度の就職率：令和3年度中に終了したコースのうち、令和3年12月までに終了したコースの訓練修了3か月後までの就職状況（令和4年8月25日現在）

令和4年度の就職率：令和4年度中に終了したコースのうち、令和4年4月までに終了したコースの訓練修了3か月後までの就職状況（令和4年12月26日現在）

（参考）☆事業目標（平成25年度まで）：就職率 【基礎コース】 60%、【実践コース】 70%

☆平成26年度開講コースから設定目標が訓練修了3か月後の雇用保険が適用される就職率に改正

：就職率 【基礎コース】 58%以上、【実践コース】 63%以上

求職者支援訓練実績表(年度別)

愛媛労働局

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			累 計		
	計	基礎コース	実践コース	計	基礎コース	実践コース	計	基礎コース	実践コース	計	基礎コース	実践コース
1 認定規模	809	323	486	698	280	418	693	280	413	2,200	883	1,317
2 認定件数(※1)	33	9	24	37	9	28	24	5	19	94	23	71
うち実施コース	27	8	19	34	9	25	19	5	14	80	22	58
うち中止コース	6	1	5	3	0	3	5	0	5	14	1	13
開講率	81.8%	88.9%	79.2%	91.9%	100.0%	89.3%	79.2%	100.0%	73.7%	85.1%	95.7%	81.7%
3 訓練定員(※2)	492	135	357	587	167	420	396	114	282	1,475	416	1,059
うち実施コース	402	120	282	542	167	375	323	114	209	1,267	401	866
うち中止コース	90	15	75	45	0	45	73	0	73	208	15	193
4 受講申込者数 (※3)	273	92	181	402	129	273	272	83	189	947	304	643
5 受講者数	231	82	149	346	115	231	222	73	149	799	270	529
6 定員充足率	57.5%	68.3%	52.8%	63.8%	68.9%	61.6%	68.7%	64.0%	71.3%	63.1%	67.3%	61.1%

※1の令和4年度欄については、令和4年11月末までに認定したコース情報

※2の令和4年度欄については、令和4年11月末までに開講予定のコース情報

※3については、中止等コース分を除く

求職者支援訓練受講状況(各月推移)

(進捗管理)

愛媛労働局

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
開講定員数	15	45	60	30	15	60	47	0	80	40	15	135	542
受講者数	15	25	29	13	8	37	33	0	52	25	13	96	346
定員充足率	100.0%	55.6%	48.3%	43.3%	53.3%	61.7%	70.2%		65.0%	62.5%	86.7%	71.1%	63.8%
認定コース数	1	3	5	2	2	4	3	0	5	2	1	9	37
中止コース数	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
中止率	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	8.1%
令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計 (前年同時期比較)
開講定員数	50	30	43	52	12	96	40	0					323
(前年同月差)	35	▲ 15	▲ 17	22	▲ 3	36	▲ 7						51
(前年同月比)	233.3%	▲ 33.3%	▲ 28.3%	73.3%	▲ 20.0%	60.0%	▲ 14.9%						18.8%
受講者数	26	16	26	38	10	80	26	0					222
(前年同月差)	11	▲ 9	▲ 3	25	2	43	▲ 7	0					62
(前年同月比)	73.3%	▲ 36.0%	▲ 10.3%	192.3%	25.0%	116.2%	▲ 21.2%						38.8%
定員充足率	52.0%	53.3%	60.5%	73.1%	83.3%	83.3%	65.0%						68.7%
(前年同月差)	▲ 48.0P	▲ 2.3P	12.2P	29.8P	30.0P	21.6P	▲ 5.2P						9.9P
認定コース数	4	2	4	4	2	5	3	0					24
うち中止コース数	1	0	1	1	1	0	1	0					5
中止率	25.0%	0.0%	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%	33.3%						20.8%
(前年同月差)	25.0P	0.0P	5.0P	25.0P	0.0P	0.0P	33.3P						
(前年同期差)	25.0P	0.0P	13.9P	15.9P	17.9P	6.4P	11.4P						10.8P

求職者支援訓練の分野及び年齢分布

(令和5年1月開講コースまで)

令和5年2月13日

- 全訓練コースに占める実践コースの割合は、定員で69.4%、受講者で71.5%。
- 年齢分布で49歳以下の占める割合は、基礎コースで53.3%、実践コースで69.7%。

1 分野分布

①求職者支援訓練（4年度 認定定員）



②求職者支援訓練（4年度 受講者）



2 年齢分布

①求職者支援訓練（基礎コース）（4年度 受講者）



②求職者支援訓練（実践コース）（4年度 受講者）



※小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

求職者支援訓練の認定状況(令和4年度)

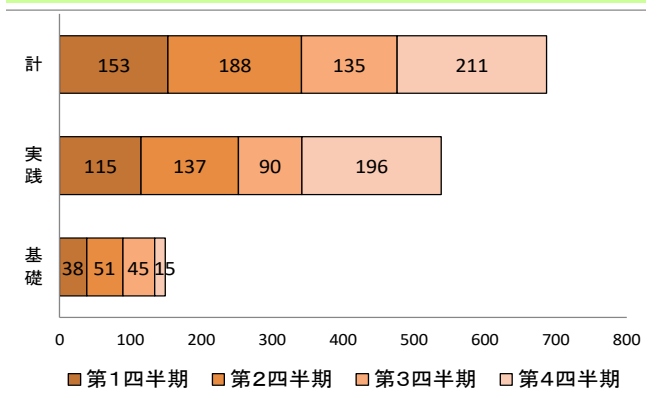
認定規模(単位:人)

基礎コース	280
実践コース	413
介護・福祉系	120
医療事務系	75
情報系	88
その他	130
計	693

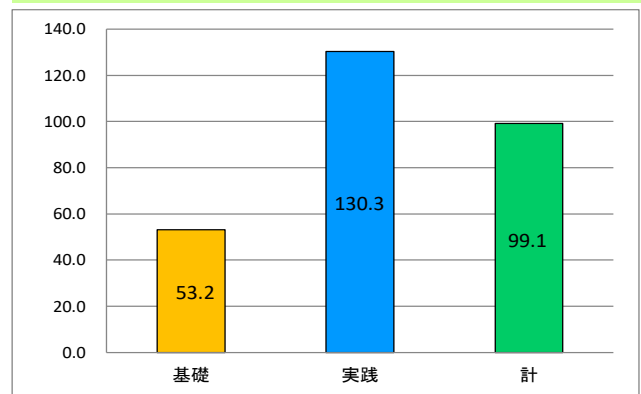
認定状況(単位:人)

	基礎コース	実践コース	計
第1四半期開講分	38	115	153
第2四半期開講分	51	137	188
第3四半期開講分	45	90	135
第4四半期開講分	15	196	211
計	149	538	687

コース別認定員数



コース別認定率



※上半期の認定規模未充足分と中止コース分を、下半期へ振替により100%超過。

求職者支援訓練の認定・受講状況(令和4年度)【開講ベース】

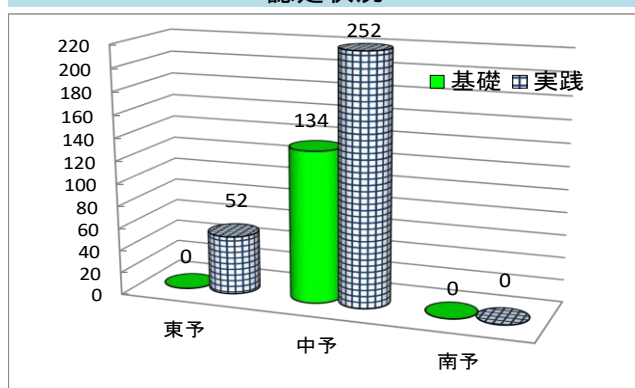
認定状況(単位:人)

	東予	中予	南予	計
基礎コース	0	134	0	134
実践コース	52	252	0	304
介護・福祉系	0	45	0	45
医療事務系	0	40	0	40
営業・販売・事務	42	167	0	209
情報系	10	0	0	10
その他	0	0	0	0
計	52	386	0	438

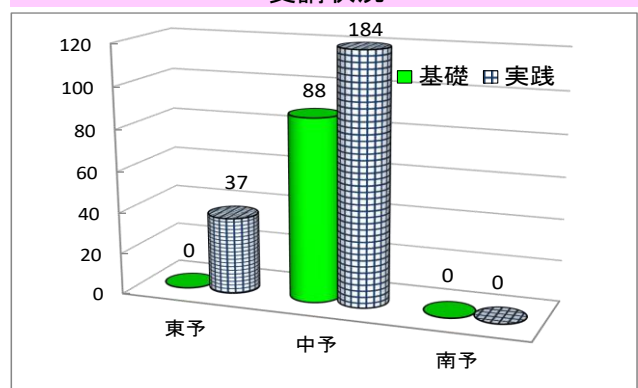
受講状況(単位:人)

	東予	中予	南予	計
基礎コース	0	88	0	88
実践コース	37	184	0	221
介護・福祉系	0	31	0	31
医療事務系	0	29	0	29
営業・販売・事務	33	124	0	157
情報系	4	0	0	4
その他	0	0	0	0
計	37	272	0	309

認定状況

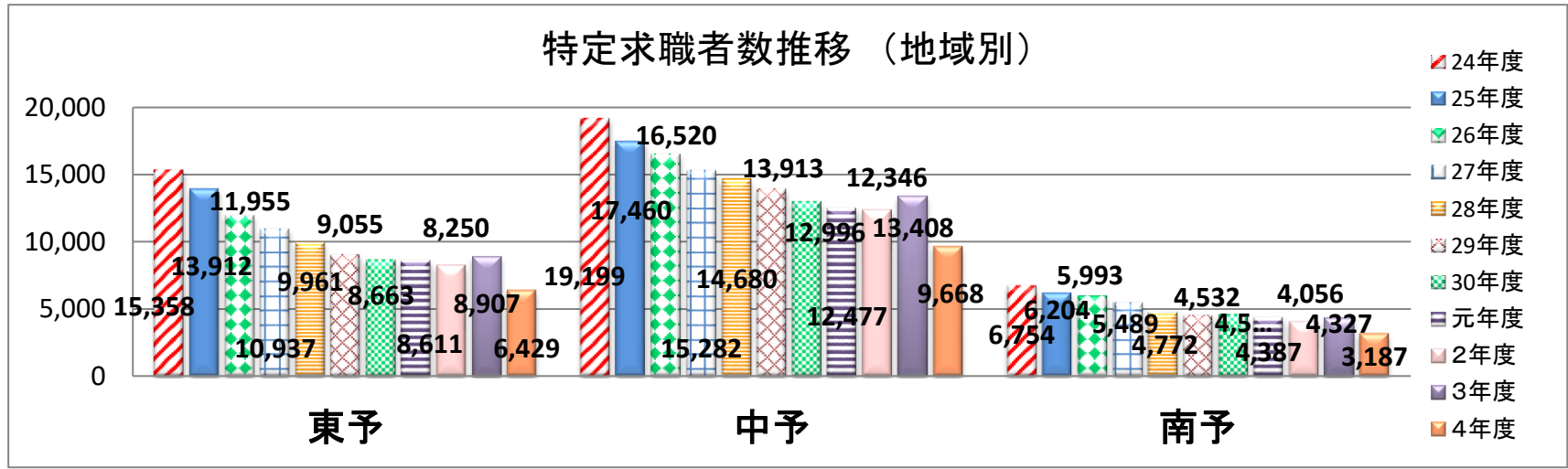
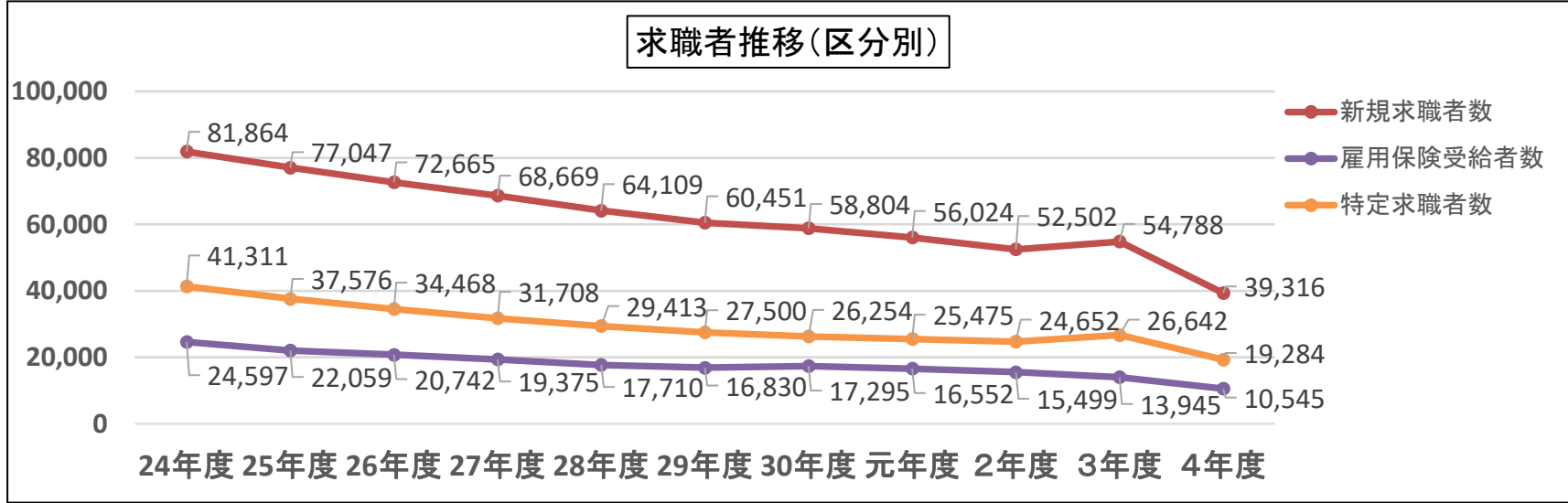


受講状況



※令和5年1月開講コース分までの数値。

特定求職者の年度別推移				(令和4年12月までの数値)			
年 度	新規求職者数	雇用保険受給者数	特定求職者数	年 度	東予	中予	南予
24年度	81,864	24,597	41,311	24年度	15,358	19,199	6,754
25年度	77,047	22,059	37,576	25年度	13,912	17,460	6,204
26年度	72,665	20,742	34,468	26年度	11,955	16,520	5,993
27年度	68,669	19,375	31,708	27年度	10,937	15,282	5,489
28年度	64,109	17,710	29,413	28年度	9,961	14,680	4,772
29年度	60,451	16,830	27,500	29年度	9,055	13,913	4,532
30年度	58,804	17,295	26,254	30年度	8,663	12,996	4,595
元年度	56,024	16,552	25,475	元年度	8,611	12,477	4,387
2年度	52,502	15,499	24,652	2年度	8,250	12,346	4,056
3年度	54,788	13,945	26,642	3年度	8,907	13,408	4,327
4年度	39,316	10,545	19,284	4年度	6,429	9,668	3,187

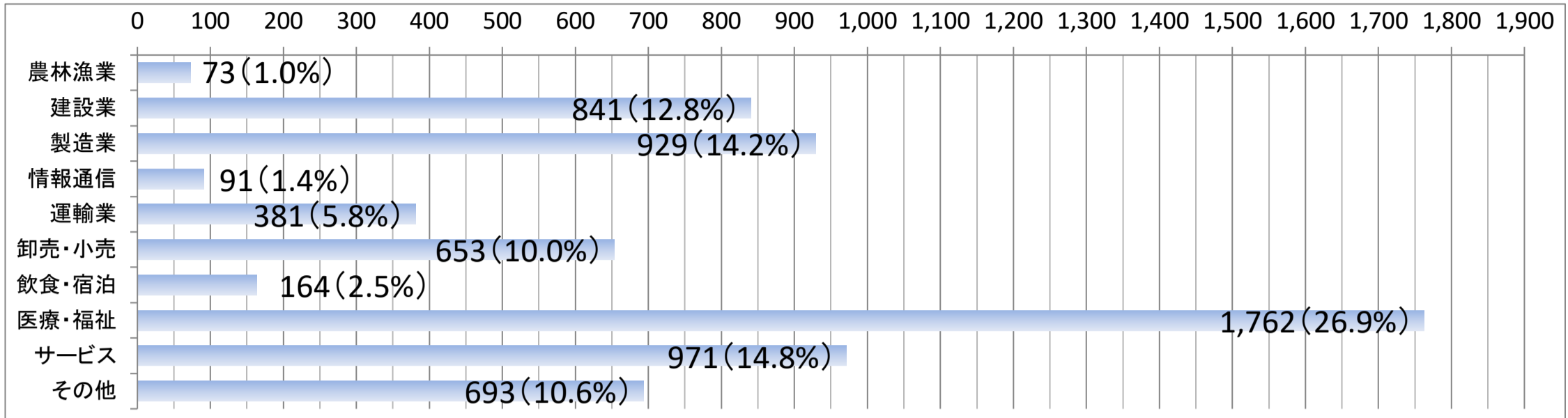


業種別訓練ニーズ

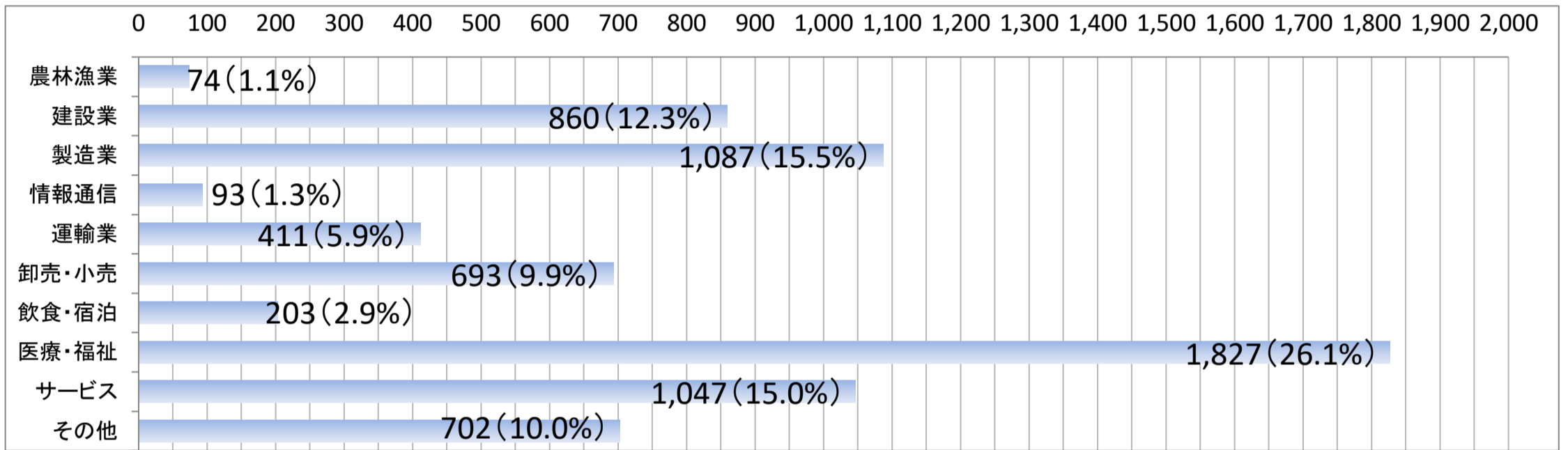
1 求人ニーズ(産業別新規求人数)

○ 令和4年度の求人ニーズで最も多いのが医療・福祉分野で26.1%。
順に、製造業で15.5%、サービス業で15.0%、建設業で12.3%。

(1) 令和3年度(年度の月平均)



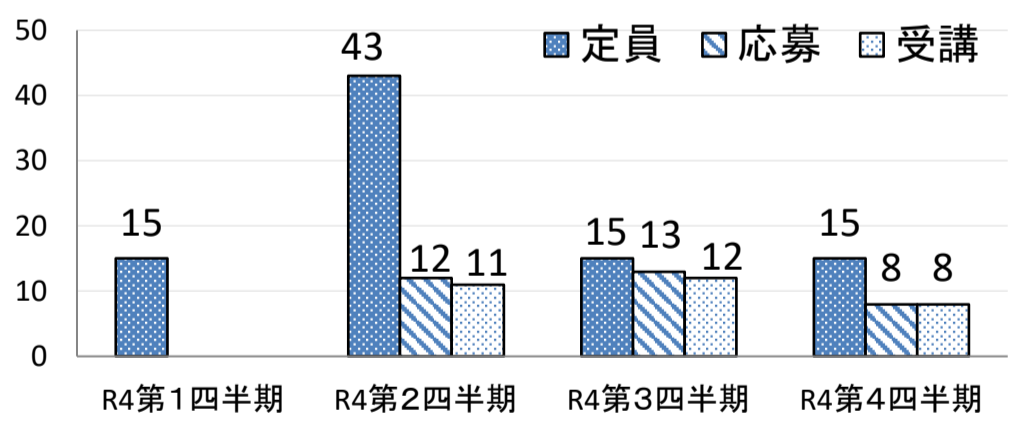
(2) 令和4年度(年度の月平均) 令和4年12月末までの数値。



2 求職者ニーズ

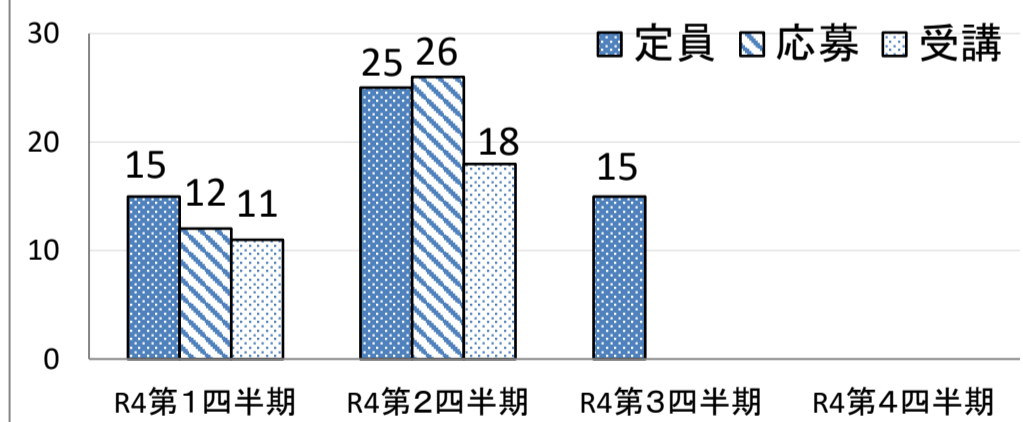
○ 令和4年度※は、
第1四半期: 医療事務分野の応募倍率、定員充足率が高くなった。
第2・4四半期: 営業・販売・事務分野の応募倍率、定員充足率が高くなった。
第3四半期: 介護福祉分野の応募倍率、定員充足率が高くなった。
※令和5年1月開講コースまでの数値。

介護福祉分野



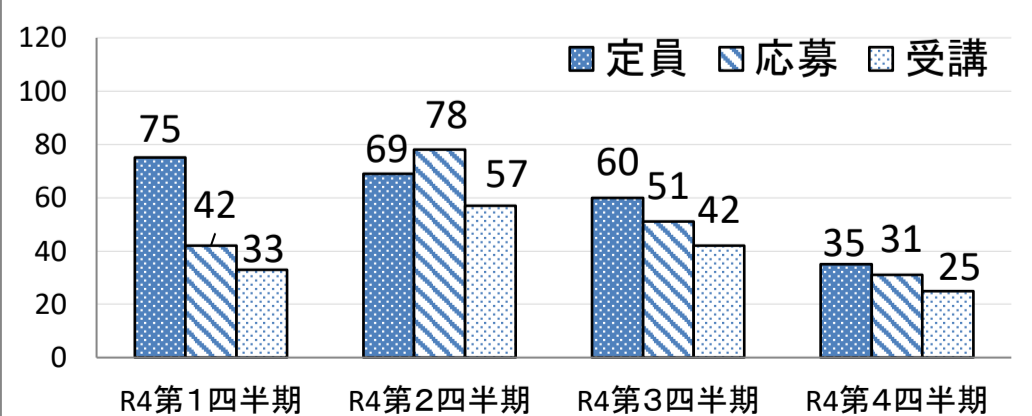
	R4年 第1四半期	R4年 第2四半期	R4年 第3四半期	R4年 第4四半期
応募倍率	0.00	0.28	0.87	0.53
定員充足率	0.0%	25.6%	80.0%	53.3%

医療事務分野



	R4年 第1四半期	R4年 第2四半期	R4年 第3四半期	R4年 第4四半期
応募倍率	0.80	1.04	0.00	0.00
定員充足率	73.3%	72.0%	0.0%	0.0%

営業・販売・事務分野



	R4年 第1四半期	R4年 第2四半期	R4年 第3四半期	R4年 第4四半期
応募倍率	0.56	1.13	0.85	0.89
定員充足率	44.0%	82.6%	70.0%	71.4%

IT分野



	R4年 第1四半期	R4年 第2四半期	R4年 第3四半期	R4年 第4四半期
応募倍率	0.40	-	-	-
定員充足率	40.0%	-	-	-

令和3年度中に終了したコースの求職者支援訓練修了者等の就職状況（訓練修了3か月後）

	コース数	受講開始者数	就職理由以外の中退者数	① 就職理由 中退者数	② 修了者数	③ 公共職業訓練 受講中	④ 雇用保険 被保険者 (適用事業主)	⑤ ④のうち訓練終了時 において65歳以上の 者(雇用保険適用就 職率の分子中、訓練 終了時において65歳 以上の者)	⑥ 雇用保険適用就職 率の分母中、訓練 終了時において65 歳以上の者 実践:①+② 基礎:①+②-③	就職率 基礎:(④-⑤)/ ((①+②)-⑥) 実践:(④-⑤)/ ((①+②)-③) -⑥)
基礎コース	9コース	100人	10人	4人	86人	0人	36人	0人	3人	41.4%
実践コース	23コース	185人	7人	12人	166人	-	106人	6人	10人	59.5%

※ 令和3年度中に修了したコースのうち、令和4年3月までに終了したコース(令和4年11月25日時点の数値)。

☆平成26年度開講コースから設定目標が訓練修了3か月後の雇用保険が適用される就職率に改正

: 就職率 [基礎コース] 58%以上、 [実践コース] 63%以上

※ 訓練終了時において65歳以上の者は就職率算定の対象外とする。

令和3年度に終了した実践コースの分野別就職状況

令和3年度終了求職者支援訓練の分野別就職状況(実践コース)

番号	分野	IT	営業・販売・事務	医療事務	介護福祉	合計
①	コース数 (中止コース除く)	0	15	3	5	23
②	受講開始者数 (割合)	0 (0.0%)	125 (67.6%)	22 (11.9%)	38 (20.5%)	185
③	就職理由以外の中退者数	0	4	2	1	7
④	就職理由中退者数	0	11	1	0	12
⑤	修了者数	0	110	19	37	166
⑥	雇用保険適用就職率の分母中、 訓練終了時において65歳以上の者	0	6	0	4	10
⑦	雇用保険被保険者 (適用事業主)	0	67	15	24	106
⑧	雇用保険適用就職率の分子中、 訓練終了時において65歳以上の者	0	3	0	3	6
⑨	就職率	-	55.7%	75.0%	63.6%	59.5%

※ 令和3年度中に終了した訓練コースのうち、令和4年3月までに終了したコース(令和4年11月25日現在)。

※平成28年度開講コースより、訓練終了日において65歳以上の者は、「雇用保険適用就職率」の算定対象外としていること。

※⑨「就職率」: ((⑦-⑧)/(④+⑤-⑥))

産業別新規求人・充足状況

愛媛労働局

項目	① 新規求人数			② 充足数			③ 充足率(②/①)		
	4年度	3年度	2年度	4年度	3年度	2年度	4年度	3年度	2年度
A, B 農, 林, 漁業(01~04)	667	873	757	122	177	154	18.3	20.3	18.6
C 鉱業、採石業、砂利採取業(05)	49	48	36	6	9	7	12.2	18.8	4.3
052 石炭・亜炭採掘業							--	--	--
D 建設業(06~08)	7,738	10,086	9,366	444	687	709	5.7	6.8	7.9
06 総合工事業	3,396	4,830	4,349	218	334	321	6.4	6.9	7.9
E 製造業(09~32)	9,783	11,153	9,445	1,629	1,923	1,712	16.7	17.2	18.7
09 農産品製造業	1,331	1,551	1,199	409	320	310	30.7	20.6	23.8
10 飲料・たばこ・飼料製造業	28	28	36	29	10	11	103.6	35.7	24.1
11 繊維工業	908	963	836	225	214	187	24.8	22.2	26.6
12 木材・木製品製造業	229	285	234	89	94	89	38.9	33.0	30.1
13 家具・装備品製造業	28	28	39	10	5	9	35.7	17.9	19.3
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1,022	1,306	1,247	237	351	365	23.2	26.9	30.6
15 印刷・同関連産業	160	253	160	47	60	37	29.4	23.7	34.3
16 化学工業	137	143	100	45	45	27	32.8	31.5	31.7
17 石油製品・石炭製品製造業	10	9	13	3	2	2	30.0	22.2	25.0
18 プラスチック製品製造業	222	225	142	67	72	65	30.2	32.0	38.1
19 ゴム製品製造業	74	80	50	18	8	4	24.3	10.0	25.0
21 窯業・土石製品製造業	243	295	337	77	58	63	31.7	19.7	21.7
22 鉄鋼業	141	201	156	21	34	31	14.9	16.9	20.4
23 非鉄金属製造業	247	191	152	26	32	18	10.5	16.8	8.8
24 金属製品製造業	797	1,110	970	83	153	132	10.4	13.8	18.2
25 はん用機械器具製造業	1,059	706	704	81	94	113	7.6	13.3	11.9
26 生産用機械器具製造業	709	856	643	86	120	84	12.1	14.0	14.1
27 業務用機械器具製造業	84	21	16	24	20	1	28.6	95.2	40.9
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	135	135	70	12	22	14	8.9	16.3	34.2
29 電気機械器具製造業	373	580	399	48	54	47	12.9	9.3	10.0
30 情報通信機械器具製造業	187	34	33	12	11	2	6.4	32.4	4.5
(293, 294, 301 民生用電気機器等)	247	297	77	23	13	8	9.3	4.4	4.3
(296, 297, 302, 303, 28 電子機器等)	202	205	138	20	47	31	9.9	22.9	25.5
31 輸送用機械器具製造業	1,561	2,013	1,833	90	114	80	5.8	5.7	6.4
(311 自動車・同付属品製造業)	34	21	28	5	5	2	14.7	23.8	12.5
(313 造船)	1,495	1,950	1,768	82	108	77	5.5	5.5	6.4
(273, 274, 275, 323 精密機械器具製造業)	30	19	16	4	1	1	13.3	5.3	40.0
(275 光学機器・レンズ製造業)							--	--	--
(323 時計・同部品製造業)							--	--	--
20, 32 その他の製造業	123	140	76	38	28	21	30.9	20.0	15.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	44	70	83	10	8	13	22.7	11.4	26.9
G 情報通信業(37~41)	834	1,090	1,105	59	95	95	7.1	8.7	10.4
39 情報サービス業	647	860	912	46	80	71	7.1	9.3	8.7
H 運輸業、郵便業(42~49)	3,700	4,576	4,925	561	707	767	15.2	15.5	15.8
I 卸売業、小売業(50~61)	6,238	7,840	6,969	928	1,315	1,235	14.9	16.8	17.6
50~55 卸売業	2,293	2,682	2,503	453	608	543	19.8	22.7	24.1
56~61 小売業	3,945	5,158	4,466	475	707	692	12.0	13.7	14.0
56 各種商品小売業	256	296	369	27	36	38	10.5	12.2	11.5
J 金融業、保険業(62~67)	578	833	828	47	49	64	8.1	5.9	7.7
K 不動産業、物品賃貸業(68~70)	409	723	567	62	110	118	15.2	15.2	15.2
L 学術研究、専門・技術サービス業(71~74)	1,613	2,430	2,710	210	245	267	13.0	10.1	12.1
73 広告業	149	435	685	11	19	14	7.4	4.4	3.1
M 宿泊業、飲食サービス業(75~77)	1,824	1,962	1,655	167	222	196	9.2	11.3	11.4
75 宿泊業	531	530	393	67	84	65	12.6	15.8	16.7
76 飲食店	1,035	1,233	1,090	80	116	96	7.7	9.4	9.1
N 生活関連サービス業、娯楽業(78~80)	1,738	2,088	2,161	128	186	201	7.4	8.9	7.9
78 洗濯・理容・美容・浴場業	787	1,176	1,199	65	93	77	8.3	7.9	6.1
O 教育、学習支援業(81, 82)	423	613	551	52	99	95	12.3	16.2	18.3
P 医療、福祉(83~85)	16,441	21,149	20,676	2,317	3,196	3,086	14.1	15.1	17.1
83 医療業	6,198	7,596	7,150	1,045	1,421	1,360	16.9	18.7	21.8
85 社会保険・社会福祉・介護事業	10,130	13,450	13,448	1,250	1,746	1,703	12.3	13.0	14.3
Q 複合サービス事業(86, 87)	581	563	642	82	115	143	14.1	20.4	21.4
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	9,419	11,538	9,424	612	785	820	6.5	6.8	7.5
S, T 公務・その他(97, 98, 99)	884	1,071	1,301	121	214	289	13.7	20.0	23.5
合計	62,963	78,706	73,201	7,557	10,142	9,971	12.0	12.9	13.6

(注) ・産業分類は平成19年11月改訂の「日本標準産業分類」に基づく区分より表章したもの。

・パートを除く一般。

・令和4年度は、令和4年4月~令和4年12月分の累計。

求人・求職バランスシート

令和4年度（令和4年12月末現在）

愛媛労働局職業安定部

一 般			職 種	パ ー ト		
新規求人人数	新規求職者数	新規求人倍率		新規求人人数	新規求職者数	新規求人倍率
55,860	23,808	2.35	合 計	32,502	14,498	2.24
353	73	4.84	A管理的職業	11	12	0.92
13,066	3,460	3.78	B専門的・技術的職業	4,748	1,611	2.95
1,515	197	7.69	建築・土木・測量技術者	23	33	0.70
572	291	1.97	情報処理技術者	13	30	0.43
3,539	960	3.69	保健師、助産師、看護師	1,673	627	2.67
1,139	313	3.64	医療技術者	510	138	3.70
3,263	600	5.44	社会福祉専門の職業	1,638	387	4.23
5,747	5,499	1.05	C事務的職業	3,262	2,636	1.24
3,959	4,937	0.80	一般事務の職業	2,421	2,419	1.00
463	255	1.82	会計事務の職業	158	84	1.88
4,272	1,457	2.93	D販売の職業	4,244	725	5.85
1,672	812	2.06	商品販売の職業	4,122	661	6.24
10,599	2,475	4.28	Eサービスの職業	11,024	1,849	5.96
5,972	1,169	5.11	介護サービスの職業	3,946	627	6.29
1,738	541	3.21	飲食物調理の職業	2,982	611	4.88
1,157	311	3.72	接客・給仕の職業	2,527	258	9.79
1,109	134	8.28	F保安の職業	446	60	7.43
542	195	2.78	G農林漁業の職業	327	83	3.94
8,818	1,628	5.42	H生産工程・労務の職業	2,072	469	4.42
2,503	352	7.11	金属加工・溶接等の職業	67	33	2.03
2,874	681	4.22	製品製造・加工処理の職業	1,582	304	5.20
766	152	5.04	機械組立の職業	129	17	7.59
3,654	1,070	3.41	I輸送・機械運転の職業	881	272	3.24
2,739	793	3.45	自動車運転の職業	829	228	3.64
4,547	447	10.17	J建設・採掘の職業	117	54	2.17
910	113	8.05	電気工事の職業	19	11	1.73
1,713	165	10.38	土木の職業	30	26	1.15
3,153	2,285	1.38	K運搬・清掃・包装等の職業	5,370	2,866	1.87

- (注) 1 求人倍率とは、求職者（仕事を探している人）1人あたり何件の求人があるかを示しています。
 2 一般、パートともに、「臨時」・「季節」は除く。
 3 合計には、「分類不能の職業」が含まれています。

地域創生イノベーター育成プログラムで実施した キャリアコンサルティングの状況について(速報)

I 実施の手法

当初予定した時期から実際の契約期日が大幅にずれこみ、受講生からの経歴や特性、資格保有、希望等に関するヒアリングや情報収集に基づく事前アセスメントが不可能となった一方、報告書の提出が2月初旬に繰り上がる形となったため、本来の「リサーチ&コンサルティング」による手法を採用することが困難な状況となった。

この年内に実施可能な代替策として、愛媛大学から申出のあった、十分に将来構想を持っている受講生を前提として、本人の希望を後押しする形で転職・創業・資質向上(大学院進学・資格取得)の三択を進める「後押し型」でのキャリアコンサルティングを実施するとともに、最終日に実施予定の、キャリアアップ・キャリアチェンジのためのマイプロジェクト成果発表の基礎資料として活用させることとした。

II 実現に向けた対策の提案

(1) 自身の資質向上

必要な知識や能力が何なのかを話し合いながら、必要な対策を例示、あるいは誘導していく。専門的知識なのか、マネジメント能力なのか、経営・創業の知識なのか、就職・転職に向けた職社員としての基礎スキルなのか、等によってアドバイスを変えていく。

① 大学院(コンサルティング後、チューターに引継)

例えば、愛媛大学においては人文社会科学・教育学・医学系・理工学・農学の各研究科に社会人選抜の枠が設けられており、社会人経験を重視し、受験の負担が緩和された選考を行っている。

また、医農融合公衆衛生学環や地域レジリエンス学環のような、テーマを設定した分野横断型の大学院も設置されており、ニーズに合わせた取組ができる。

また、マネジメント分野での能力向上が必要な場合には、文系理系を問わず、経営修士(MBA)の取得が必要な場合もある。愛媛県近隣では県立広島大学にHBMSが設置されている。

② 履修証明プログラム等(コンサルティング後、チューターに引継)

愛媛大学をはじめ、県内外の大学では、分野をしばった「履修証明プログラム(今回のプログラムもその一つ)」を実施しており、民間の研修や講習に比べて比較的安価なため、活用している場合が多い。

また、「観光サービス人材リカレントプログラム」のような、より研修期間の短い実践型リカレントプログラムも用意されているので、各大学の専用ウェブサイトで探してみるのもよい。

【愛媛大学のサイト】<https://chiikijn.ccr.ehime-u.ac.jp/news/>

このほか、県や市町村、あるいは民間レベルで「ビジネス講座」や「高度教養講座」といった研修タイプの長期講座が開設されていることもある。

③ 専門分野の国家資格の取得

プロジェクトの実現に向けて、専門資格を取得することが重要になってくる可能性がある。例えば、理工系で専門資格として取得が進んでいるのが「技術士」。対象分野が 21 部門にも上り、大卒の場合、7 年以上の実務経験があれば、受験可能。自分の得意な、あるいは必要とする専門分野の国家資格がないという場合が多いが、その際には、この資格制度を検討してもよい。

【日本技術士会サイト】 <https://www.engineer.or.jp/>

(2) 創業・転職・移住支援・プロジェクト推進 (チューターに引継後、愛媛県・労働局へ)

① 創業支援窓口の活用

愛媛県内での創業の場合には、まずえひめ産業振興財団に赴き、幅広の相談を行うのが便利。創業、経営、商品開発、販路拡大、ICT 対策、補助金と一通りの情報が相談により入手できるほか、創業のための各種講座の開催や情報提供も実施している。

【えひめ産業振興財団サイト】 <https://www.ehime-iinet.or.jp/>

このほか、各金融機関も創業支援の窓口を開設しており、より創業が具体化した場合には積極的に足を運ぶよう勧める。

② 移住支援

愛媛県では「えひめ移住ネット」というポータルサイトを設け、移住に関する情報を集約して提供している。こちらでも住まい、仕事、テレワーク、子育て、支援制度について情報集約を行っている。

【えひめ移住ネットサイト】 <https://www.ehime-iinet.or.jp/>

③ 就職・転職のためのハローワークの活用

ハローワークは単なる就職先案内だけではなく、転職に関する相談や職業訓練メニュー、助成制度の案内など、様々な相談に乗ってくれる。自身に明快な転職に向けた目標と資格等の一芸がある場合には、非常に頼りになる。

(3) ヒューマンネットワーク構築に関する技術向上

これからのプロジェクト推進や新商品・サービス開発、研究においては、部署内の連携だけでなく、異分野連携や産学民官連携、地域連携など、様々な「連携」の機会が出てくる。

こうした連携をスムーズに活用する合意形成テクニックの一つとして、ファシリテーションの技術がある。

① 民間資格

資格としては、「ファシリテーター資格認定講座(CTF)」、「FIT ファシリテーター資格認定講座」、「自律型人材育成ファシリテーター養成講座」などがある。

② 民間研修の活用

より短期で学びたい場合には各種研修講座も豊富に用意されているため、これらを活用していく。

(4) 進学や資格取得に関する国の支援制度

現在国においては、教育訓練給付制度を設けており、様々な資格・講習・大学院進学等において経費の20-70%の給付金を出して、資質向上を促している。これを積極的に活用する。

【厚生労働省サイト】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

キャリアアップ・キャリアチェンジを目指す労働者の皆さまへ

教育訓練給付制度のご案内

教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。
対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

対象講座

対象の教育訓練は、約14,000講座。
具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。
オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができます。

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の 70% [年間上限56万円・延長4年] を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、歯科衛生士、保育士、調理師 など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル3以上のIT関係資格取得講座 ・第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） 大学院・大学などの課程 ・専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院 など） ・職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など 専門学校の課程 ・職業実践専門課程（文部科学大臣認定） ・キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
特定一般教育訓練 受講費用の 40% [上限20万円] を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護職員初任者研修、大型自動車第一種・第二種免許、税理士 など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル2以上のIT関係資格取得講座 など
一般教育訓練 受講費用の 20% [上限10万円] を受講者に支給	資格の取得を目標とする講座 ・英語検定、簿記検定、ITパスポート など 大学院などの課程 ・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程



LL030714M01

(5) Udemyの活用 (受講生に案内資料配布済)

各受講生にUdemyのアカウントを作成し、配布(予定)。配布資料にもあるように「ITリテラシー」、「プレゼンテーション」、「ビジネスマナー」の3つのモデルコースを作成してあるが、それ以外にも多数のコンテンツを有する

非常に多岐の分野のコンテンツが用意されているので、興味本位でも全く構わないので、積極的に活用してもらおう。

III 実施状況(速報)

1 受講者の状況

(1) 希望者数の把握及び面談の実施

地域創生イノベーター育成プログラムの開講時(9月24日)時点で31名在籍している受講生(うち受講時点での失業者はなし)に対して、キャリアコンサルティングの実施に関する通知を行い、参加者を募ったところ、7名の希望者が出たため、次の日程で実施することとした。このうち、実際にコンサルティングを実施できたのは5名の受講生だった。

10月22日(土)	11月1日(火)	11月3日(祝)
対面:1	オンライン:1	対面:2/オンライン:2

(2) コンサルティング実施担当者

キャリアコンサルタント1名及びチューター(愛媛大学教員)1名を配置し、対応に当たった。

(3) 面談及びコンサルティングの概要

受講者からの申出	対応案の提示
大学院を修了。県外から移住し、地域課題解決と国際物流を組み合わせる地域ブランディングを行いたい、地元での足掛かりをどう得ていこうかが課題。	今後のプロジェクト推進にあたり、合意形成技術を学んでみてはどうか。 地域のキーパーソンにつながるにより、ヒューマンネットワークを広げてみてはどうか。
会社員。サイクルツーリズムを伝えていく活動をしており、今後どのようにキャリアを積んで行ったらいいか迷いがある。 大学院を出ていないので、大学で教える立場の仕事を得るのは難しいと言われているが、何か方法はないか知りたい。	自分のゴールを決めて、今からキャリアデザインをする重要性がある。 大学の仕事は、JREC-IN というサイトかハローワークで探せる。 例えば県立広島大学(HBMS)の MBA は、企業でやっている仕事やプロジェクトを分析することで修士号が取れる。修士論文を課さない修士を探すのも手法。 地方自治体の報告書して執筆したものは自分のものとして出せない可能性があることに注意。 東洋大学大学院は、オンラインで受講できることも情報提供。 社会人なので、お金のかからない大学院を選ぶ必要もあるので、職業訓練給付金についても説明。

	<p>今回のプログラムが来年の地域レジリエンス学環へもつながるプログラムであることを説明。</p>
<p>地域貢献として、会社がソリューション事業で、地元企業と省エネをやっている。片手間のため、忙しいと出来なくなる。自分としては、専門的な部署を作りたい。そしてその部署に自分が行きたいと会社に伝えているが、規模の小さい仕事は、会社がやらない。</p> <p>将来的に技術士事務所を立ち上げたいが、自分の名前で仕事が取れるかどうか不安。</p>	<p>初期投資は少なくて済むので、技術士事務所立ち上げ案は良い。自分の名前で仕事が取れるように、これから数年かけてそれを意識しながら会社勤めを行うようアドバイス。</p> <p>産学民官協働事業を行い、その中で施工計画を書くとかインパクトのある実績を残す。</p> <p>九州大学で、新しいトレンドを抑え、新技術を学ぶのはどうか。自分の資質強化のため、次世代エネルギーの専門家を目指して、カーボンニュートラルをリカレント教育の中で修士号を取ることできる。</p> <p>人脈作りのため、合意形成技術、プレゼンテーション、傾聴、ファシリテーションに関する何かを理論的に学ぶのもいい。</p> <p>大学での仕事も興味があるなら、JREC-IN をたまにチェックするのもお勧め。</p>
<p>これから何をやっていくか迷っている。</p> <p>医療福祉、コワーキングスペース×SDGs 等を考えているが、本人曰く邪道なことと思っている。薄く広くの習性があり、一意専心できない。何か方法は無いか？</p> <p>自分が本当に興味がある分野の事例が知りたい。</p>	<p>コワーキングスペース運営は、あくまでも主事業に付随事業。管理人を配置し、人が集まるイベントを企画する必要がある。</p> <p>人と人をくつつけるのが得意な人が向いている。プレゼンテーションやファシリテーションの学びを進めていくことが重要。</p> <p>自分の資質を才能として使うのが最短の手法。色んなところに目が向くのであれば、知識の垣生に自分自身がなっている可能性もある。ファシリテーションやコーチングや社会作りを深く学ぶなら大学院でマスターを取るのも有り。</p> <p>ファシリテーターなら国際ファシリテーターの青木将幸氏、あるいは徳島県神山町の大南信也氏など、また、場所では美馬市(ブロックチェーンやバルト三国)、高知県梶原町(県外から個人的な人が集まった。)などの見学もお勧め。</p>
<p>自分自身の能力とモチベーションを上げたい。</p> <p>現在の職場は、周りが大学や大学院卒で、専門性の高い人が多く、対等でないと感じている。</p> <p>発言力のある人になりたい。</p>	<p>オンラインで大学に行けるシステムや教育訓練給付金制度を紹介。</p> <p>県立広島大学(HBMS)を紹介。もし経営修士号が取れたら違う自分になれそうと本人より発言</p>

<p>マイプロジェクトの内容は言語化できていない。 会社の資源を使って社会貢献ができればいい。</p>	<p>あり。 まずは 10 年後である 46 歳のキャリアプランを 考えることを提案。 Udemy でプレゼンテーションや交渉力を学んで みてはどうか。 科学技術コミュニケーター(科学的に分かった 上で、小学生でも分かるように伝える技術力を 持つ)を紹介。→社内でうまく伝える。私がコ ミュニケーターになると本人より発言あり。</p>
---	---

2 転職・創業支援につながる可能性

実際にキャリアコンサルティングを実施した受講者5名のうち、1名は UIJ ターン者、2名が転職希望者であり、残りも1名が適合する職種を検討、最後の1名がキャリアアップを目指しているという状況であり、コンサルティング受講の意味を十分に持つ内容であった。

3 キャリアコンサルティング以外の対応

(1) チューターによるマイプロジェクト指導

キャリアコンサルティングの実施にまでには至らなかったが、キャリアチェンジやマイプロジェクト作成についてのチューター指導を求める受講者の事例があった。

受講者からの申出事例	対応案の提示(チューター)
<p>実施したいプロジェクトが4つほどあり、どれを選ぶべきなのか、あるいは4つとも記載すべきか迷っている。</p>	<p>今回はキャリアアップ・チェンジが目的であるため、自分が直接関与し、かつ自分の資質向上により、プロジェクトが進行・達成できるものを一つ選ぶよう指導。</p>
<p>西条市の空家率はおおよそ 20%、かつ多くの事業所の閉鎖や撤退が相次ぎ、さらに加速すると考えられる。 そこで、ワン・ストップでほとんどのことが解決できるような、ステーションを考えている。</p>	<p>こうした組織を設置・運営する上で、どのような組織づくりが必要か、また自分がどういった資格や能力を生かせることで貢献できるのか、等を明確につかむよう指導。</p>
<p>自身の職場での現状として、マイプロジェクトのゴールとして掲げているようなものをテーマとして挙げるのが難しい。講義中に得たヒントを現在の業務に落とし込むことは可能か。</p>	<p>大きなプロジェクトを組む必要はない。ちょっとした業務改善といったものでない限り、マイプロジェクトの立案は可能。</p>
<p>地方創生に関する様々な課題を解決していきたいが、取り組まなければならない課題や巻き込まなければならない社会構成主体が多すぎ</p>	<p>まずは、地域人材の協力が得やすいもの、あるいは競争的資金の獲得の可能性のあるものから選択していったよい。</p>

<p>て困っている。</p>	<p>自分だけで実施すると空回りしたり，失敗に直結するので，まずは合意形成手法等を講習や研修で習得していくのも一手法。</p>
<p>これまで，林業・農業・スポーツの3分野でマイプロジェクトを進めてきたが，今回のプレゼンでどれを選択しようか迷っている。</p>	<p>①3つのプロジェクトのうちの一つを選択する。 ②選択したプロジェクトは自らの参画で進行・改善できる可能性があるのか，検証する(なければ①に戻る) ③自分が参画して実施していく上で必要な能力について検証する(なければ①に戻る) のプロセス検証を行った上での作成を指導。</p>

※明確にチューターにメール・面談で協議してきた受講者に限る。

(2) メールによる指導

キャリアコンサルティングによる指導を見送った受講生に対して，メールによる指導を行うこととし，周知を行ったが，12月末の時点で希望者はなかった。

地域ミーティングの概要(速報)

事業実施委員(板垣 義男 委員長・常川 真由美 委員)及び愛媛大学教員(前田 眞 教授・正本 英紀 准教授)が東予・中予・南予の各地域のコワーキングスペースなどを訪問し、地域課題や地域資源の現状や地域におけるキーパーソンの情報について情報共有するとともに、地域において必要な人材や知見・技術、人材育成の方向性について話し合う地域ミーティングを開催した。

(1) 地域ミーティング中予(板垣委員長・常川職務代理/前田教授・正本准教授)

① 開催日時

令和4年12月21日(水) 午後1時から3時まで

② 開催場所

ゆりラボ(上浮穴郡久万高原町久万 349-1)

③ 意見聴取者

久万造林 代表取締役	井部 健太郎
久万高原町 地域おこし協力隊	直木 志乃
革工房ワンループ	後藤 琢郎
NPO 法人由良野の森 理事	藤江 直子

④ 意見概要

地域づくり組織である(一社)ゆりラボの実施する「ゆりラボアカデミー」により、地域ビジネスや地域政策への関心が高まっている久万高原町においては、イノベーターとなる方々が集積しはじめている状況であり、プロジェクトの共感者、デザイナー、感じる力を持っている人、人を集める力を持っている人、アートを感じる人、現場力のある人など、実に多彩な地域人材の必要性について発言があった。一方でクリエイターをつなぐ度量のある人、あるいは人と人をつなぐ「ハブ人材」養成の必要性についての意見も出された。

①地域に必要な人材

プロジェクトの共感者、楽しめる人、感じる力を持っている人、生き方を見直す発想を持っている人(好奇心・謙虚さ・受け取る力・受け入れる力)、トレーニングできる人、耐えられる人、現場力を持つ人、アートを感じる力がある人、商品価値を見える化できる人、地域資源を再評価できる人、デザイナー、人たらし/人集めの力のある人、求心力のある仕事(マッチング)のできる人、クリエイター×イノベーター、異業種の人、幅広い受け皿のある人、事務能力のある人、様々な専門領域をつなげることができる人、その気にさせるアイデアを出せる人、楽しそうに働ける人

②イノベーターを生み出す地域づくり

循環型の経済力のあるものづくりができる環境が必要。効果が見える化できるかどうかが大

事。やっていることの理解を促進することが重要。起業→発信→共感→共有→協働→起業のサイクルをつくる。

③地域専門人材の育成の方向性

「人材育成」と「人材復活」の双方の視点が重要。企業・NPO・行政部局のいずれも、次世代リーダー育成、事務能力を持つ担い手、マネジメント能力をもつ担い手を育成していくとともに、心を痛めている人の人材再生の場としても中山間地を活用していく。これらをまとめるハブ人材の導入・育成も重要。

久万高原町は山岳部の交通の要衝。人材集積の拠点として整備するだけではだめで、各地域をつないでいくことが重要。

(2) 地域ミーティング東予(板垣委員長/正本准教授)

① 開催日時

令和4年12月23日(金) 午後1時から3時まで

② 開催場所

サカエマチ HOLIC (西条市大町1663)

③ 意見聴取者

(一社)リズカーレ 代表理事	安形 真
ワクリエ新居浜 事業部 マネージャー	植松 可奈美
石川季代乃社労士事務所 代表取締役	石川 季代乃

④意見概要

出席者の方々のそれぞれが、地域づくりに関わる方々であったため、今回の地域創生イノベーター育成プログラムの参加者が盛況であった点に関する関心が高く、「どうして東予地域の中堅人材がこうしたイノベーター育成のためのリカレントプログラムを受講する決意をしたのか、動機・理由が聞きたい」との意見が出された。

また、育成すべき地域人材として、イノベーターのほかに、イノベーターをマネジメントできる人材(経営者など)、知識を使いこなす人材、仕事を「つくる」起業人材の3領域の人材を育成していくべきとの提言や、人材をつなぐハブ人材の重要性についての指摘もなされた。

①それぞれの職歴からのスキル向上への「自らが進化する」アプローチ

- ・海外プロジェクトへの積極参加から、海外と地域のマッチング、さらには地域マッチングへの進化(先頭に立って切り込んでいくタイプ)
- ・いろいろな役割を担える人に対する「複業」の重要性
- ・転居して仕事が見つからない状況下からの職業訓練、資格取得、開業、さらなる資格取得、経済団体活動、さらには地域支援活動へと絶え間ない進化(ささいな情報から常に一步を踏み出していく必要性)
- ・様々な職歴から、6次産業プロセスへの参画を経て、起業支援、コワーキングスペース、起業支援、さらにはまちづくりへの参画へ(多彩な経験を基にした人脈・人材のハブ人材)

②一新された地域創生イノベーター育成プログラムへの期待

- ・国、大学、地方の最新の流れを追っている。
- ・実際に活躍している人の講義を入れている。
- ・企業の中堅人材がなぜ、このプログラムを受けようとしたのか知りたい。
- ・イノベーターをマネジメントできる人材の養成も必要。特に経営者。すぐに辞めてしまう人材をどうするのか、経営者が感じをつかめていない。上が変わらないと企業は変わることができない。
- ・イノベーターは地域に必要なところ。その知識を使いこなす人材が必要。これを基に、仕事をつくる起業人材をつくる。こうした人材が育てられる市町村をつくりたい。

(3) 地域ミーティング南予 (板垣委員長・常川職務代理/前田教授・正本准教授)

① 開催日時

令和4年12月26日(月) 午後7時から9時まで

② 開催場所

ホテルクレメント宇和島 (宇和島市錦町 10-1)

③ 意見聴取者

宇和島市教育委員会 生涯学習課 中央公民館担当係長	西尾 祥之
愛媛県立宇和島水産高等学校 教諭	佐藤 一平
企業組合こもねつと 事務局長 (宇和海郵便局長)	清家 裕二
南予移住マネージャー	山口 聡子
愛媛大学 社会連携支援部 地域連携推進室(西予市から派遣)	仲本 周平

④意見概要

宇和島水産高等学校からは、高校再編後の新たな人材創出に向けて、県内外からの多彩なイノベーション人材の集積について、また、宇和島市教育委員会からはコワーキングスペースを活用した、中高生から大学生、若手社会人までを包含した「混じり合う人材」の創出ができる環境づくり

についての意見が出された。

また、西予市からは地域資源の積極的活用を図ることのできる地域人材ネットワークの構築ができる人材、また南予移住マネージャーからは地域ハブ人材の重要性について、それぞれ状況報告や提言が出された。

こもねっとからは、地域イノベーション人材の必要性が指摘される一方で、これを受け入れ、十分に能力が発揮できるような地域の寛容さ、包容力を持つ地域人材を養成する重要性についての指摘があった。

①地域に必要な人材の育成

- ・企業や行政部局には人材育成の余力はない→地域で育てる必要
- ・タッグを組む2人が必要。地域の理解者(バックアップ)と新しく入った人(イノベーター)。
- ・間に立てる人材(中間支援的な立場)も重要。多様な立場、知識・知恵を生かし、現場で生かすことができるのかを判断する。

②多様な知識・価値・世代が入り混じる交流の場

- ・今の地方は評価の価値が単純固定化。多様な価値や立場の人の併存の場はないかも。
- ・宇和島市のホリバタ事業はまさにそうした場。いろいろな人が若い世代の周りにいる。
- ・場の整備に加えて、きっかけがあればいい。分野を混ぜるキャリア教育の必要性。
- ・地方では小中高大の学習世代に、公民館や図書館、地域団体、PTA、サロン、コワーキングスペースの集積人材を連結し、かつ発信していく。
- ・格好良さ、あるいは危機感などの動機が必要。
- ・当事者が顔の見える関係を構築することも重要。
- ・行政主導のやり方に加えて民間主導のやり方も必要。

〈令和4年度 第2回 愛媛県地域職業能力開発促進協議会〉


松山東雲短期大学における リカレント教育の取り組み

1. リカレント教育受入れ学科の概要
 - 保育科：保育士養成コース
 - 食物栄養学科：栄養士養成コース
2. リカレント教育の取り組み・現状
3. 今後の取り組み



松山東雲短期大学

1. リカレント教育受入れ学科の概要



目指せ正社員就職

保育士養成コース受講者募集

（令和5年4月開講 リカレント訓練（長期高度人材育成））

愛媛県では、子育て中の女性の方や非正規雇用の方等の学び直し、いわゆる「リカレント教育」を推進するため、短期大学等に委託して、保育士の資格取得及び正社員就職を目標とする職業訓練を実施します。

● 受講対象者

次の（１）・（２）のいずれも満たす方が対象です。

- （１）**高等学校卒業以上**（これに準じる者を含む）の**離職者等**の方
- （２）**ハローワーク**で求職の申し込みを行い、受講指示、受講推薦又は支援指示を受けられた方（国家資格を取得する明確な意思があり、正社員就職するために職業訓練の受講が必要であると認められた方）

※ すでに保育士の資格をお持ちの方や、学卒未就職者であって、受講申込み時点で学校卒業後1年未満の方は受講いただけません。

● 訓練内容

実施校	愛媛中央産業技術専門学校	愛媛中央産業技術専門学校(松山駐在)		
委託先(予定)	今治明德短期大学 幼児教育学科 今治市矢田甲688 TEL:0898(22)7279	聖カタリナ大学短期大学部 保育学科 松山市北条660 TEL:0120(24)4424	松山東雲短期大学 保育科 松山市桑原3-2-1 TEL:0120(87)4044(直通)	河原医療福祉専門学校 こども未来科 松山市柳井町3丁目3-13 TEL:089(946)3388
定員	4名	2名 ※19歳以上の方に限ります (社入試出願資格と同じ)	4名 ※20歳以上の女性に限ります (社入試出願資格と同じ)	3名
内容	委託先の学校で、保育士の資格取得に必要なカリキュラムのほか、委託先ごとの独自のカリキュラムを含めた2年間の訓練を受講していただきます。			
資格	保育士(訓練を修了することにより資格が取得できます)。			
就職先	保育所、児童福祉施設、児童館など、児童保育関係の職場で活躍することができます。			
通学	JR今治駅からバスで8分、車通学可能(有料駐車場あり)	JR伊予北条駅から徒歩10分、車通学も可能(学内に有料駐車場もあり)、松山市・伊予市方面へはスクールバス(有料)も運行しています。 学内に女性専用の寮があります。	松山中心市街からバスで約10分(伊予鉄道 10番線「短大前」下車) 自家用車での通学は要相談 寮はありませんが、近隣のワンルームマンション等の情報をご紹介します。	伊予鉄道松山市駅から徒歩5分 自転車、原付等で通学可能 寮はありませんが、近隣のワンルームマンション等の情報をご紹介します。
見学	オープンキャンパス 2/8(水)18:00~ 個別オープンキャンパス: 随時	※学内見学や個別相談は随時受付中です(応募にあたって事前の学内見学は必須ではありません。)	※見学・個別相談は随時受付中です	・リカレント訓練学校説明会 10:30~13:30 2/4(土)、2/11(土)、 2/18(土)、2/25(土) ・個別相談会:平日・夜間 ご希望の方はご連絡ください

※ 授業の詳細い内容や通学方法等については、各委託先までお問い合わせください。

● 応募方法及び入校選考

受付期限までに、各産業技術専門校所定の入校願書及び委託先所定の書類（委託先の募集要項を参照）により、**最寄りのハローワークへお申し込みください。**

※委託先へ直接お申し込みいただくことはできませんので、ご注意ください。

専門校(委託先)	選考方法	受付期間	選考日	合格発表	入校日
愛媛中央産業技術専門校 (今治明德短期大学)	書類選考、面接(口頭試問)、職業適性検査	2/2(木)～ 3/3(金)	3/12(日)	3/17(金)	4/5(水)
愛媛中央産業技術専門校(松山駐在) (聖カタリナ大学短期大学部)	書類選考、面接 一般常識試験	2/2(木)～ 3/13(月)	3/16(木)	3/18(土)	4/3(月)
愛媛中央産業技術専門校(松山駐在) (松山東雲短期大学)	書類選考、面接 一般常識試験	2/2(木)～ 3/13(月)	3/16(木)	3/17(金)	4/3(月)
愛媛中央産業技術専門校(松山駐在) (河原医療福祉専門学校)	書類選考、面接 一般常識試験	2/2(木)～ 3/13(月)	3/15(水)	3/17(金)	4/4(火)

【委託先所定の書類】委託先の募集要項はハローワークにも置いております。

今治明德短期大学	入学願書、卒業証明書(最終学歴のもの)、志望理由書、経歴書
聖カタリナ大学短期大学部	入学願書、最終学校の卒業証明書、志望理由書、履歴書
松山東雲短期大学	入学願書、高等学校の卒業証明書、志願理由書・履歴書
河原医療福祉専門学校	入学願書、出身高校の卒業証明書

● 受講経費

入校選考料、入校料、受講料は無料となります。

ただし、下表のとおり受講時に使用するテキスト代、実習着代等個人の所有となるものや、学生生活で必要となる負担については、自己負担となります。

(下表の金額は訓練期間中(2年間)の見込額であり、変更になる場合があります。また、保育士以外の資格取得に伴う経費等は、別途、自己負担が必要となりますので、詳しくは、委託先にご確認ください。)

今治明德短期大学	約17万円程度(テキスト代:約60,000円、その他:約110,000円)
聖カタリナ大学短期大学部	約14万円程度(テキスト代:約20,000円、その他:約120,000円)
松山東雲短期大学	約15万円程度(テキスト代:約50,000円、その他:約100,000円)
河原医療福祉専門学校	約18万円程度(テキスト代:約30,000円、その他:約150,000円)

● 訓練期間中の支援

① 雇用保険受給資格者の方で、ハローワークの受講指示に基づき入校された方には、訓練修了まで雇用保険が延長給付されるほか、受講手当、通所手当などが支給されます。

② 上記①に該当しない方で、所定の要件を満たす方については、職業訓練を受けやすくするため、「職業訓練受講給付金」が支給される制度があります。

詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。





目指せ正社員就職

栄養士養成コース受講者募集

(令和5年4月開講 リカレント訓練(長期高度人材育成))

愛媛県では、子育て中の女性の方や非正規雇用の方等の学び直し、いわゆる「リカレント教育」を推進するため、短期大学に委託して、栄養士の資格取得及び正社員就職を目標とする職業訓練を実施します。

● 受講対象者

次の(1)～(3)のいずれも満たす方が対象です。

- (1) **高等学校卒業以上**(これに準じる者を含む)の**離職者等**の方
- (2) ①**非正規雇用労働者**等の経験が長い方、②**正規雇用の経験が少ない**方、
③**出産・育児等により長期間離職**していた女性等、のいずれかに該当する方
- (3) **ハローワーク**で求職の申し込みを行い、受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方(資格を取得する明確な意思があり、正社員就職するために職業訓練の受講が必要であると認められた方)

※ すでに栄養士の資格をお持ちの方、学卒未就職者であって、受講申込み時点で学校卒業後1年未満の方は受講いただけません。

※ 概ね55歳未満の方を対象としています。

● 訓練内容

実施校	愛媛中央産業技術専門学校(松山駐在)
委託先(予定)	松山東雲短期大学 食物栄養学科 松山市桑原3-2-1 TEL:0120(87)4044(直通)
定員	5名 ※20歳以上の女性に限ります (社会人入試出願資格と同じ)
内容	委託先の学校で、栄養士の資格取得に必要なカリキュラムのほか、委託先ごとの独自のカリキュラムを含めた2年間の訓練を受講していただきます。
資格	栄養士(訓練を修了することにより資格が取得できます。)
就職先	給食関連会社、保育施設、障害者支援施設、病院等の職場で活躍することができます。
通学	松山中心市街からバスで約10分(伊予鉄道10番線「短大前」下車) 自家用車での通学は要相談 寮はありませんが、近隣のワンルームマンション等の情報をご紹介します。
見学	※見学・個別相談は随時受付中です。

● 応募方法及び入校選考

受付期限までに、各産業技術専門校所定の入校願書及び委託先所定の書類（委託先の募集要項を参照）により、最寄りのハローワークにお申し込みください。

※委託先へ直接お申し込みいただくことはできませんので、ご注意ください。

専門校(委託先)	選考方法	受付期間	選考日	合格発表	入校日
愛媛中央産業技術専門校 松山駐在 (松山東雲短期大学)	書類選考、面接 一般常識試験	2/2(木) ~3/13(月)	3/16(木)	3/17(金)	4/3(月)

【委託先所定の書類】委託先の募集要項はハローワークにも置いております。

松山東雲短期大学	入学願書、高等学校の卒業証明書、志願理由書・履歴書
----------	---------------------------

● 受講経費について

入校選考料、入校料、受講料は無料となります。

ただし、下表のとおり受講時に使用するテキスト代、実習着代等個人の所有となるものや、試験受験料、学生生活で必要となる負担（学友会費など）については、自己負担となります。

(下表の金額は、訓練期間中(2年間)の見込額であり、変更になる場合があります。詳しくは、委託先にご確認ください。)

松山東雲短期大学	約19万円程度(テキスト代:約64,000円、実習着代:約12,000円、行事費:2,500円その他:約111,500円)
----------	---

● 訓練期間中の支援

- ① 雇用保険受給資格者の方で、ハローワークの受講指示に基づき入校された方には、訓練修了まで雇用保険が延長給付されるほか、受講手当、通所手当などが支給されます。
- ② 上記①に該当しない方で、所定の要件を満たす方については、職業訓練を受けやすくするため、「職業訓練受講給付金」が支給される制度があります。

1) 保育士養成コース：保育科の概要

①教育理念・目標

- ・新しい時代の変革や社会の要請に応えることのできる質の高い保育者を養成する。
- ・子どもの成長にかかわる人間としての自覚をもち、自らを磨き人格を高め、そして自分で考え判断する主体性を培う。
- ・保育実践の拠り所となる基本的な教育観や保育観、子ども観を確立する。
- ・子どもの健全な成長や幸せな生活を援助するための知識や技能、方法を総合的に理解・習得する。

②学びの特徴

- ・2年間の学び（必要な科目の履修）で卒業と同時に保育士資格が取得できる
- ・1年次から幼稚園実習
- ・資格プラスαが身につく幅広い学び
- ・「保育者のためのピアノ基礎」：ピアノ未経験者のための授業。
- ・子育て支援をキャンパス内で体験できる
- ・確実な就職、卒業後のサポート体制も完備

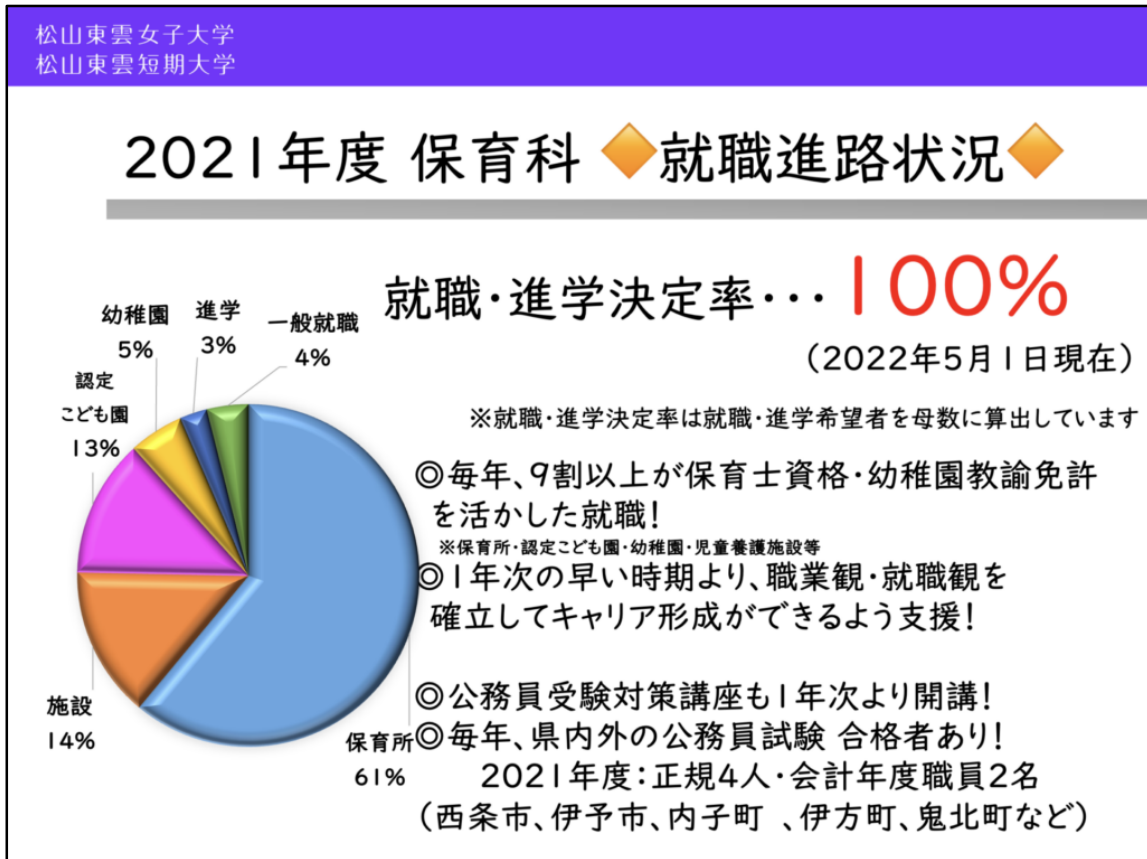
③取得可能な資格

- ・保育士
- ・幼稚園教諭二種免許状
- ・児童厚生二級指導員資格
- ・レクリエーション・インストラクター

④カリキュラム：保育士資格取得のために必要な単位数：68単位

	1年次	2年次
保育の本質・目的に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育原論 ・社会福祉 ・社会的養護Ⅰ など 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援論 ・教育社会学 など
保育の対象に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの食と栄養 ・子ども家庭支援の心理学 ・子どもの保健 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの理解と援助 ・幼児理解の理論と方法 など
領域及び保育内容・方法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽Ⅰ（保育内容の理解と方法Ⅰ） ・図画工作（保育内容の理解と方法Ⅲ） ・体育（保育内容の理解と方法Ⅳ） ・特別支援教育 ・健康の指導法 ・乳児保育Ⅰ など 	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽Ⅱ（保育内容の理解と方法Ⅱ） ・社会的養護Ⅱ ・子育て支援 ・人間関係の指導法 ・乳児保育Ⅱ ・保育カリキュラム論 など
実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・保育ゼミナールⅠ・Ⅱ ・保育実習Ⅰ ・乳児保育Ⅰ など 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育総合演習 ・保育実習Ⅱ・Ⅲ ・教育実習Ⅱ ・教職実践演習（幼稚園） など
その他資格取得に関する科目（選択）	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション実技 ・レクリエーション指導実習 ・児童館・放課後児童クラブの機能と運営 ・保育者のためのピアノ基礎 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ・児童館実習 など

⑤卒業後の進路



〈主な就職先〉

業種名	企業名
公立(町)幼保連携型認定こども園	内子町職員
公立(市・町)保育所	伊予市職員、伊方町職員、鬼北町職員、伊予市会計年度任用職員、西条市会計年度任用職員
認定こども園	愛媛幼稚園・愛媛星岡幼稚園、泉幼稚園、つくし、はしはまこがく認定こども園、古川認定こども園、松山認定こども園星岡
幼稚園	慶応幼稚園、番町幼稚園・桃山幼稚園、松山東雲学園附属幼稚園
保育所	あさひ保育園、朝日保育園、愛媛保育園、泉川保育園、大洲乳児保育所、すみれ保育園、ひまわり園、松山さし保育園、小規模保育園 夢じゃき園 HABU・UKENA、市立宇和島病院 さくら保育園、松山しのめ学園附属保育園、松山乳児保育園、三瓶ひまわり保育園、めぐみ保育園、ユーミー保育園たかのこ、明福寺ルンビニー学園、社会福祉法人内子町社会福祉協議会、社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会、社会福祉法人和泉蓮華会、社会福祉法人宇和島済美婦人会、社会福祉法人西予総合福祉会、社会福祉法人泰斗福祉会、株式会社アイグラン、株式会社ドリームキッズ、株式会社マミーズファミリー、HITOWAキッズライフ株式会社、株式会社RIPLE
児童福祉事業	四国中央市会計年度任用職員、社会福祉法人松山市社会福祉事業団、社会福祉法人コイノニア協会、社会福祉法人常美会、有限会社さくら
障害者福祉事業	社会福祉法人宗友福祉会、社会福祉法人わかば会
小売業	株式会社アダストリア、株式会社ウェアーズ
その他のサービス業	ランスタッド株式会社、株式会社 軸と品格

2) 栄養士養成コース：食物栄養学科の概要

①教育理念・目標

- ・食を通じて地域に貢献できる有能な栄養士を養成する。
- ・「食べ物、栄養、健康」を科学する幅広い専門知識と優れた技能と品格を兼ね備えた人材を育成する。
- ・社会が求める「生涯を通じた健康づくり」を総合的に行うために中心的な役割を担う「食のスペシャリスト」を目指す。

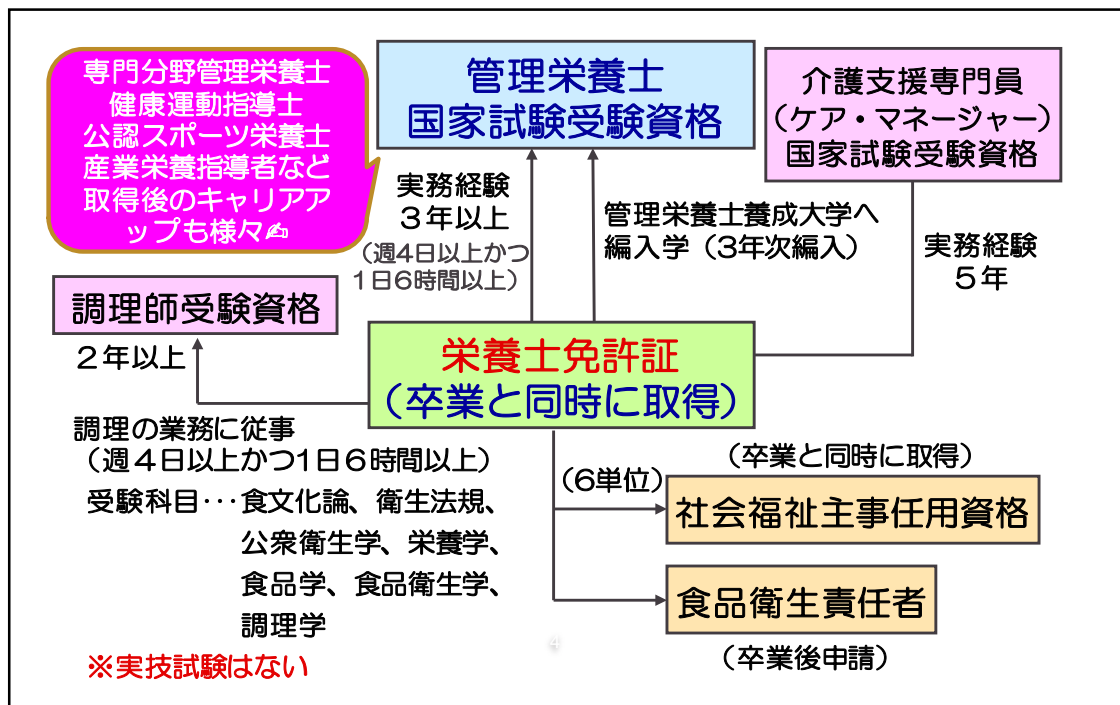
②学びの特徴

- ・2年間の学び（必要な科目の履修）で卒業と同時に栄養士資格が取得できる
- ・人々の心とカラダを元気にする食についての“理論”を学ぶ
- ・卒業後の進路を見据えた学びの充実
- ・地域や企業とのコラボレーション
- ・“現場”のプロの栄養士から直接学べる
- ・卒業後のサポート体制も完備

③取得可能な資格

- ・栄養士
- ・食品衛生責任者
- ・社会福祉主事任用資格
- ・レクリエーション・インストラクター

〈将来への Step up〉



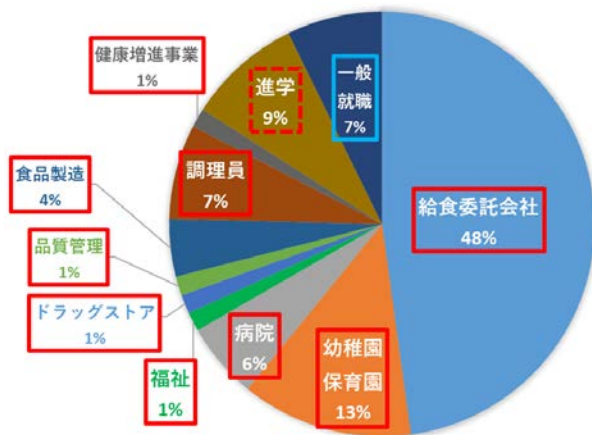
④カリキュラム：栄養士資格取得のために必要な単位数：50 単位（卒業：62 単位）

栄養士になるための 6つの学び	1 年次	2 年次
人体の構造と機能	・解剖学 ・生理学 ・生化学	・臨床生理生化学 ・生理生化学実験
食品と衛生	・食品学総論 ・食品学各論 ・食品学基礎実験	・食品衛生学 ・食品衛生学実験 ・食品学総論実験
栄養と健康	・基礎栄養学 ・臨床栄養学 ・応用栄養学	・臨床栄養管理 ・臨床栄養学実習 ・栄養学実習
栄養の指導	・栄養教育論Ⅰ ・栄養教育論実習Ⅰ	・栄養教育論Ⅱ ・栄養教育論実習Ⅱ ・公衆栄養学
社会生活と健康		・社会福祉概論 ・公衆衛生学
給食の運営	・調理学実習Ⅰ・Ⅱ ・調理学 ・食べ物と調理 ・給食計画・実務論 ・給食計画実務実習	・給食管理実習Ⅰ ・給食管理実習Ⅱ (郊外実習)
	栄養 ゼミナール Ⅰ・Ⅱ	【2年間の総まとめ】 ・栄養士実力養成演習 ・アレルギーと食育 ・高齢者の食と栄養 ・病理学 ・スポーツ栄養
		【国家資格】 栄養士

⑤卒業後の進路

就職・進学決定率：100%

(2022年5月1日現在)



近年の主な就職先(実績)

給食委託会社

- ・日清医療食品
- ・クロスサービス
- ・メフォス
- ・エムサービス
- ・富士産業
- ・東洋食品 など

幼稚園・保育所

- ・えひめ乳児保育園
- ・富久保育園
- ・あゆみ学園
- ・久万こども園 など

福祉施設 など

- ・老人保健施設 八恵苑
- ・特別養護老人ホーム 第二権現荘 など

食品会社

- ・ルナ物産
- ・四国明治 など

病院、ドラッグストア 他

- ・松山赤十字病院
- ・ドラッグストアモリ など
- ・松山市民病院

●例年約8割が栄養士の資格を活かした就職や進学

●卒業後支援：管理栄養士国家試験対策講座を開講

●栄養士実力認定試験：全国平均以上の得点率
2021年度優秀者の成績全国27位（8867名受験）

2. リカレント教育の取り組み・現状

1) リカレント訓練生受入れ状況

〈過去5年間の受入れ状況〉

	(名)	平成30年度 入学生	令和元年度 入学生	令和2年度 入学生	令和3年度 入学生	令和4年度 入学生
保育士養成コース	定員	5	5	5	4	4
	志願者数	6	5	4	2	6
	合格者数	5	5	4	2	4
	入学者数	5	5	4	2	4
	卒業者数	5	5	4	2(予定)	未
	就職率 ^{※1} (%)	80	100	100	(内定100%)	未
栄養士養成コース	定員	3	5	10	10	5
	志願者数	4	5	13	11	8
	合格者数	3	5	10	10	5
	入学者数	3	5	10	10	4 ^{※5}
	卒業者数	3	4 ^{※3}	10	10(予定)	未
	就職率 ^{※2} (%)	100	80 ^{※3}	80 ^{※4}	(内定80%)	未

※1 保育士養成コースは保育士としての就職率

※2 栄養士養成コースは正職員での就職率

※3 入学者のうち1名は家庭の事情により退学。ただし正社員で就職しているため、就職率の数に含めている。1名は栄養士として就職したが、パート採用のため就職率には反映されていない。

※4 入学者のうち1名は在学中(2年次)に出産したため、非正規雇用で栄養士として就職。正職員として採用される予定。1名は在学中に障害者手帳を取得。栄養士として正規雇用で内定していたが、研修中にキャンセル。現在はアルバイトを行っている。

※5 合格者のうち1名は妊娠が分かったため辞退。

〈リカレント訓練生の学び：食物栄養学科〉

◎栄養士実力認定試験(一般社団法人 全国栄養士養成施設協会 主催)

- ・令和3年度 全国27位 成績優秀者(8,867名受験)
- ・令和4年度 全国74位 成績優良者(8,742名受験)

〈リカレント訓練生卒業後の活躍：食物栄養学科〉



- 令和2年度入学生
横田尚美さん
(株)コンディショニング
ラボ勤務)
- 業務内容：
利用者の献立作成、
栄養指導等

- 食物栄養学科を卒業後、給食委託会社に入社し、福祉施設、病院、学校給食といった様々な給食施設に配属されて勤務している卒業生が多い中、ドラッグストアやスポーツジム等に栄養士として入社し、栄養指導を行う等の業務を行っている卒業生もいる。

2) 社会人入学生の受入れについて

松山東雲短期大学では、以前より社会人入学生の受け入れを行ってきたことから、社会人対応の実績があった。

例) 食物栄養学科：社会人入学者数の推移（一部）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入学者数(名)	11	14	11	8	8	5	9

食物栄養学科では、リカレント訓練生の受入れ以前は、社会人入学生に対して入学金相当の奨学金制度（返済義務なし）が設けられていた（現在は実施していない）。

〈リカレント訓練生以外の社会人入学生の対応〉

- 授業料がユニット制である（1単位：11,000円として、取得単位数分を納める）。
- 既修得単位の読み替えが可能
- 教育訓練給付金制度の利用

〈ニーズの高まり〉

◎社会人から本学への問い合わせ状況^{※1}

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 ^{※2}
保育科	23	16	8	13	18	31
食物栄養学科	12	19	16	4	15	40
全体	63	58	48	36	57	93

※1 資料請求、個別相談、オープンキャンパス等アクセスのあったもの全て含む

※2 令和 5 年 2 月 14 日まで

◎令和 5 年度リカレント訓練 受講者応募状況（令和 5 年 2 月 17 日現在）

	Jobcard 作成中		願書配布済		願書受付済	述べ応募 期待人数
保育士養成 コース	9名	⇒⇒	2名	⇒⇒	1名	12名
栄養士養成 コース	7名	⇒⇒	8名	⇒⇒	2名	17名

・受付期間：2月2日（木）～3月13日（月）

・選考日：3月16日（木）

・合格発表：3月17日（金）

〈社会人入学生の抱える問題点〉

- ・金銭的な問題
- ・資格を取り正職員として続けられる仕事をしたい（資格の必要性）。
- ・家庭の状況（子育て、介護）による学びへの不安。
- ・これまでの生活状況より食生活の重要性を感じ、食に関わる仕事に就きたいが、夜間や通信教育で栄養士資格が取得できる講座（プログラム）がない。
 ※栄養士は、厚生労働省が認めた栄養士養成施設を卒業しないと資格取得ができない。
- ・子どものアレルギー、部活（スポーツ）、親の介護などでの食に関わる知識、技能を身に付けたい。

3. 今後の取り組み

1) 松山東雲短期大学の学科構成

- 保育科 ⇒ 保育士養成コース
- **現代ビジネス学科**
- 食物栄養学科 ⇒ 栄養士養成コース

2) 現代ビジネス学科の概要

〈学びの特徴〉

① ビジネス現場で求められる知識やスキルの修得

「ビジネス」、「ICT」、「キャリア」を中心として編成するビジネス基礎科目とビジネス専門科目を通して、ビジネス社会で働くために必要な専門的な知識とスキルの修得を目指す。専門科目は、「医療」、「経理・会計」、「マーケティング」、「観光」、「ICT」、「コミュニケーション」、「インターンシップ」の7分野で構成されており、専門科目の系統的な学びを通して、専門性を高め、多様な進路選択が可能。

② ICTを生かすために必要な知識・スキルの修得

IoT、ロボット、ビッグデータ、AIなどに代表される、いわゆる第4次産業革命がもたらす社会変化に適応するため、ITパスポート取得を視野に入れたカリキュラム編成をしている。ITに関する基礎的な知識の修得を目指し、さらに、医療機関のIT化に備えるため、日本医療財団が実施する医事オペレータ技能認定試験に対応できるような授業内容も展開している。この試験に合格すると、メディカルオペレータの称号が付与される。

③ キャリア教育の充実

職業観を育み、主体的にキャリアプランを描き実践することを学ぶため「女性とキャリアデザイン」、「女性とキャリア開発」を配置している。また、「インターンシップ」では、従来の職業体験のみにとどまらず、仕事理解型、業務補助型、課題協働型と段階的に学修を深めていくプログラムを体験できる。

④ キャリアアップ講座

資格・検定試験対策の授業として「キャリアアップ講座」を設置。学修成果の達成状況を把握するとともに、キャリアプランの一環として資格取得を支援。

〈取得可能な資格(一部抜粋)〉

- 秘書技能検定
- 日商簿記検定
- ファイナンシャル・プランニング技能検定 (FP 技能検定)

- IT パスポート
- 日商 PC 検定（文書作成、データ活用、プレゼン資料作成、日商 PC プロフェッショナル認定証）
- メディカルクラーク
- メディカルオペレータ
- 証券外務員(外務員資格)
- リテールマーケティング（販売士）検定

〈カリキュラム〉

領 域	
ビジネス基礎科目	ビジネス専門分野
ビジネス ・現代社会と企業 ・ビジネス実践演習 ・日本語表現 I ・簿記・会計 ICT ・コンピュータ文書作成 I ・情報処理概論 ・AIとデータサイエンス ・情報リテラシー キャリア ・女性とキャリアデザイン ・女性とキャリア開発	医療 ・診療報酬請求事務 I ・診療報酬請求事務 II ・メディカルオペレータ演習 ・医療コミュニケーション 経理・会計 ・簿記演習 ・金融関係論 ・コンピュータ会計実務 ・女性とライフプランニング ・証券外務員演習 ・企業分析演習 ・ファイナンシャルプランニング演習 マーケティング ・販売論 I ・販売論 II ・マーケティング ・広告論 観光 ・国際事情研究 ・トラベル英語 ・ビジネス英語 ・観光地理 ・ホスピタリティ論 ・観光ビジネス論 ICT ・キーボーディング ・情報処理演習 ・コンピュータ文書作成 II ・情報コミュニケーション ・マルチメディア演習 コミュニケーション ・日本語表現 II ・コミュニケーション演習 ・TOEIC入門 ・実用英語 I ・実用英語 II インターンシップ ・ビジネスインターンシップ I ・ビジネスインターンシップ II ・ビジネスインターンシップ III

◎履修証明プログラム：社会人対象履修プログラム

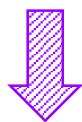
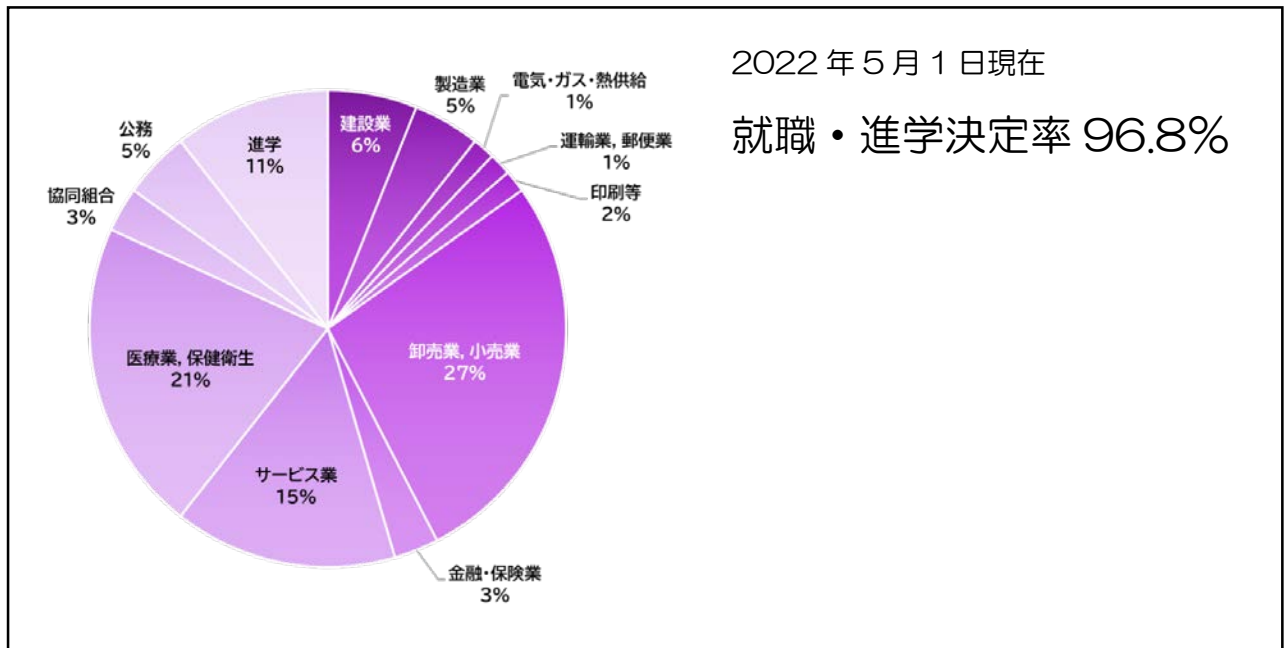
〈ICT運用能力育成プログラム〉

ビジネス現場で求められるICT運用能力を身につけることを目的とし、パソコン操作の基礎とその運用のスキルを身につける。

- ・プログラムの修了時間数：90 時間
- ・講座（科目名）：情報リテラシー
 （4 科目） 情報コミュニケーション
 情報処理演習
 コンピュータ文書作成 I

〈卒業後の進路〉

医療、金融、販売、サービスなどのさまざまな業界に就職することができる。
 また、一般事務や医療事務などの人気職種に就職した卒業生も多数いる。



◎ IT・ビジネス系のリカレント教育も受け入れ可能

3) 今後の取り組み

①松山東雲女子大学・松山東雲短期大学全体で、社会人入学生の対応を強化していく。

社会人の「学び直し」「学び直し」、「リスキリング」を支援することで、社会の中で活躍できる女性の人材育成に貢献する。

1) 社会人対象の学びの場の提供

- ・ 社会人講座
- ・ 履修証明プログラム
- ・ 科目等履修生

2) 社会人入学に関する広報活動の強化

②社会人のニーズに対応したリカレント訓練生の定員増を検討していただく。

令和 5 年度愛媛県職業訓練実施計画（総合計画）

令和 5 年 4 月 1 日

愛 媛 県
独立行政法人高齢・障害・求職者
雇用支援機構 愛媛支部
愛 媛 労 働 局**1 総説**(1) 計画のねらい

「令和 5 年度愛媛県職業訓練実施計画」は、令和 5 年度の愛媛県内における公的職業訓練^{注 1}の実施に当たり、愛媛県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部及び愛媛労働局が一体となり、国が策定する職業訓練実施計画や地域における訓練ニーズを踏まえた職業訓練受講の機会を十分に確保し、もって求職者等の安定的な雇用及び地域が求める人材の育成を実現するために必要な事項を定めるものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合は改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題等(1) 労働市場の動向と課題

愛媛県内の雇用失業情勢は、有効求人倍率（季節調整値）が令和 5 年 1 月時点で 9 か月連続して 1.4 倍台で推移するなど、求人が求職を大幅に上回っており、進展する少子高齢化・人口減少を背景とする人手不足の問題が顕在化している。

県内経済の持続的な成長のためには、働き方改革の推進、長時間労働の抑制、安全で健康に働くことができる職場づくり、非正規雇用労働者の処遇改善、賃金引き上げのための支援等による労働環境の整備や、雇用吸収力・付加価値の高い産業への転換、これら産業への再就職支援等の労働移動支援に加え、「人への投資」による人材育成の強化、生産性の向上が喫緊の課題となっている。

雇用対策の面からは、職業訓練により離職者の着実な就職促進につなげることが重要であるが、訓練行政を取り巻く状況を踏まえれば、主に次の観点からの施策の展開が重要となっている。

¹ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき実施する公共職業訓練及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）に基づき実施する求職者支援訓練の総称。以下同じ。

- ・ これまで職業能力開発の機会に恵まれなかった方等への支援
 これまで職業能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者のほか、出産等でキャリアの中断を余儀なくされた女性、様々な課題に直面しているケースがあるいわゆる就職氷河期世代の方、介護等で離職を余儀なくされた方、自立・就労を目指す生活困窮状態の方、障がいをお持ちの方等、様々な状況に置かれた支援対象者に対しそれぞれに合った形での職業能力開発や就労支援を一層推進する必要があること。
- ・ 製造業を担う中核人材の育成
 我が県の産業構造においては、製造業が付加価値額と従業員数の両面で高い割合を占め、依然として基幹産業としての地位を保持しているが、中小企業が人材を確保することは年々困難となっており、製造業を担う中核人材の育成が急務となっていること。
- ・ デジタル・トランスフォーメーション、グリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）への対応
 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、より一層加速した社会全体の「DX等」へ対応できる人材の育成が求められていること。
 特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることを踏まえて、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこと。
- ・ リカレント教育の拡充
 人生100年時代を迎え、何歳になっても学び直し、職場復帰や転職に資する高齢者へのリカレント教育の拡充が求められていること。

(2) 令和4年度における公的職業訓練をめぐる状況

新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用失業情勢等を踏まえ、求職者支援訓練において、特例措置を実施したこと等により、求職者支援訓練を中心に職業訓練の受講希望者は増加傾向にある。

令和4年度の職業訓練の受講者数及び就職率は次表のとおりである。

公的職業訓練の対象者	受講者数 ※1			県立校 ※2		機構立校等※2
	計	うち 県立校	うち 機構立校	就職率	うち県内就職率	就職率
離職者対象	860	556	304	78.4	95.7	85.7
施設内	344	40	304	79.7	97.9	85.7
委託	516	516	—	78.3	95.5	—
求職者支援訓練（委託）	309	—	—	—	—	53.3※3
在職者対象	907	522	385	—	—	—
学卒者対象	72	72	—	96.4	88.7	—
障がい者対象	78	78	—	66.7	92.0	—
施設内	—	—	—	—	—	—
委託	78	78	—	66.7	92.0	—

※1 受講者数は令和4年4月から令和5年1月末までの数値

※2 就職率は令和3年度数値

※3 令和3年4月1日～令和4年3月31日に終了したコースの求職者支援訓練修了者等の就職率（訓練修了3か月後）である。

3 公的職業訓練の対象者数等

(1) 実施方針

少子高齢化・人口減少が進展する中であっても、在職者や離職者等の職業能力を高めるとともに、地域の企業が求める中核人材を育成するため、次の方針の下、公的職業訓練を実施することとする。

① 学卒者・在職者を対象とする職業訓練

地域の基盤産業でありながら、民間教育訓練機関では設備機器の整備等が困難であるものづくり分野と、業種を問わず労働生産性の向上に資する基礎的分野の二点に重点を置いて実施することとする。

また、今後成長が見込まれる分野については、民間専修学校等との役割分担を踏まえながら、随時、実施の可否を検討することとする。

② 離職者を対象とする職業訓練

施設内訓練では、民間教育訓練機関では対応が困難であるものづくり分野に重点を置く一方、委託訓練では、第3次産業に重点を置いて実施することとする。

その際、母子家庭の母等のひとり親や生活困窮者、特別な支援を必要とする者に配慮しながら実施するものとする。

なお、オンライン上でも対面と同等の効果が見込まれる学科のカリキュラムの一部については、オンライン訓練を実施することとする。

(2) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

① 県立校

訓練定員数は917人（施設内訓練80人/委託訓練837人）とし、就職率は前年以上を目指す。

施設内訓練は、宇和島産業技術専門校において実施することとし、地域からの人材流出を防ぐため、女性等の就労支援に重点を置いて実施する。

委託訓練は、高価な設備等が不要で、地域の基幹産業となり得る第3次産業や事務職等の分野を中心に実施することとする。国家資格等の取得により正社員就職を目指す長期の訓練や、子育て中の女性等の再就職を支援する訓練等、多様なコースを設定するとともに、就労支援を実施することにより、職業能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者や女性、不安定就労者等の再就職を支援する。

② 機構立校（愛媛職業能力開発促進センター）

訓練定員数は459人とし、就職率は85.0%以上を目指す。

雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練を実施し、再就職に結びつける。訓練の実施に当たっては、主として、地域の民間教育訓練機関では実施していない、ものづくり分野に限定し

て実施することとし、AR・VR技術等の新たな技術導入に向けた検討を行う。

(3) 求職者支援訓練の対象者数等

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況を踏まえ、雇用のセーフティネットとして、求職者支援訓練を実施する。非正規雇用労働者や自営廃業者等、雇用保険を受けることができない方を対象として、500人程度に対し訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限を693人とする。

雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

- ② 訓練内容については、デジタル分野等の成長分野や新型コロナウイルス感染症の影響により人材確保がより困難となっている介護等の分野に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。

また、訓練コースの設定に当たっては、育児中の女性等で再就職を目指す方、未就職のまま卒業することとなった新卒者、生活保護受給者をはじめとする生活困窮状態にある方、就職氷河期世代で不安定な就労状態にある方や無業状態の方、居住地域に訓練機関がなく訓練の受講が困難な方等、対象者が置かれた状況や個別のニーズに対応するものとなるよう努める。

- ③ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の20%程度

ロ 実践コース 訓練認定規模の80%程度

うち、介護系、医療事務系、デジタル系の各分野の割合は、介護系20%程度、医療事務系14%程度、デジタル系16%程度とする。

コース別内訳	計
基礎コース	139人
実践コース	554人
介護・福祉系	105人
医療事務系	75人
デジタル系	90人
その他	284人
(※うち地域ニーズ枠)	(110人)

※ 地域ニーズ枠は、実践コースの内数とし、「安定就労に向けた資格等を取得するコースとして要件を満たした訓練期間が2か月間のコース」並びに「育児・介護等の事情により受講に当たって配慮が必要な方、アルバイト等不安定な就労状態にある在職者の方、又は居住地域に訓練実施機関がないことにより職業訓練の受講が困難な地域に居住する方向けに設定されたeラーニングコース」を優先認定する。

- ④ 求職者支援訓練のうち、次の上限値以下で新規参入となる職業訓練を認定する。

イ 基礎コース 上限値30%

ロ 実践コース 上限値 30%

- ※ 算定した結果、認定上限値が定員を下回る場合は、これを定員まで切り上げるができる。ただし、実績枠が新規枠を下回ることがないようにする。
- ※ ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のため同一認定単位期間内で新規枠に振り替えることも可とする。

⑤ 認定単位期間は、四半期単位とする。

なお、認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、愛媛労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部のホームページで周知する。

⑥ 余剰定員の取扱い

- ・ 認定コースの定員数が上限値を下回った場合の繰り越し分及び中止コース繰り越し分については、次期以降の認定単位期間の同コース・同分野の認定上限値を引き上げるために活用する。
- ・ 実践コースについては、「介護・福祉分野」「医療事務分野」「デジタル分野」において訓練コースが認定されなかった場合の余剰定員について、同一認定単位期間の「その他」分野への振替を可とする。
- ・ 第3・四半期及び第4・四半期においては、繰り越し分の同一分野での認定、基礎・実践間の振替及び実践コースの他分野への振替についても可とする。

(4) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

① 県立校

訓練定員数は440人とし、主にものづくり分野に重点をおいた訓練を実施する。

推進員が企業巡回において把握した地域企業の訓練ニーズに応じた訓練コースを設定・導入するほか、技能検定等資格取得に対応した訓練コースを拡充することにより、地域産業を支える中核技能者の養成を図る。

特に、愛媛中央産業技術専門学校においては、地元タオル業界及び縫製業界が取り組む実践型人材養成システムによる訓練や有期実習型訓練を支援するため、これら訓練におけるOFF-JT（学習）の実施を通じて、地域産業人材を育成する。

② 機構立校（愛媛職業能力開発促進センター）

訓練定員数は807人とする。

地方公共団体との役割分担を一層明確化するとともに、民業補完に徹する観点から、地域の人材育成ニーズに基づきつつ、民間教育訓練機関等の実施状況を踏まえたコース設定とする。「ものづくり分野」を中心としたAR・VR技術等の新たな技術の導入に向けた検討を行い、真に高度なもののみ限定して、中小企業等の従業員を主な対象とした訓練を実施する。

このほか、中小企業等に対する生産性向上やDXを推進するための人材育成支援（生産性向上支援訓練）を実施するため、生産性向上人材育成支援センターにおいて、地域の関係機関と連携を図りながら、分野を問わず総合的な支援を実施

することとし、訓練定員数は概ね 1,000 人程度とする。

(5) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

① 県立校

訓練定員数は 160 人とし、実施に当たっては、主にもものづくり産業を担う人材育成に一層集中して実施する。就職率は前年以上を目指す。

新規卒業者については、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、地域企業のニーズに対応した人材育成が喫緊の課題となっていることから、訓練カリキュラム見直しなどにより、更なる若年者の確保と県内就職促進を図る。

② 機構立校（愛媛職業能力開発促進センター）

実施していない。

(6) 障がい者等に対する公共職業訓練の対象者数等

① 県立校

訓練定員数（委託訓練）は 124 人とし、就職率は前年以上を目指す。

様々な障がいを持つ方に対応した多様な訓練^{注2}を実施するとともに、障がい者訓練就労支援員（臨床心理士等の有資格者）による訓練生へのきめ細やかなサポートを行うことにより障がい者の就職を促進するとともに、精神保健福祉士や精神科医等による相談支援体制の強化を図る。

また、障がい者職業訓練のコーディネーター及びコーチ、求人・職場実習先の開拓や就職後のアフターフォローを行う求人開拓員を訓練校に配置することにより、障がい者の就労支援及び職場定着を図る。

② 機構立校（愛媛職業能力開発促進センター）

実施していない。

4 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

(1) 関係機関の連携

公的職業訓練を効果的に実施するため、関係機関がこれまで以上に連携を強化する。訓練を総合的かつ計画的に実施できるよう地域職業能力開発促進協議会等の合議体を効果的・効率的に活用し、特に、委託訓練と求職者支援訓練との間で訓練分野や実施時期等を調整することとする。

また、「募集→訓練→就職支援」のサイクルの好循環を達成するため、ハローワークと訓練実施機関が緊密に連携することとする。具体的には、ハローワークは、訓練実施機関に対し就職支援に資する施策の情報提供等に努めるとともに、訓練実施機関は、ハローワークに対し訓練の内容・特徴等の情報提供に努める。また、訓

² 精神障がい者を対象とした委託訓練（短期課程 6 ヶ月 定員 15 名）、発達障がい者を対象とした委託訓練（短期課程 1 年 定員 10 名）、障害者の態様に応じた多様な委託訓練（知識・技能習得科（デュアルシステム）（知的障がい者）：定員 20 名、知識・技能習得科（身体障がい者等）：定員 40 名、実践能力習得科：定員 39 名）

練受講生に対し就職までの一貫した支援を行うため、訓練実施機関は、ハローワークに対し訓練修了前の受講生の就職活動の状況等を共有するとともに、訓練修了時点で就職が決まらない可能性のある受講生に対しては、訓練期間中のハローワークの利用を積極的に勧奨する。

併せて、医療・福祉、建設等の人手不足分野の人材確保が図られるよう、ハローワークは、これら分野の事業所に対し雇用管理改善の啓発を行うとともに、求職者に対しては職種の魅力を訴求し、当該分野の訓練受講を勧奨する。

(2) ジョブ・カードの活用

ハローワークは、訓練受講希望者に対し事前にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施し、訓練受講の目的や獲得を目指すスキルのレベルを明確にするとともに、労働市場の状況等を勘案した上で、適切な訓練コースの選択を支援する。

また、訓練実施機関は、訓練実施期間中、訓練生に対し技能・知識の公的証明等としてのジョブ・カード作成の意義を丁寧に説明した上で、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び訓練成果の評価を実施し、必要に応じ当該結果をハローワークと共有する。

なお、ジョブ・カードの作成に当たっては、キャリア形成サポートセンターと連携し、「令和5年度訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」を有効に活用することとする。

(3) ワーキンググループ（WG）による訓練効果の把握・検証

愛媛県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部及び愛媛労働局が公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（WG）の構成員となり、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

5 その他（職業能力の開発及び向上の促進のための取組等）

地域におけるリスクリング事業については、地域への人の投資（リスクリング）の推進のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する経営者等の意識改革・理解促進、リスクリングの推進サポート等及び従業員の理解促進・リスクリング支援に要する経費について、地方単独事業として実施する場合に、新たに特別交付税の措置が講じられることから、愛媛県及び域内市町が地方単独事業として実施するものについて、当該実施計画に位置付ける事業とする。（別紙参照）

地域リスキリング推進事業一覧

〔自治体名〕

愛媛県

部課所名	事業名	事業概要				備考
		事業費	実施主体	対象者	内容	
松山市 産業経済部 地域経済課	人材育成等補助事業	4,000,000円	松山市	市内中小企業等	市内の中小企業等が従事者の資質の向上を図るため実施する研修等に参加させた際に係る費用を一部補助(国家資格・公的資格に係るものまたは法的根拠のある研修等に限る)	制度概要(松山市H.P) 交付要綱
今治市 市民環境部 環境政策課	GX(グリーンTRANSフォーメーション)推進事業	2,000,000円	今治市	市内企業及び経済団体並びに農林水産業団体等	市内企業及び経済団体並びに農林水産業団体等に向けて、脱炭素社会と経済成長の両立を図るためのGXスタートアップシンポジウムを開催(年1回 参加者 約200人)	R5年度実施予定 事業チラシ等未調整
西条市 産業経済部 産業振興課	地域産業競争力強化事業費補助金	454,000円	西条市	中小企業者のうち、製造業に属する事業を営むもの	研修受講料、資格等の取得に要した経費に対して、補助金を交付する	公募要領 事業チラシ(R4)

令和 5 年度 全国職業訓練実施計画（案）

令和 5 年 2 月

第 1 総則

1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

2 計画期間

計画期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第 2 労働市場の動向、課題等

1 労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率や完全失業率の悪化など雇用への大きな影響が見られたものの、足下の令和 4 年 12 月現在では求人を持ち直しの動きが堅調である。一方、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って人手不足感が再び深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

2 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和4年度の新規求職者は令和4年12月末現在で3,356,560人（前年同月比98.9%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和4年12月末現在で1,574,122人（前年同月比99.7%）であった。

これに対し、令和4年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

<令和4年4月～12月>

離職者に対する公共職業訓練	85,967人（前年同期比95.7%）
求職者支援訓練	27,486人（前年同期比137.3%）
在職者訓練	54,810人（前年同期比116.2%）

第3 令和5年度の公的職業訓練の実施方針

令和3年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 就職率が高く、応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「IT分野」「デザイン分野」）があること
- ③ 求職者支援訓練のうち基礎コースは令和3年度計画では認定規模の50%程度としていたが、実績は2割であること

- ④ 委託訓練の計画数と実績の乖離があること
- ⑤ デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在が課題であること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和5年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

①については、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。

②については、求人ニーズに即した訓練内容か、十分な就職支援かについて検討した上で、運用を見直す。また、情報技術者として働くことに関心を持てるような支援（IT専門訓練受講後に応募可能な求人情報の提供、企業実習を通じた働くイメージの醸成等）等、ハローワークと連携した就職支援を強化する。

③については、社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースの設定を推進するとともに、実態を踏まえた計画を策定する。

④については、訓練期間等のニーズを踏まえた訓練コースの設定を推進し、計画数と実績の乖離の解消に努める。

⑤については、職業訓練のデジタル分野への重点化を図る。

第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

1 離職者に対する公的職業訓練

(1) 離職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数及び目標

(国の施設内訓練)

対象者数	24,000人
目標	就職率：82.5%

(委託訓練)

対象者数	121,074人
目標	就職率：75%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

離職者に対する公共職業訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 職業訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会の提供にあつては、都道府県又は市町村が能開法第16条第1項または第2項の規定に基づき設置する施設（障害者職業能力開発施校を除く。）において実施する職業訓練との役割分担を踏まえる。
- ・ 国の施設内訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。

- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指すコースや企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費を委託費の対象とする措置により、訓練コースの設定を推進する。
- ・ IT分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、十分な就職支援を実施する。
- ・ IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・ ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースを充実させる。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・ 委託訓練については、計画数を踏まえ、十分な訓練機会の確保に努める。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・ 雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等のひとり親、刑務所を出所した者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施する。
- ・ これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

(2) 求職者支援訓練

ア 対象者数及び目標

対象者数 49,591人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限70,844人

目標 雇用保険適用就職率：基礎コース 58% 実践コース 63%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 基礎的能力を習得する職業訓練(基礎コース)及び実践的能力を習得する職業訓練(実践コース)を設定することとし、全国の認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の40%程度

実践コース 訓練認定規模の60%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル分野20%、介護分野20%を下限の目安として設定する。

- ・ 地域ニーズ枠については、より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等について、全ての都道府県の地域職業訓練実施計画で設定する。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練(離職者訓練)の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、都道府県の認定規模の20%以内で設定する。
- ・ 新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 30%

- ・ 新規参入枠については、地域において必ず設定し、かつ、上記の値を超えてはならないこととするが、一の申請対象期間における新規参入枠以外の設定数(以下「実績枠」という。)に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を、当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- ・ 新規参入枠については、①職業訓練の案等が良好なものから認定、②①以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練(eラーニングコース)におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置により、訓練コース設定を推進する。
- ・ IT分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、十分な就職支援を実施すること。
- ・ IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル(資格など)の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハロー

ワークと連携した就職支援を実施する。

- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

2 在職者に対する公共職業訓練等

(1) 対象者数

公共職業訓練（在職者訓練）	64,000人
生産性向上支援訓練	45,500人

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。
- ・ ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・ ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。
- ・ 訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。

3 学卒者に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

対象者数	5,800人（専門課程4,000人、応用課程1,700人、普通課程100人）
目標	就職率：95%

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応でき

る高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。特に、DX等に対応した職業訓練コースを充実する。

4 障害者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

(施設内訓練)

対象者数 2,930人

目標 就職率：70%

(委託訓練)

対象者数 3,380人

目標 就職率：55%

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 障害者職業能力開発校においては、精神障害者を始めとする職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れて、個々の受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練を一層推進する。あわせて、公共職業安定所等との連携の下、在職する障害者の職業能力の開発及び向上を図るための在職者訓練の周知等に努める。
- ・ 都道府県が職業能力開発校において、精神保健福祉士等の配置、障害者に対する職業訓練技法等の普及を推進することにより、精神障害者等を受け入れるための体制整備に努める。
- ・ 障害者委託訓練の設定については、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースの訓練期間の柔軟化や委託先開拓業務等の外部委託の活用等により、精神障害者向けの訓練コース設定を促進しつつ、委託元である都道府県が関係機関と連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。障害者委託訓練のうち知識・技能習得訓練コース等において、障害を補うための職業訓練支援機器等を活用した場合、職場実習機会を付与した場合や就職した場合の経費の追加支給を実施するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進する。
- ・ 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練コースの見直しを実施する。
- ・ 定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、公共職業安定所等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施する。
- ・ 「職業能力開発施設における障害者職業訓練の在り方について」（障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会報告書）を踏まえた取組を推進する。

目的

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

構成員

地域職業能力開発促進協議会（地域協議会）の構成員のうち、
都道府県労働局、都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（※他の構成員の追加可）

検証手法

検証対象の訓練分野を選定し、当該分野の訓練コースの対象へのヒアリングを行い、その結果から、訓練効果等に関して検証し、改善促進策（案）を検討。

具体的な進め方

- ① 地域協議会で検証対象の訓練分野を選定。
- ② ワーキンググループ（WG）は、選定された分野の中から訓練コースを3コース以上選定し、各コースの対象の3者にヒアリング。（ヒアリング対象：訓練修了者、訓練修了者の採用企業、訓練実施機関）
- ③ WGは、ヒアリング結果を踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体について「訓練効果が期待できる内容」、「訓練効果を上げるために改善すべき内容」を整理。⇒改善促進策（案）を検討。
- ④ WGは、地域協議会に改善促進策（案）を報告し、次年度の地域職業訓練計画の策定に反映。

スケジュール

	令和4年度	令和5年度上半期	令和5年度下半期
中央職業能力開発促進協議会	2月 協議会開催	9月 協議会開催	2月 地域協議会から検討結果を報告 協議会開催
地域職業能力開発促進協議会	2～3月 協議会開催 ① 検証対象訓練分野を選定	②	10月頃 協議会開催 WGから報告→次年度の計画の策定に反映 ④
ワーキンググループ（WG）		ヒアリング → 結果整理 → 改善促進策（案）検討 選定分野のうち3コース以上 × 3者（修了者、採用企業、実施機関）	

ハロートレーニング（離職者向け）の5年度計画

資料 1 1

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

愛媛県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者支 援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） ＋求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	144	0	54	0	90
	営業・販売・事務分野	812	0	528	0	284
	医療事務分野	155	0	80	0	75
	介護・医療・福祉分野	301	60	136	0	105
	農業分野	0	0	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0	0	0
	デザイン分野	0	0	0	0	0
	製造分野	285	10	7	268	0
	建設関連分野	125	0	23	102	0
	理容・美容関連分野	0	0	0	0	0
	その他分野	108	10	9	89	0
求職者支援訓練（基礎コース）		139	—	—	—	139
合計		2,069	80	837	459	693
（参考） デジタル分野		295	0	69	136	90

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

【速報値】

令和4年度 公共職業訓練の実施状況（都道府県別・分野別）

都道府県	訓練開始年月日			38_愛媛															
	2022/4/1	～	2022/12/31																
38_愛媛				(令和5年1月24日時点)															
分野別	計																		
	施設内						委託												
	①開講 コース数	②定員	③受講 申込者数	④受講 者数	応募倍率 ③/②	定員充足 率 ④/②	①開講 コース数	②定員	③受講 申込者数	④受講 者数	応募倍率 ③/②	定員充足 率 ④/②	①開講 コース数	②定員	③受講 申込者数	④受講 者数	応募倍率 ③/②	定員充足 率 ④/②	
農業・林業・鉱業系	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	
建設系	7	82	58	53	0.71	64.6%	6	78	52	49	0.67	62.8%	1	4	6	4	1.50	100.0%	
製造系	22	181	174	123	0.96	68.0%	21	178	170	120	0.96	67.4%	1	3	4	3	1.33	100.0%	
事務系	33	453	450	359	0.99	79.2%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	33	453	450	359	0.99	79.2%	
情報系	1	8	4	1	0.50	12.5%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	1	8	4	1	0.50	12.5%	
サービス系	5	81	84	67	1.04	82.7%	4	66	63	52	0.95	78.8%	1	15	21	15	1.40	100.0%	
介護系	14	123	88	75	0.72	61.0%	2	40	20	17	0.50	42.5%	12	83	68	58	0.82	69.9%	
その他	2	18	11	10	0.61	55.6%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	2	18	11	10	0.61	55.6%	
総計	84	946	869	688	0.92	72.7%	33	362	305	238	0.84	65.7%	51	584	564	450	0.97	77.1%	

注：選択された都道府県において、記載された訓練開始年月日に開始する訓練コースについて集計
障害者訓練は除く

- ①は開講されたコースの総数であり、②は当該コースに係る定員の総数(中止分を除く)
- ③の受講者申込者数は、訓練が開講されたコースに係る受講申込みした者の総数(中止分を除く)
- ④の受講者数は、当月中に訓練を開始した者の総数

【速報値】

令和4年度 公共職業訓練の実施状況（都道府県別・分野別）

都道府県	訓練開始年月日			都道府県															
	2022/4/1	～	2022/12/31																
38_愛媛				(令和5年1月24日時点)															
分野別	計																		
	施設内												委託						
	①開講コース数	②定員	③受講申込者数	④受講者数	応募倍率③/②	定員充足率④/②	①開講コース数	②定員	③受講申込者数	④受講者数	応募倍率③/②	定員充足率④/②	①開講コース数	②定員	③受講申込者数	④受講者数	応募倍率③/②	定員充足率④/②	
農業・林業・鉱業系	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	
建設系	1	4	6	4	1.50	100.0%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	1	4	6	4	1.50	100.0%	
製造系	3	28	29	26	1.04	92.9%	2	25	25	23	1.00	92.0%	1	3	4	3	1.33	100.0%	
事務系	33	453	450	359	0.99	79.2%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	33	453	450	359	0.99	79.2%	
情報系	1	8	4	1	0.50	12.5%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	1	8	4	1	0.50	12.5%	
サービス系	1	15	21	15	1.40	100.0%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	1	15	21	15	1.40	100.0%	
介護系	14	123	88	75	0.72	61.0%	2	40	20	17	0.50	42.5%	12	83	68	58	0.82	69.9%	
その他	2	18	11	10	0.61	55.6%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	2	18	11	10	0.61	55.6%	
総計	55	649	609	490	0.94	75.5%	4	65	45	40	0.69	61.5%	51	584	564	450	0.97	77.1%	

注：選択された都道府県において、記載された訓練開始年月日に開始する訓練コースについて集計
 障害者訓練は除く
 ①は開講されたコースの総数であり、②は当該コースに係る定員の総数(中止分を除く)
 ③の受講者申込者数は、訓練が開講されたコースに係る受講申込みした者の総数(中止分を除く)
 ④の受講者数は、当月中に訓練を開始した者の総数

【速報値】

令和4年度 公共職業訓練の実施状況（都道府県別・分野別）

都道府県	訓練開始年月日			機構															
	2022/4/1	～	2022/12/31	計												委託			
38_愛媛				施設内												委託			
分野別	①開講コース数	②定員	③受講申込者数	④受講者数	応募倍率③/②	定員充足率④/②	①開講コース数	②定員	③受講申込者数	④受講者数	応募倍率③/②	定員充足率④/②	①開講コース数	②定員	③受講申込者数	④受講者数	応募倍率③/②	定員充足率④/②	
農業・林業・鉱業系	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	
建設系	6	78	52	49	0.67	62.8%	6	78	52	49	0.67	62.8%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	
製造系	19	153	145	97	0.95	63.4%	19	153	145	97	0.95	63.4%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	
事務系	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	
情報系	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	
サービス系	4	66	63	52	0.95	78.8%	4	66	63	52	0.95	78.8%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	
介護系	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	
その他	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	
総計	29	297	260	198	0.88	66.7%	29	297	260	198	0.88	66.7%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	

(令和5年1月24日時点)

注：選択された都道府県において、記載された訓練開始年月日に開始する訓練コースについて集計
障害者訓練は除く

- ①は開講されたコースの総数であり、②は当該コースに係る定員の総数(中止分を除く)
- ③の受講者申込者数は、訓練が開講されたコースに係る受講申込みした者の総数(中止分を除く)
- ④の受講者数は、当月中に訓練を開始した者の総数

【速報値】

令和4年度 求職者支援訓練の実施状況（都道府県別・分野別）

都道府県	訓練開始年月日																		
38_愛媛	2022/4/1	～	2022/12/31	(令和5年1月24日時点)															
分野別	38_愛媛																		
	計						基礎コース						実践コース						
	①開講 コース数	②定員	③受講申 込者数	④受講者 数	応募倍率 ③/②	定員充足 率 ④/②	①開講 コース数	②定員	③受講申 込者数	④受講者 数	応募倍率 ③/②	定員充足 率 ④/②	①開講 コース数	②定員	③受講申 込者数	④受講者 数	応募倍率 ③/②	定員充足 率 ④/②	
IT	1	10	4	4	0.40	40.0%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	1	10	4	4	0.40	40.0%	
営業・販売・事務	12	174	171	132	0.98	75.9%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	12	174	171	132	0.98	75.9%	
医療事務	2	40	38	29	0.95	72.5%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	2	40	38	29	0.95	72.5%	
介護・医療・福祉	2	30	25	23	0.83	76.7%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	2	30	25	23	0.83	76.7%	
デザイン	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	
その他	6	134	100	88	0.75	65.7%	6	134	100	88	0.75	65.7%	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	
総計	23	388	338	276	0.87	71.1%	6	134	100	88	0.75	65.7%	17	254	238	188	0.94	74.0%	

備考：選択された都道府県において、記載された訓練開始年月日の期間中に開始する訓練コースについて集計

- ①は開講されたコースの総数であり、②は当該コースに係る定員の総数(中止分を除く)
- ③の受講者申込者数は、訓練が開講されたコースに係る受講申込みした者の総数(中止分を除く)
- ④の受講者数は、当月中に訓練を開始した者の総数